

守口市立地適正化計画



令和6年3月 改定

目次

第Ⅰ章 立地適正化計画について	1
1. 立地適正化計画改定にあたって	1
1-1 前立地適正化計画策定について	1
1-2 立地適正化計画改定の背景	2
2. 立地適正化計画の概要	5
2-1 立地適正化計画制度	5
3. 立地適正化計画区域と計画期間	7
3-1 立地適正化計画区域	7
3-2 計画期間	7
第Ⅱ章 現況と将来予測、都市構造上の課題	8
1. 人口・経済活動	8
2. 土地利用	16
3. 都市機能	24
4. 公共交通	27
5. 都市防災	28
6. 都市構造上の課題を踏まえたまちづくりの方針	29
第Ⅲ章 立地の適正化に関する基本方針	30
1. 将来都市像	30
2. 立地の適正化に関する基本方針	32
3. 目指すべき都市の骨格構造	34
第Ⅳ章 都市機能誘導区域と誘導施設、施策	36
1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方	36
1-1 目的	36
1-2 効果	36
2. 都市機能誘導区域の設定	36
2-1 区域の定義	36
2-2 区域設定の基本的な考え方	37
2-3 都市機能誘導区域	38
3. 都市機能誘導区域の基本方針	41
4. 誘導施設の設定	43
4-1 誘導施設の定義	43

4-2	誘導施設の設定の基本的な考え方	43
4-3	誘導施設	43
5	都市機能の誘導のための施策	47
5-1	届出制度等による都市機能の誘導	47
5-2	地域の特性を活かした拠点における魅力の向上と賑わい・交流の創出	47
5-3	公共施設の再編	47
5-4	公的不動産等の活用による都市機能の整備	48
第V章	居住誘導区域と施策	49
1	居住誘導区域の基本的な考え方	49
1-1	目的	49
1-2	効果	49
2	地域の特徴と課題の整理	49
3	居住誘導区域の設定	53
3-1	区域の定義	53
3-2	区域設定の基本的な考え方	54
3-3	居住誘導区域	55
4	居住誘導区域の基本方針	58
5	居住の誘導のための施策	63
5-1	住み替え促進	63
5-2	災害リスクの軽減	63
5-3	景観形成の推進	64
5-4	緑化の推進と質的向上、公園緑地の利活用の促進	65
5-5	地域資源を活かした協働のまちづくりの推進	65
5-6	公共交通等の利用環境の改善	66
5-7	住工共存区域における取組	67
VI章	立地適正化の推進	68
1	目標値の設定	68
2	計画の評価および見直し	69
3	届出制度による都市機能・居住の誘導	70
第VII章	防災指針	71
1	防災指針の基本的な考え方	71
1-1	防災指針とは	71
1-2	検討の手順	71
2	災害リスクの現状	72

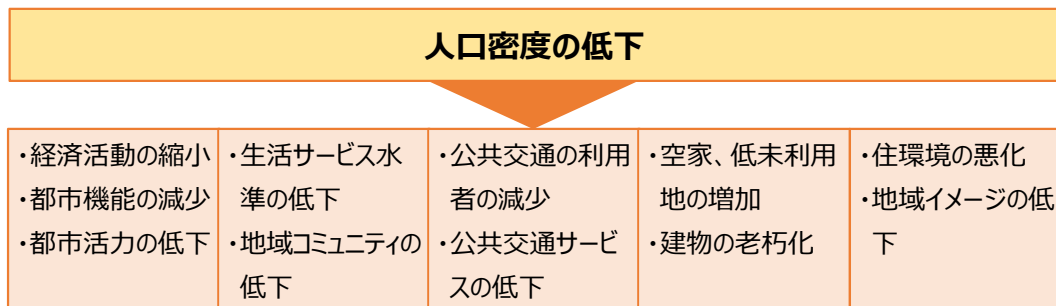
2-1	洪水	72
2-2	雨水出水（内水）	75
2-3	地震	76
3.	都市情報	78
3-1	人口	78
3-2	建物分布	79
3-3	要配慮施設分布	80
3-4	避難施設	82
4.	災害リスク分析	83
4-1	洪水	83
4-2	雨水出水（内水）	94
4-3	地震（上町断層帯地震A）	97
5.	防災上の課題	100
6.	防災まちづくりの方針	102
6-1	防災まちづくりの基本的な考え方	102
6-2	防災対応方針	102
6-3	防災まちづくりの施策	103
6-4	目標値の設定	105

第Ⅰ章 立地適正化計画について

1. 立地適正化計画改定にあたって

1-1 前立地適正化計画策定について

- 急速な人口減少、超高齢化は、近年、大きな社会的となっています。人口密度の低下は、市街地の空洞化を招き経済活動や市民の生活利便性の低下、空家の増加、地域コミュニティの低下等を招くおそれがあります。（図Ⅰ-1）



図Ⅰ-1 人口密度の低下が招く問題

- 人口減少下の社会においては、こうした問題に対応し、生活利便性や地域の活力を維持し、持続的な都市生活を築いていくため、コンパクトなまちづくりに向けた取組みが必要となっています。
- 都市再生特別措置法（以下、「法」といいます。）の一部改正（平成26年（2014年）8月施行）においては、コンパクトなまちづくりを実現するための制度として、「立地適正化計画制度」が位置付けられました。これにより、市町村では立地適正化計画を策定できるようになりました。
- 本市は、高度経済成長期の昭和30年（1955年）代から40年（1965年）代における急激な人口増加に伴い、市街地が急速に拡大し、また、大手家電メーカーの企業城下町として発展を遂げてきました。しかし、人口は昭和50年（1975年）代以降減少に転じ、将来においても人口減少は続くものと予測されています。
- 本市は大阪市に隣接し、交通利便性、生活利便性に優れる一方、将来にわたって続くと予測される人口減少によって経済活動の縮小等が懸念されます。今後も進行すると予測される人口減少を抑制するためには、拠点の魅力や活力を高めるとともに、良質な住環境の創出等により、誰にとっても暮らしやすい都市構造の実現が求められます。こうした背景から、安全・快適に暮らしやすいまちづくりを進めるため、本市では、平成30年3月に「守口市立地適正化計画」を策定し、社会情勢の変化等に対応しながら、様々な取組を推進してきました。

1-2 立地適正化計画改定の背景

- 近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが、喫緊の課題となっています。
- このため、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組みを推進するため、「防災指針」の作成が位置付けられました。防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で、必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り、回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組みを示すものです。
- 今回、この防災指針の追加に併せて、策定から5年を経過した当該計画を見直すため、改定を行うものです。

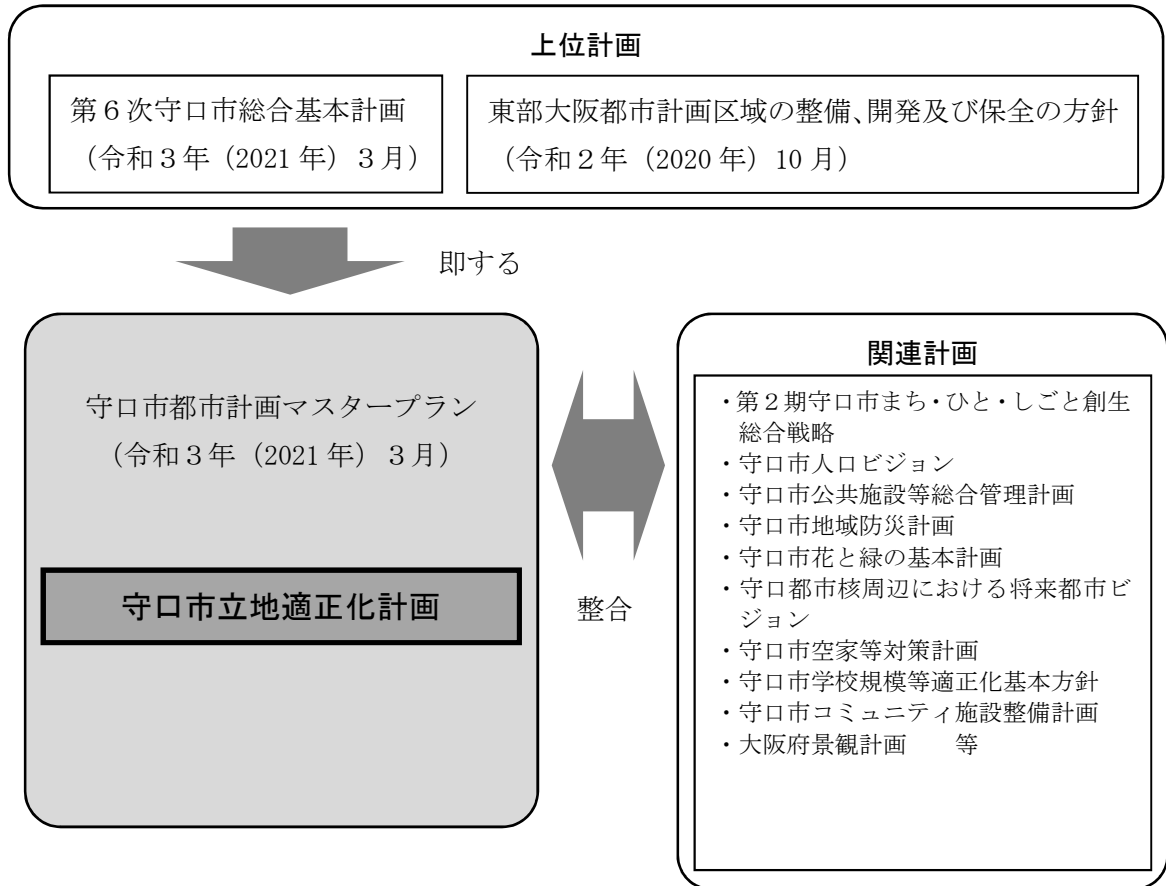
コンパクトなまちづくり

コンパクトなまちづくりとは、以下に示すように、医療、福祉、商業等の都市機能の集約化を図り、公共交通等によるネットワーク化によって、圏域の人口の確保を目指すまちづくりをいいます。

- 人口減少下において、行政や医療、福祉、商業等、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくためには、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）することが不可欠であり、これにより各種サービスの効率性を確保する。
- 人口減少に起因する圏域・マーケットの縮小に対応するため、各地域をネットワーク化することによって、各種の都市機能に応じた圏域人口を確保していく。

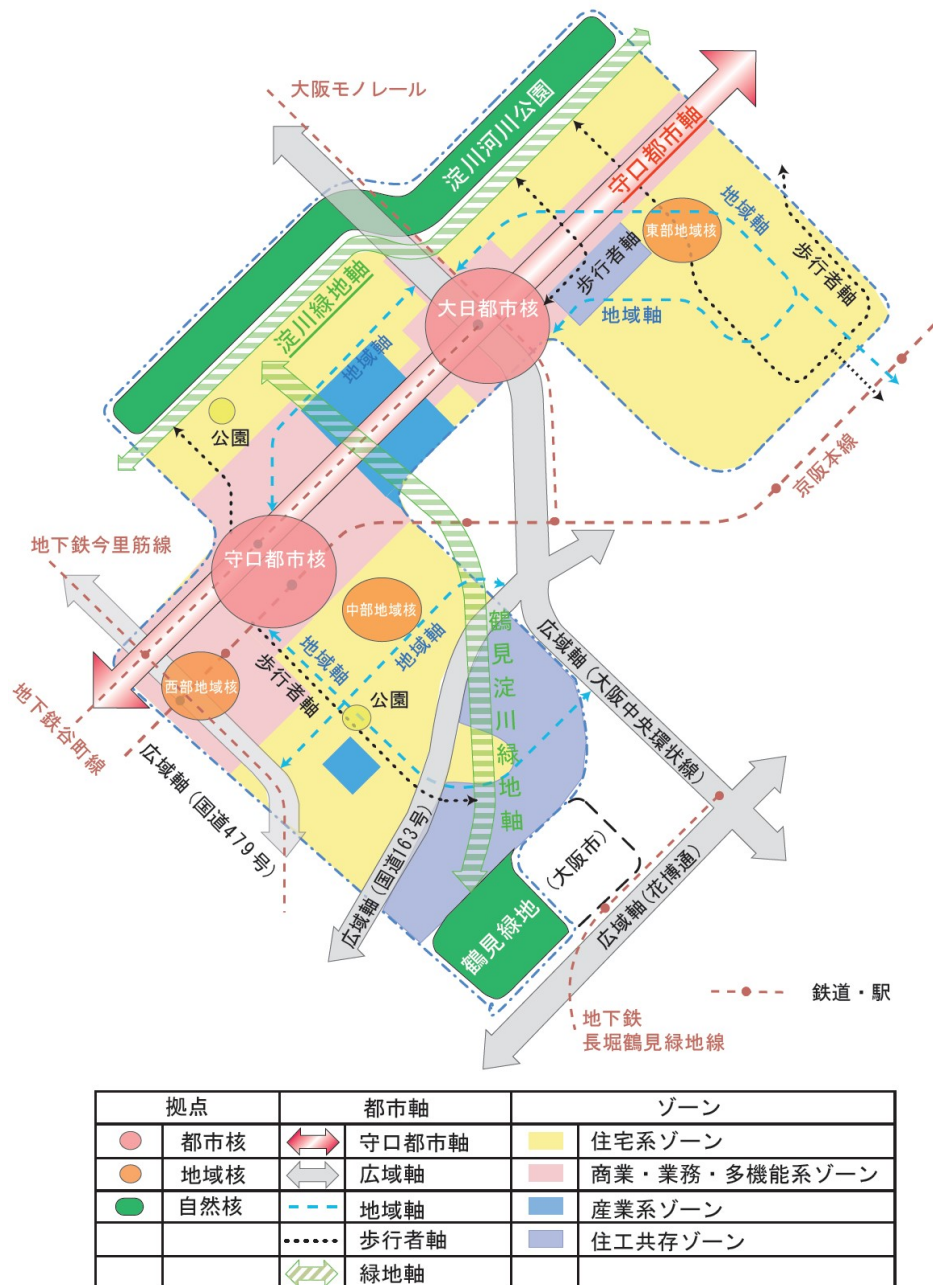
資料：国土のグランドデザイン2050、国土交通省、平成26年（2014年）7月

- 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部として位置づけられており、都市機能の誘導や居住誘導に係る基本的な方針、施策等について定める計画です。（図Ⅰ－２）



図Ⅰ－２ 立地適正化計画の位置付け

- 「守口市都市計画マスタープラン」では、将来都市構造を位置付けています。本市の将来都市構造としては、守口市駅を中心とする「守口都市核」と大日駅を中心とする「大日都市核」を主要な都市拠点と位置付け、その周辺には、日常の買物等の拠点となる「西部地域核」、「中部地域核」、「東部地域核」を位置付けています。（図Ⅰ－３）

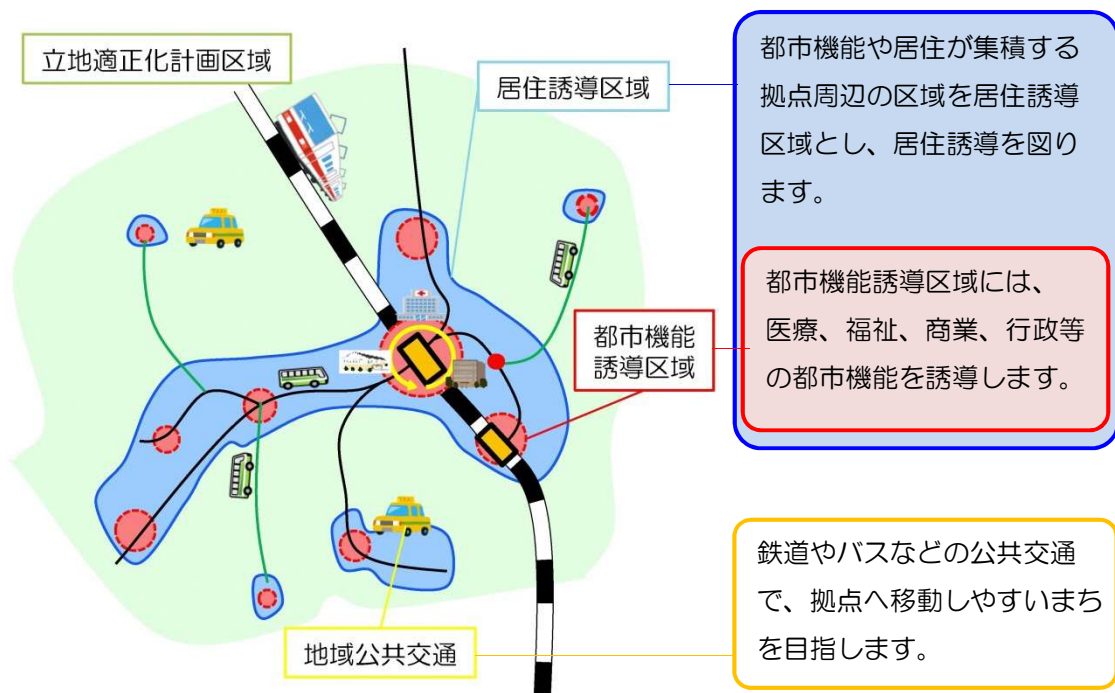


図Ⅰ－３ 守口市都市計画マスタープランにおける将来都市構造

2. 立地適正化計画の概要

2-1 立地適正化計画制度

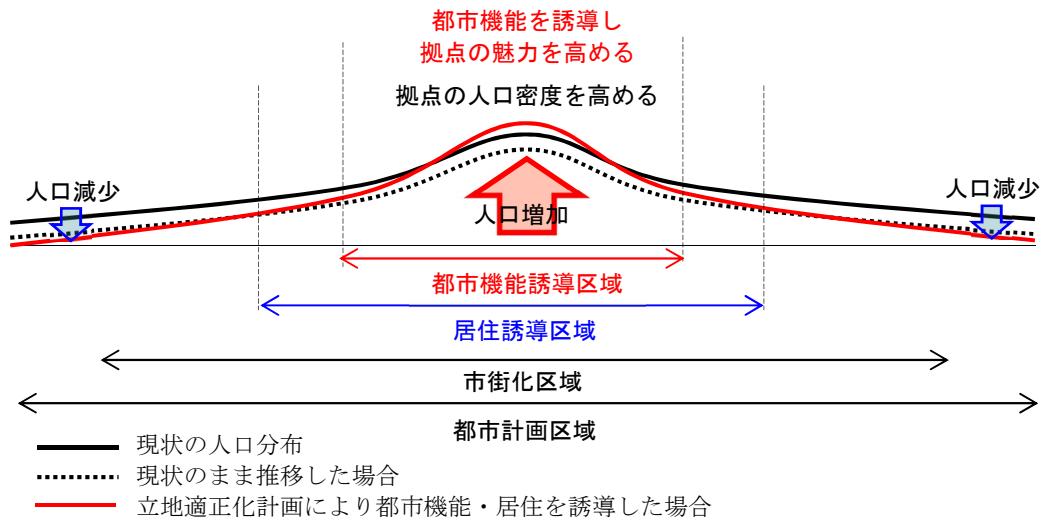
- 立地適正化計画は、今後予測される人口減少、少子・高齢化に対応し、将来、経済活動や生活利便性の低下を招かないよう、都市の拠点周辺に都市機能・人口の集積を図り、暮らしやすいまちづくりを進めるための計画です。（図Ⅰ-4）
- この制度は、都市の拠点に都市機能を誘導し、その周辺に居住を誘導することによって、コンパクトなまちづくりを進めるもので、交付金や金融上の支援措置、税制措置等のインセンティブ、開発時の届出制度等、緩やかな誘導によって、効率的な都市構造の実現を目指す仕組みとなっています。



図Ⅰ-4 コンパクトなまちづくりのイメージ

資料：国土交通省資料

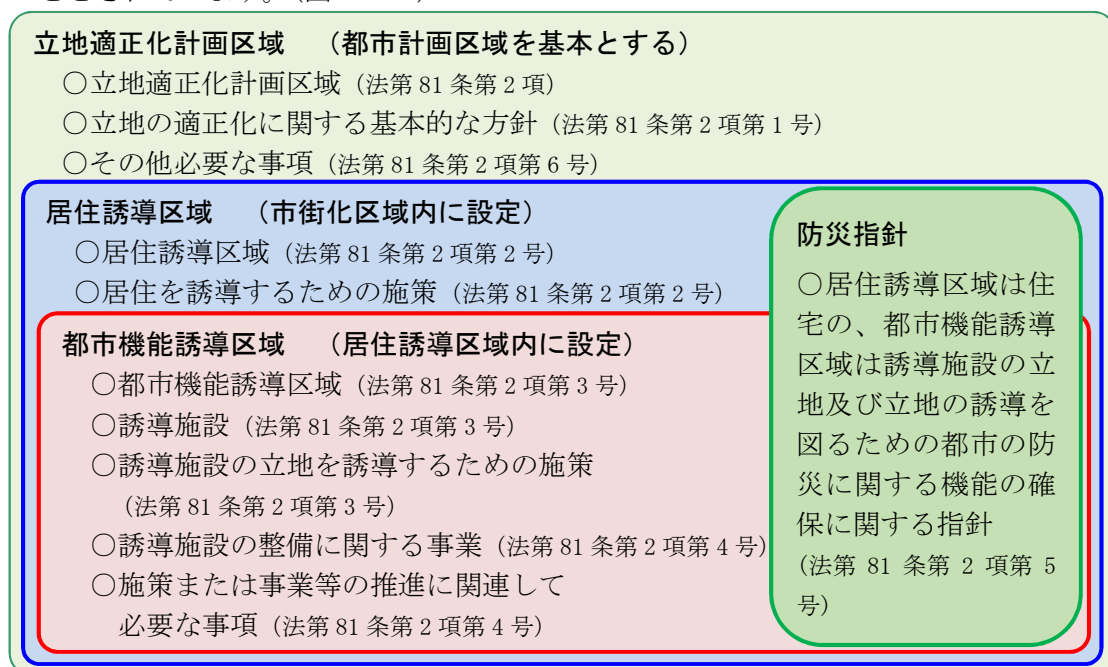
- コンパクトなまちづくりにおいては、拠点への都市機能の誘導により、魅力を高め、その周辺へ緩やかに居住誘導を図ります。
- 立地適正化計画による都市機能および居住の誘導によって、拠点周辺では、人口減少下においても、長期的に人口密度が維持され、持続的な地域社会、経済活動が構築されていくことを目指します。（図Ⅰ－５）



図Ⅰ－５ 人口集積のイメージ

２－２ 立地適正化計画に定める事項

- 立地適正化計画には、都市再生特別措置法第 81 条第 2 項に基づき、「立地適正化計画区域」、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」について、おおむね次に掲げる事項を定めることとされています。（図Ⅰ－６）



図Ⅰ－６ 立地適正化計画に定める事項

3. 立地適正化計画区域と計画期間

3-1 立地適正化計画区域

- 立地適正化計画区域は、本計画の対象区域として定めるもので、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を立地適正化計画区域とすることが基本とされています。（都市計画運用指針）
- 本市は、行政区域の全域（12.71 km²）が都市計画区域に含まれることから、守口市全域を立地適正化計画区域と定めます。

3-2 計画期間

- 立地適正化計画は、将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、その先の将来も考慮することが必要とされています。また、おおむね 5 年ごとに評価を行い必要に応じて見直し等を行うことが望ましいとされています。（都市計画運用指針）
- 本計画においては、改定に際し、都市計画マスタープランとの整合を図りながら、長期的な将来人口の推移を見据え、計画策定年次からおおむね 20 年後の令和 22 年度（2040 年度）を目標年次として定めます。また、おおむね 5 年ごとに評価し、必要に応じて見直しを行います。

目標年次：令和 22 年度（2040 年度）

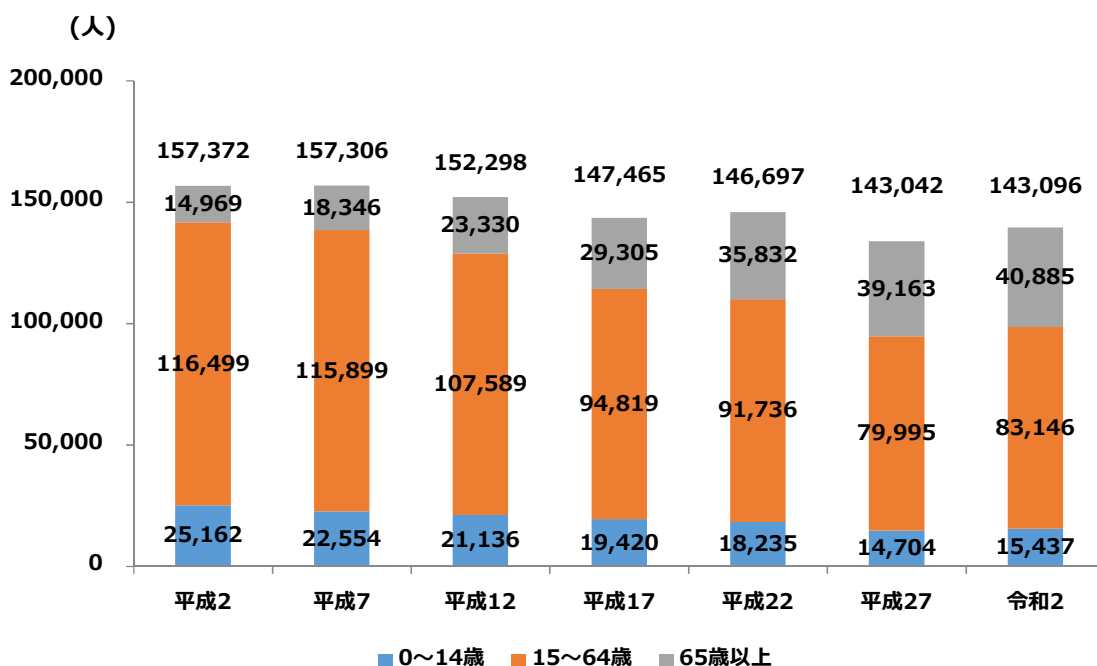
第Ⅱ章 現況と将来予測、都市構造上の課題

- 立地の適正化の見直しにあたっては、人口や土地利用等の現況を把握し、都市構造上の課題について分析を行いました。「人口・経済活動」、「土地利用」、「公共交通」、「都市機能」「都市防災」の各分野における本市の現況および主要な課題は、以下の通りです。

1. 人口・経済活動

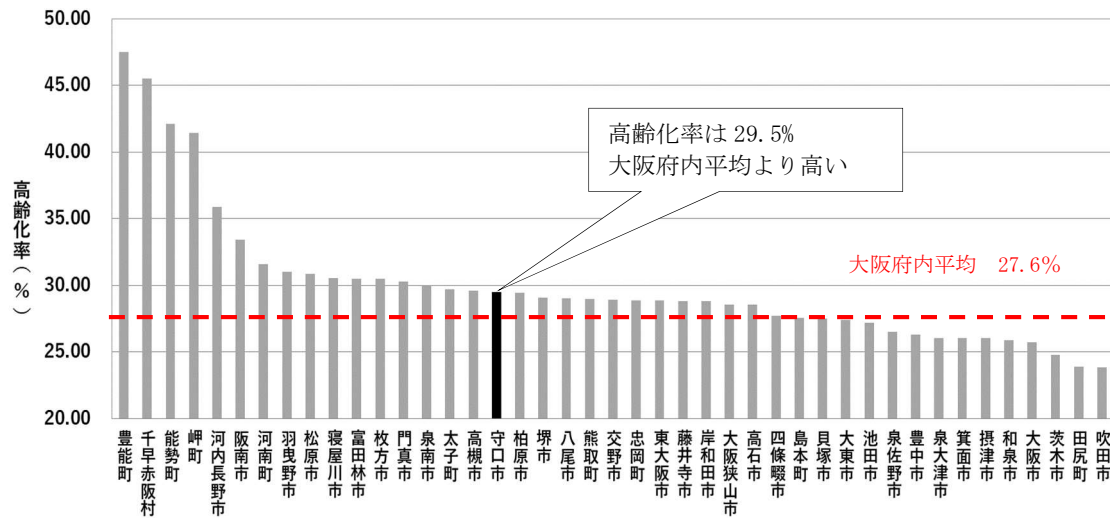
【現況】

- 本市の人口は長期的に減少傾向にあり、令和2年（2020年）国勢調査では、平成2年（1990年）と比較して約1.4万人減少し、143,096人となっています。また、平成2年（1990年）と比較して、高齢者人口（65歳以上の人口）は約2.6万人増加し、年少人口（15歳未満の人口）は約1.0万人減少しています。（図Ⅱ－1）
- 65歳以上の人口割合を表す高齢化率は令和2年（2020年）時点で大阪府内の平均27.6%より高い29.5%となっており、15歳未満の人口割合を表す年少人口率も令和2年（2020年）時点で大阪府内平均の11.7%より低い10.8%となっています。（図Ⅱ－2、図Ⅱ－3）



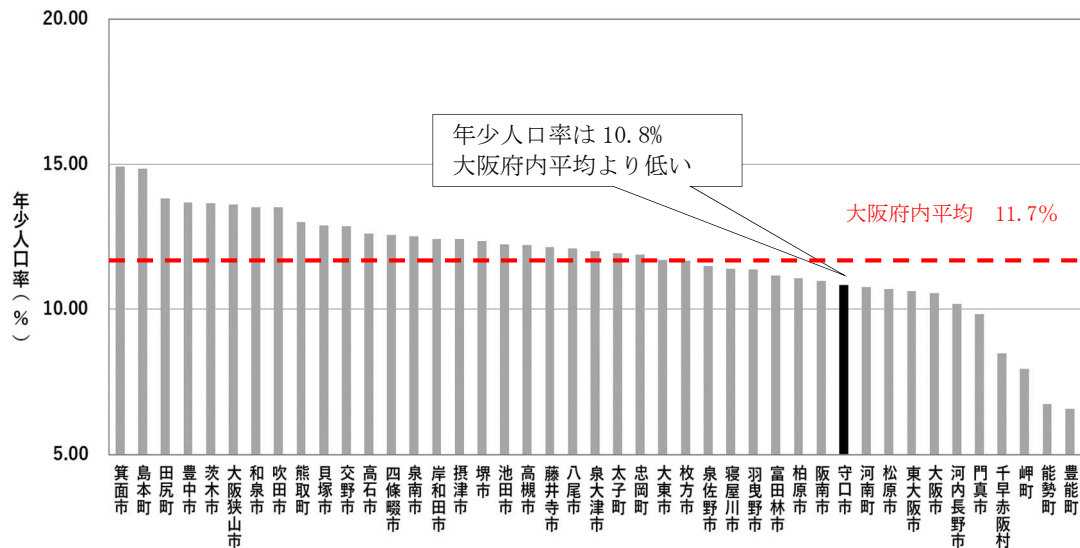
図Ⅱ－1 年齢区分別人口の推移

資料：国勢調査（総務省統計局）



図Ⅱ－２ 大阪府内の市町村の高齢化率

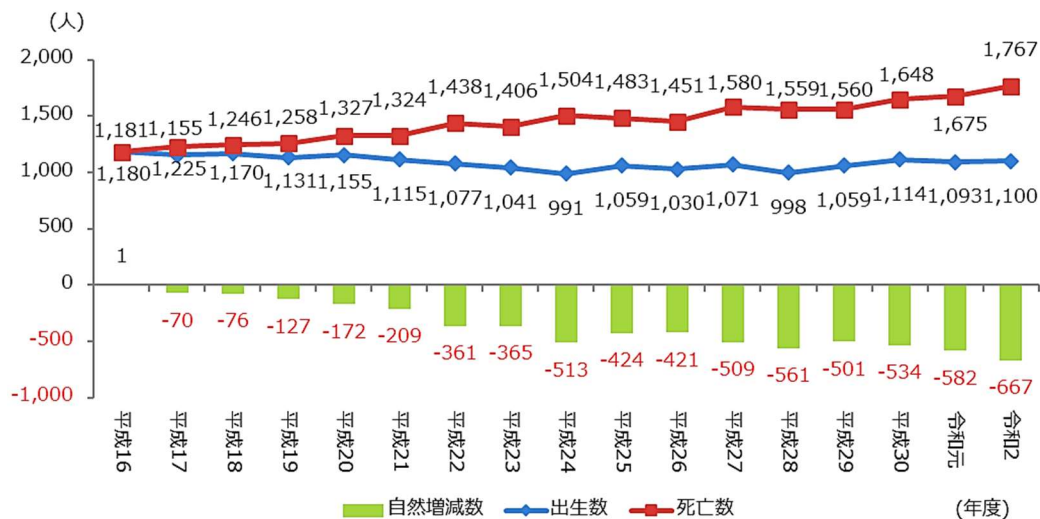
資料：令和３年度（2021年度）大阪府統計年鑑（令和２年（2020年）国勢調査）



図Ⅱ－３ 大阪府内の市町村の年少人口率

資料：令和３年度（2021年度）大阪府統計年鑑（令和２年（2020年）国勢調査）

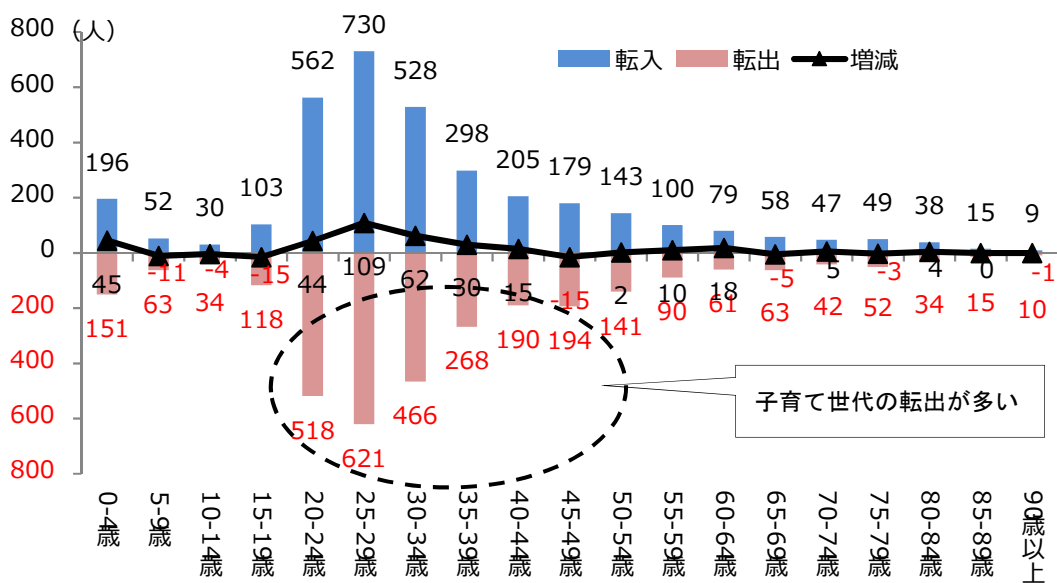
- 近年の住民基本台帳人口によると、少子・高齢化の進行によって、平成17年（2005年）以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状況となっており、人口減少の継続が懸念されます。（図Ⅱ－4）



図Ⅱ－4 出生・死亡数の推移

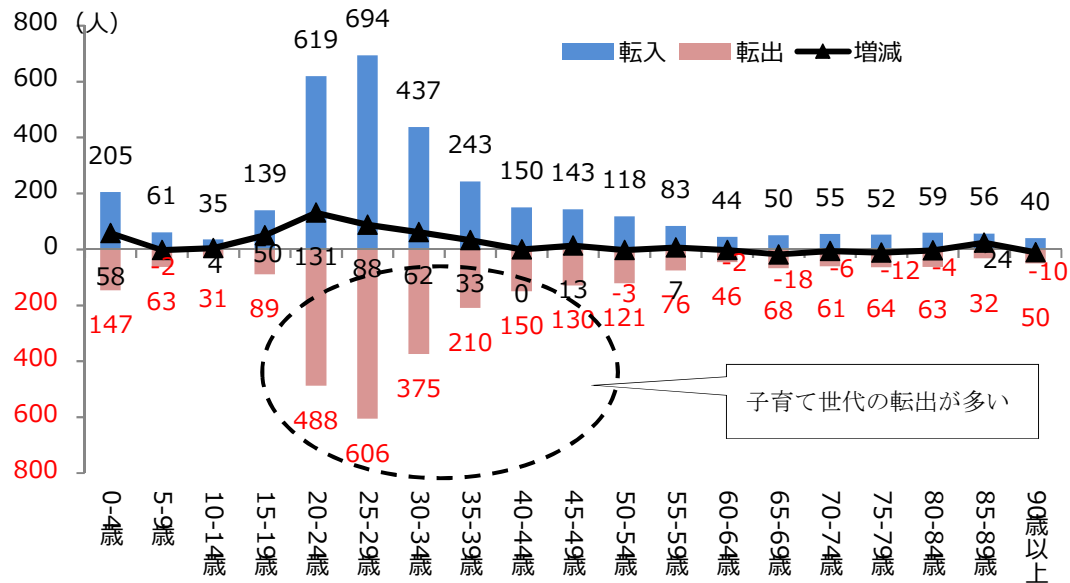
資料：令和3年（2021年）3月 守口市人口ビジョン（守口市「住民基本台帳」）

- 年齢別の人口移動の状況では、転入・転出ともに、男女いずれも20～30歳代が多くなっています。人口増減（転入－転出）を見ると、男女とも、20～34歳の層で大きな増加が見られます。（図Ⅱ－5、図Ⅱ－6）



図Ⅱ－5 5歳階級別転入転出超過（男性）

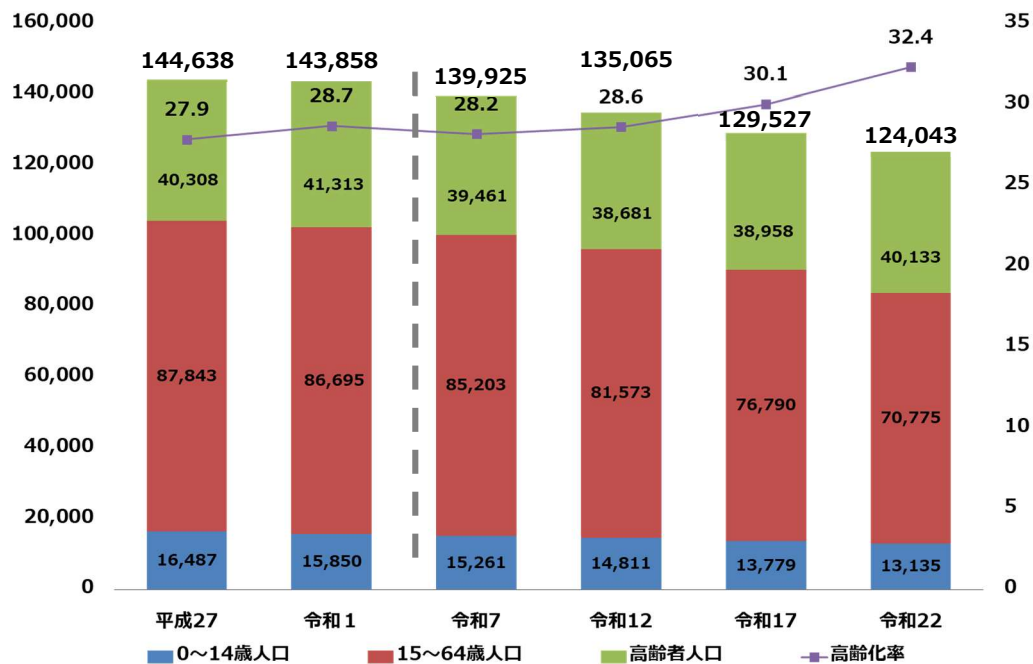
資料：令和3年（2021年）3月 守口市人口ビジョン（守口市「住民基本台帳」）



図Ⅱ－6 5歳階級別転入転出超過（女性）

資料：令和3年（2021年）3月 守口市人口ビジョン（守口市「住民基本台帳」）

- 住民基本台帳人口に基づく将来の人口推移を見ると、令和元年（2019年）の実績値143,858人より令和22年（2040年）には約2.0万人減少し、124,043人となる見込みです。また、高齢化率は令和元年（2019年）時点では28.7%ですが、将来的には増加し、令和22年（2040年）には32.4%に達する見込みです。（図Ⅱ－7）

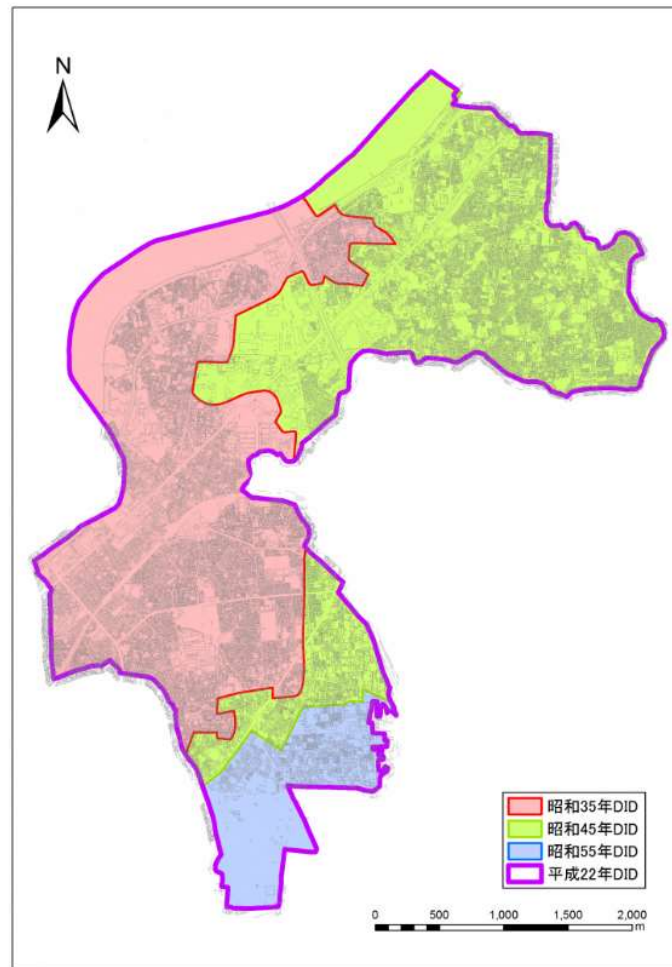


図Ⅱ－7 年齢3区分人口、高齢化率の推移

注）令和3年（2021年）3月 守口市人口ビジョンの推計手法に基づき作成

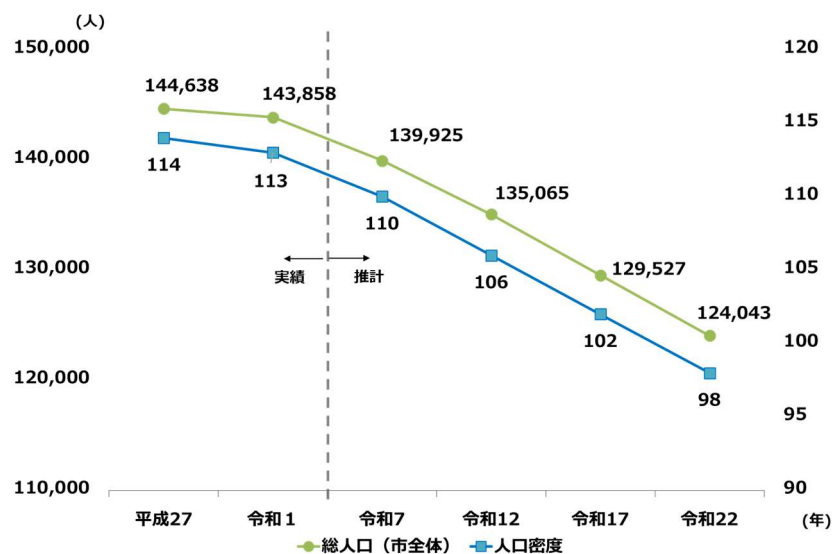
- 本市の人口集中地区（DID：人口密度が40人/ha以上の区域）の範囲は、昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）にかけて急速に拡大し、現在では市全域が人口集中地区となっています。人口集中地区内の人口密度は、緩やかに低下する傾向となっていますが、将来推計人口によると令和2年（2020年）の113人/haから令和22年（2040年）の98人/haへ減少傾向が加速すると考えられます。また、町丁目単位で見ると、おおむね40人/ha^{注）}の人口密度は維持する水準であると想定されます。（図Ⅱ－8、図Ⅱ－9）

注）40人/haとは、市街化区域の設定の参考となる水準で（参照：第Ⅴ章3－1区域の定義）、日常生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度とされています。（資料：立地適正化計画作成の手引き、国土交通省、平成29年（2017年）6月）



図Ⅱ－8 人口集中地区の変遷

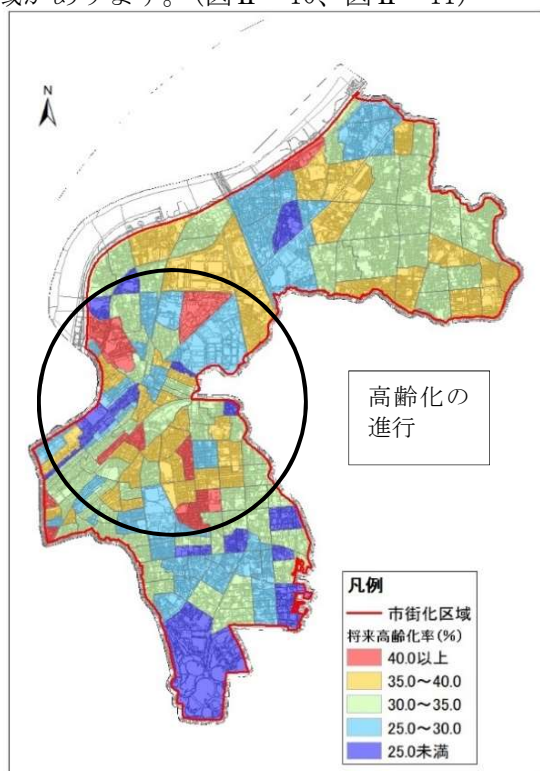
資料：国土数値情報（国土交通省国土政策局）



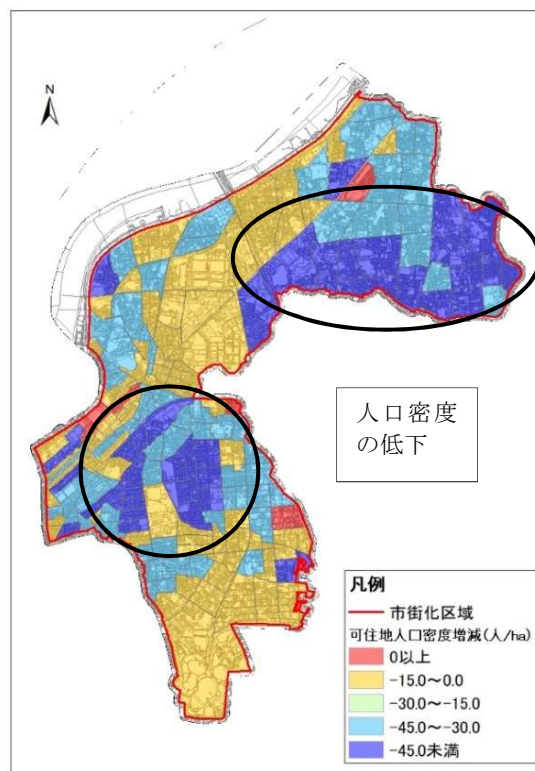
図Ⅱ－9 人口集中地区の人口の推移

注) 令和3年(2021年)3月 守口市人口ビジョンの推計手法に基づき作成

- 令和22年(2040年)の高齢化率と令和元年(2019年)から令和22年(2040年)における人口密度の増減の将来予測を見ると、将来、高齢化の進行や人口密度の低下が著しい地域があります。(図Ⅱ－10、図Ⅱ－11)



図Ⅱ－10 高齢化率(令和22年(2040年))

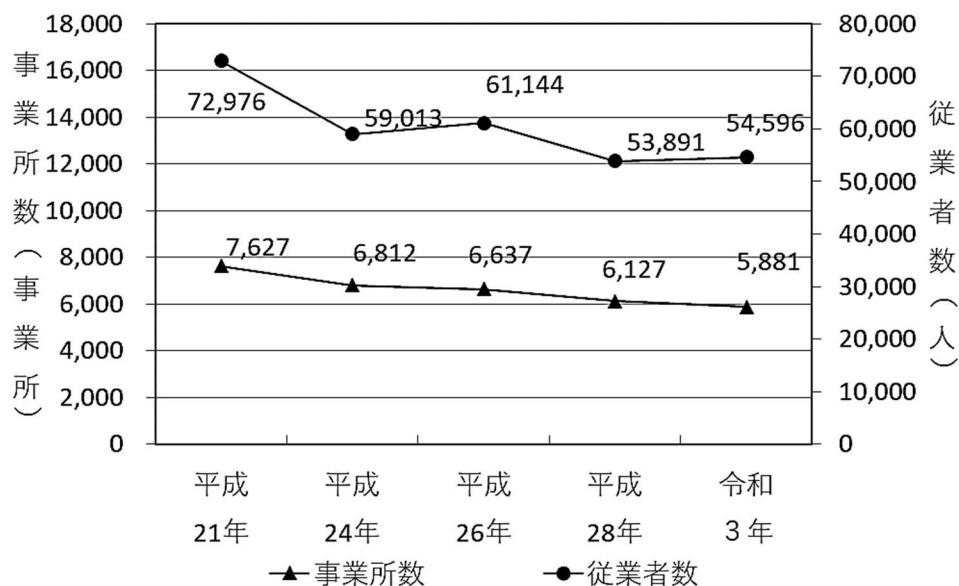


図Ⅱ－11 可住地人口密度増減

(令和元年(2019年)～令和22年(2040年))

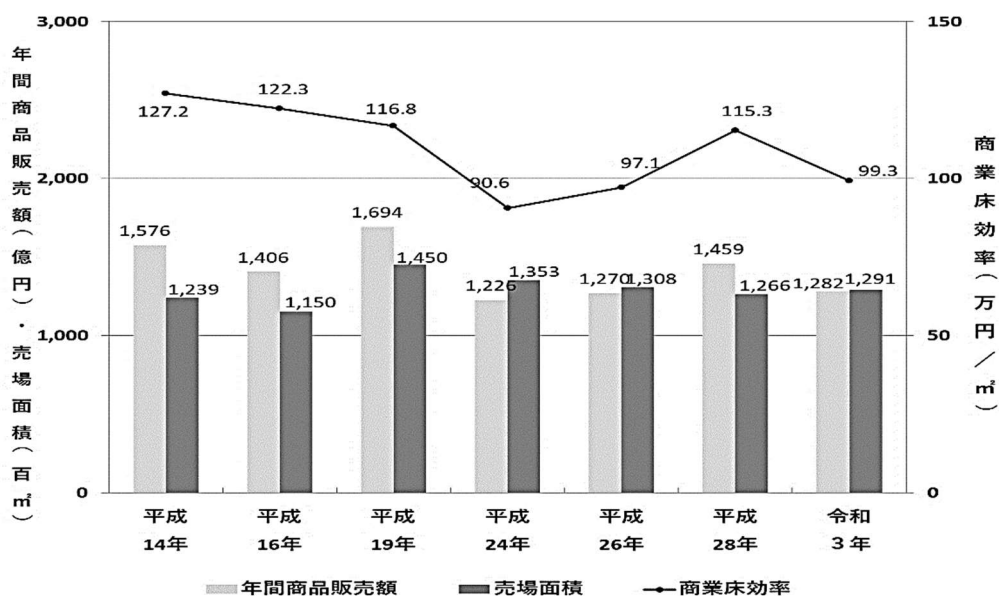
注) 令和3年(2021年)3月 守口市人口ビジョンの推計手法に基づき作成

- ・経済活動状況を見ると、市内の全産業事業所数は、平成 21 年（2009 年）の 7,627 事業所から令和 3 年（2021 年）の 5,881 事業所へ 22.9%の減少、年間商品販売額（小売業）は平成 14 年（2002 年）の 1,576 億円から令和 3 年（2021 年）の 1,282 億円へ 18.7%の減少、製造品出荷額等は近年微増傾向にありますが、長期的には平成 21 年（2009 年）の 1,849 億円から令和 3 年（2021 年）の 1,307 億円へ 29.3%の減少と、縮小傾向にあります。（図Ⅱ-12、図Ⅱ-13、図Ⅱ-14）



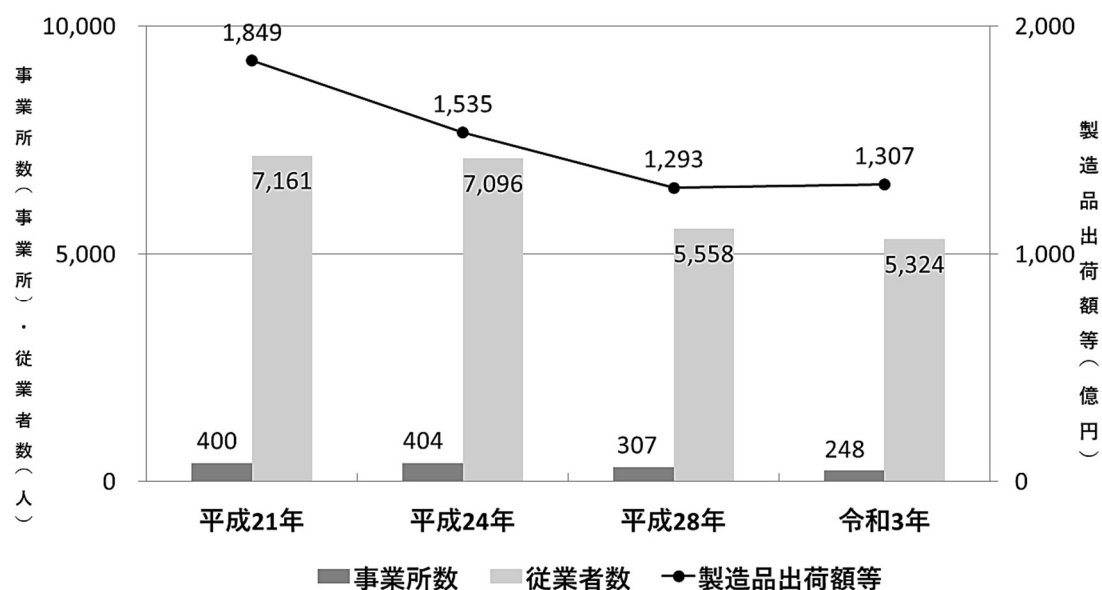
図Ⅱ-12 全産業事業所数・従業者数の推移

資料：守口市統計書



図Ⅱ-13 小売業の推移

資料：守口市統計書



図Ⅱ－14 工業の推移

資料：経済センサス、工業統計調査（従業者4人以上の事務所）（経済産業省）

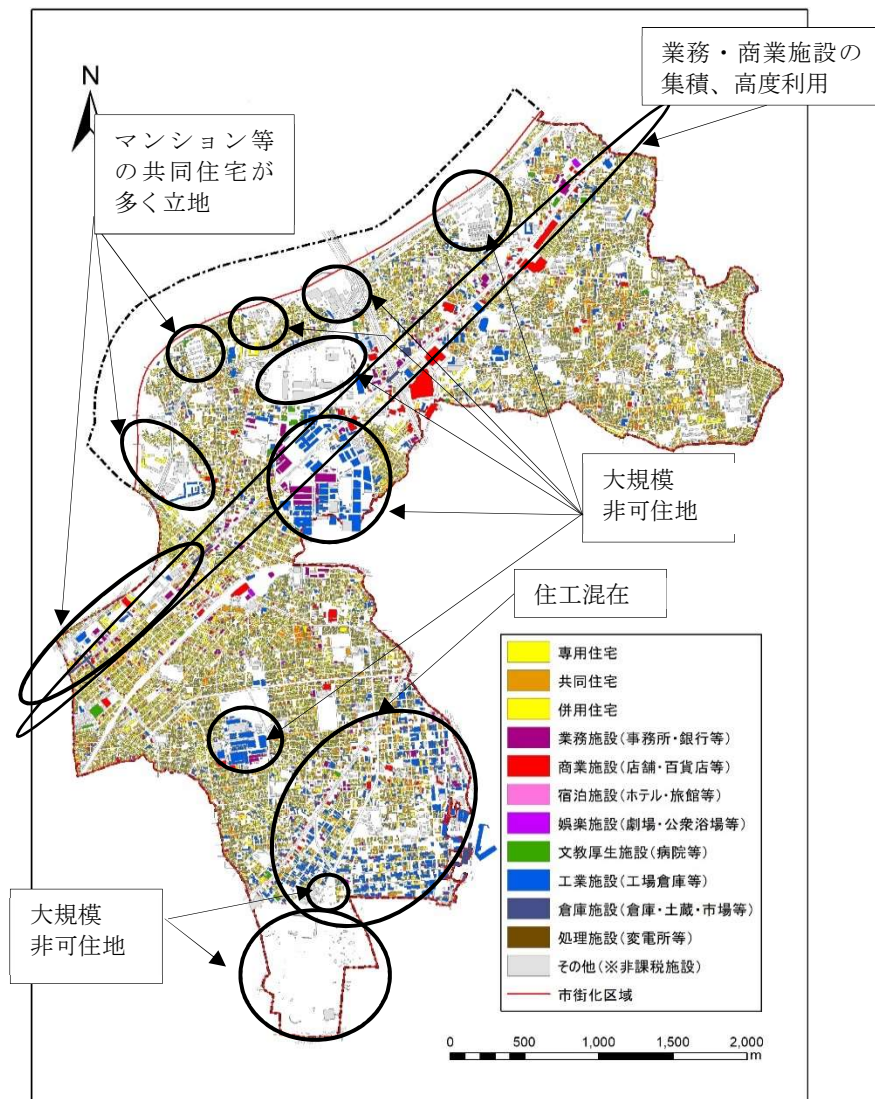
【人口・経済活動から見た課題】

- 本市は、人口減少、少子・高齢化の進行が継続しており、特に子育て世代の流出抑制ならびに転入促進等による人口減少の抑制、高齢化への対応が必要です。
- 将来予測される人口密度の低下による拠点周辺の空洞化等への対応が求められます。
- 経済活動は、事業所数や年間商品販売額、製造品出荷額等が、減少傾向となっていることから、地域経済を維持・向上していくことが求められます。

2. 土地利用

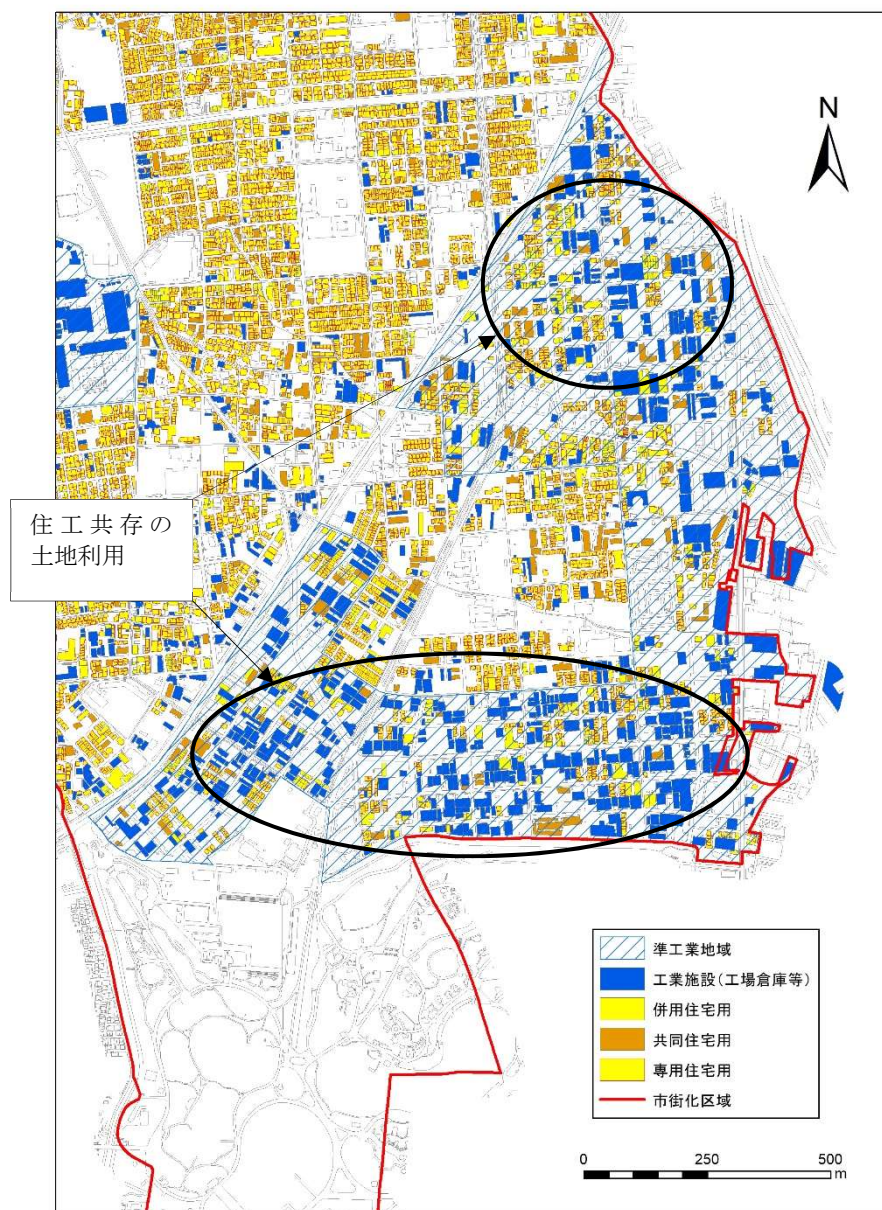
【現況】

- 本市の土地利用は、国道1号、府道京都守口線沿道を中心として、業務・商業施設が立地し、高層住宅も多く土地の高度利用が図られており、その他の地域には低層の戸建住宅が広がっています。また、国道163号より南側の地域には、工業施設が多く立地する一方、工場跡地において住宅開発が進む等、住工混在の土地利用が形成されています。（図Ⅱ-15、図Ⅱ-16）
- 市内には、淀川河川敷をはじめ、大阪広域水道企業団大庭浄水場・庭窪浄水場や大阪市水道局庭窪浄水場、鶴見緑地、八雲東町1丁目の工業地域等、複数の大規模非可住地があります。また、市街地の農地等のうち48箇所（令和6年（2024年）3月時点）は生産緑地地区として指定されています。（図Ⅱ-15）



図Ⅱ-15 建物用途状況図

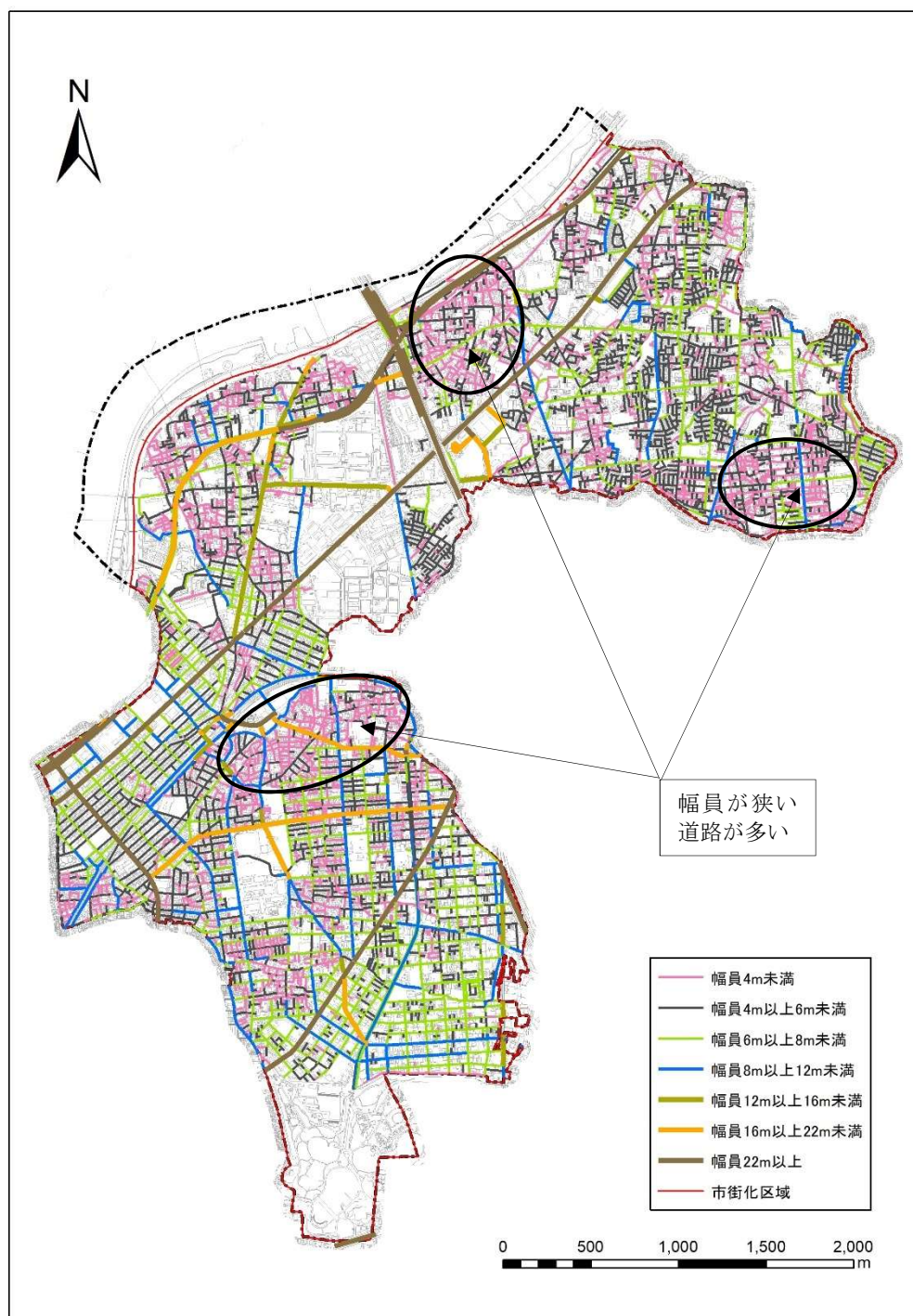
資料：固定資産台帳データ（令和5年（2023年））



図Ⅱ－16 国道163号より南側の住工混在地域における住宅開発

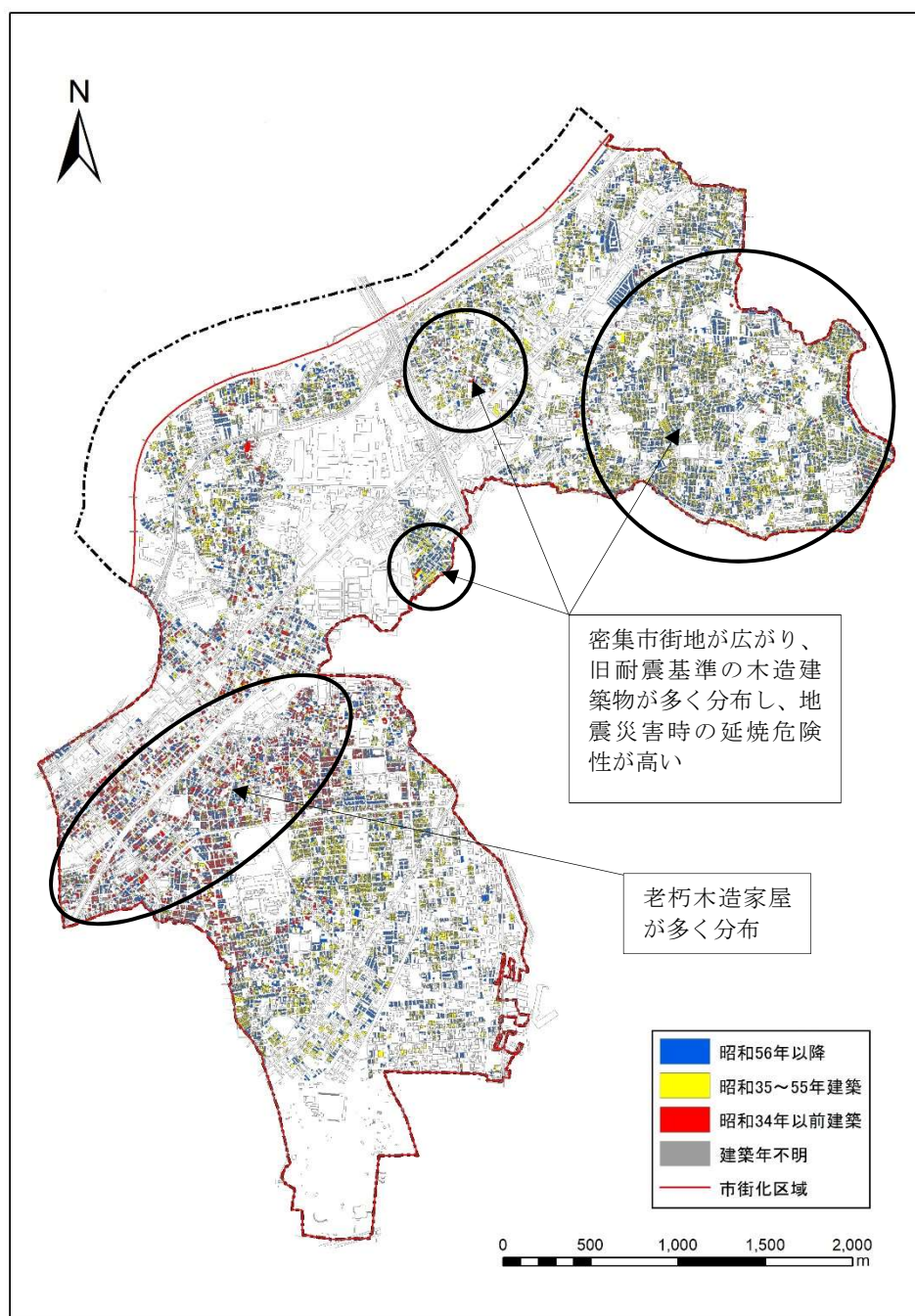
資料：固定資産台帳データ（令和5年（2023年））

- 東部の地域は、広範囲が密集市街地となっており、幅員が狭い道路が多く、地震災害の危険性が高い状況となっています。また、西部の地域では、築年数が古い老朽木造家屋が多く分布しています。（図Ⅱ－17、図Ⅱ－18）



図Ⅱ－17 道路状況図

資料：都市計画基礎調査（平成28年（2016年））

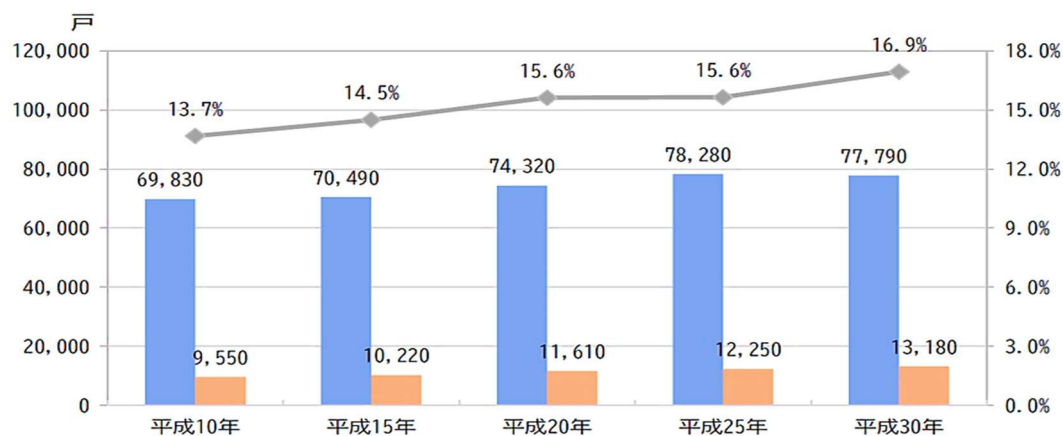


図Ⅱ－18 木造建築物の老朽状況図

注) 木造建築物は、昭和34年(1959年)と昭和56年(1981年)の建築基準法の改正によって耐震性能の強化が図られたため、これらの年次による凡例区分を設定。(昭和56年(1981年)5月以前の建築物は旧耐震基準といわれる)

資料：固定資産台帳データ(令和5年(2023年))

- 「平成30年（2018年）住宅・土地統計調査」によると、本市の住宅総数は77,790戸、空家は13,180戸となっており、空家率（住宅総数に占める空家総数の割合）は16.9%と全国平均の13.6%を上回る水準となっています。平成28年（2016年）には「空き家等実態調査」を実施し、空家についてより詳細な調査を行いました。空家の中には、管理状態が悪い空家も見受けられます。（図Ⅱ－19）

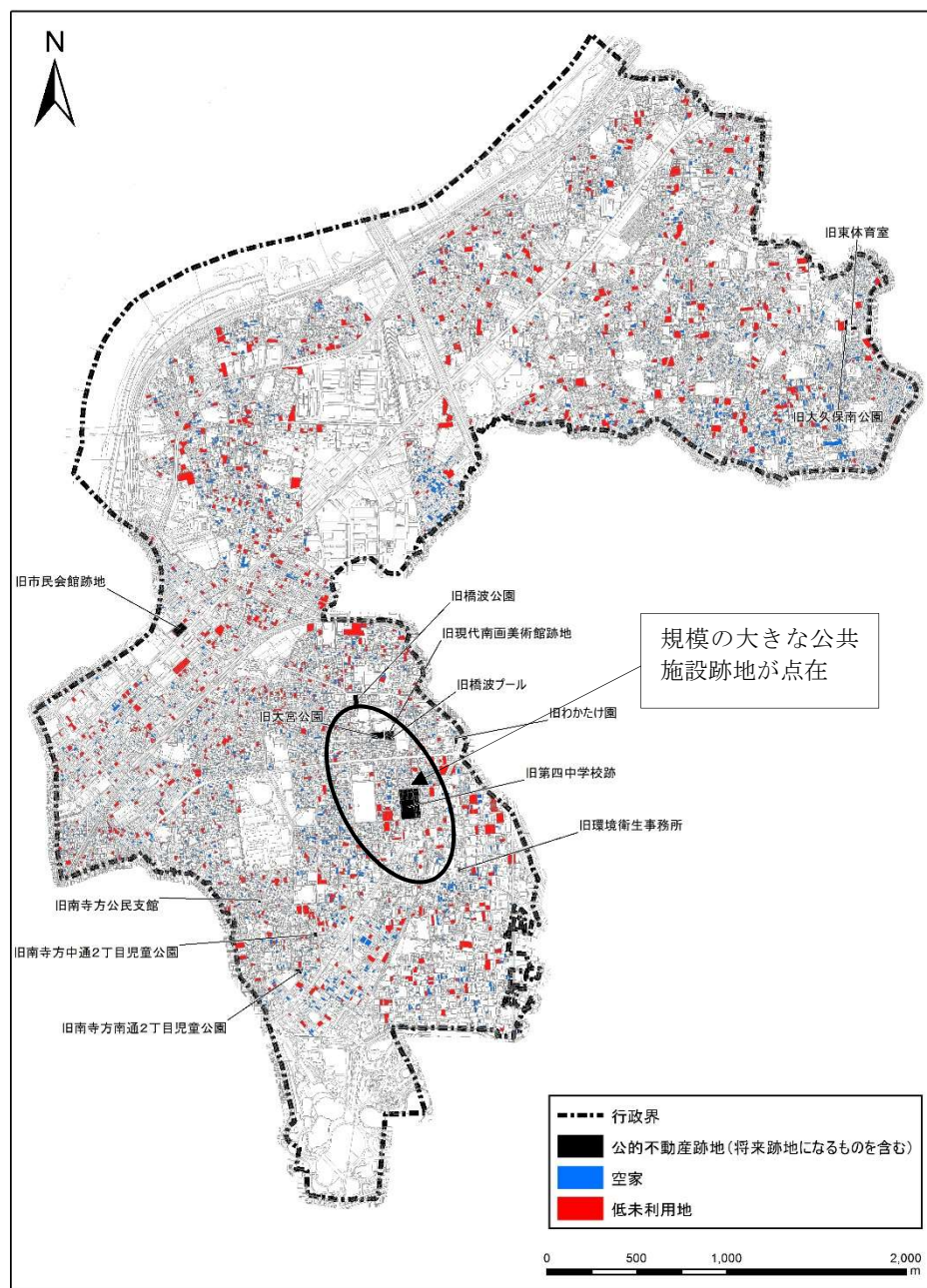


図Ⅱ－19 空家数と空家率の推移

注）空家率は、空家数を住宅総数で除して算出。

資料：令和5年（2023年）4月 守口市空き家等対策計画（改定版）（各年 住宅・土地統計調査）

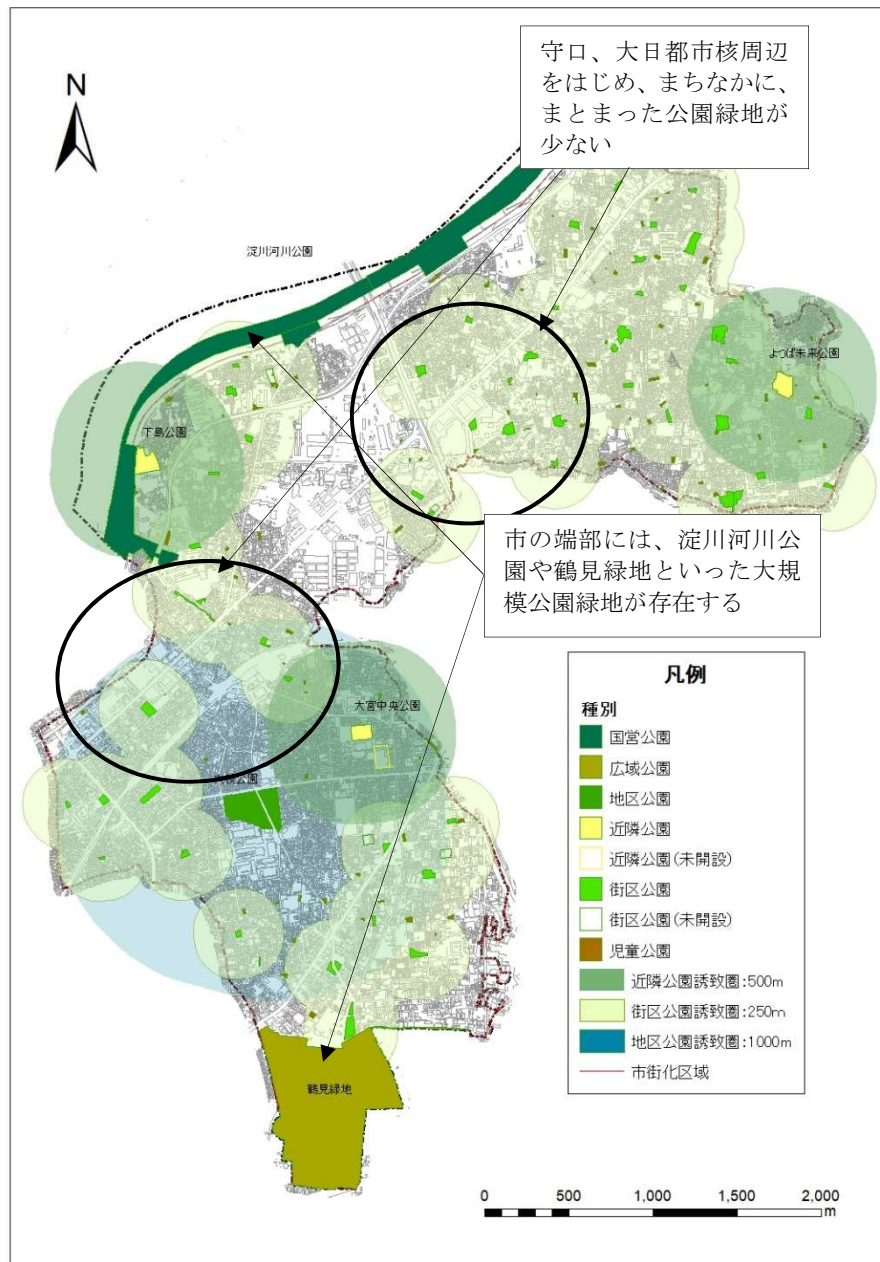
- 守口駅前旧市役所の跡地をはじめ、本市ではこれまで、市内の小中学校や保育所等の再編に伴う公的不動産の有効活用等を進めてきました。一方で、現在も一定規模の公共施設跡地が点在しているとともに、比較的規模の大きな民間の低未利用地等も分布しています。
(図Ⅱ-20)



図Ⅱ-20 公的不動産・低未利用地分布図

注) 空き家等実態調査、航空写真による図上判読調査等をもとに作成。

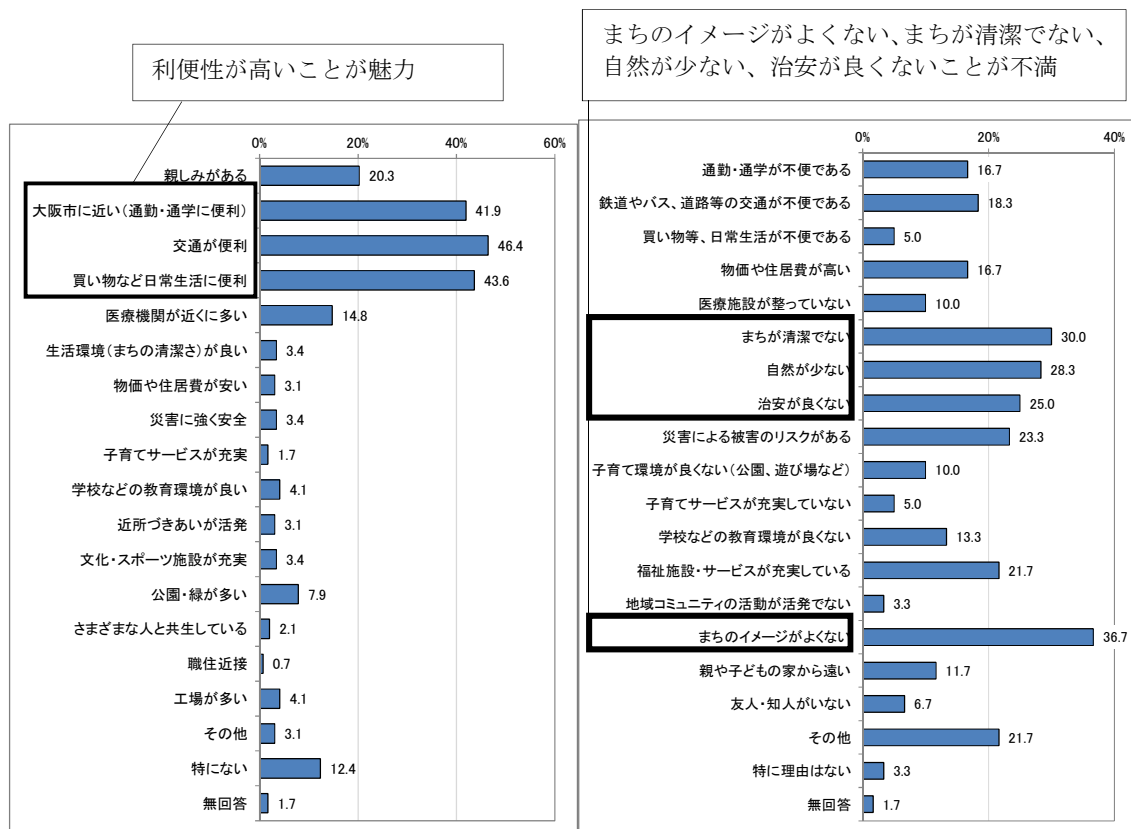
- 本市は、北部に淀川河川公園（国営公園）、南部に鶴見緑地（広域公園）という広大な公園、緑地を有し、市内には都市公園 60 箇所、児童公園 94 箇所を開設しています。市街地における住民一人当たりの都市公園の標準敷地面積は、本市では $5.7 \text{ m}^2/\text{人}$ であり、都市公園法施行令において標準とされている市街地における一人当たり公園面積の $5 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上を超えており、一定程度の緑地を確保しています。（図Ⅱ－21）
- 本市の拠点である守口都市核や大日都市核の周辺には、まとまった公園緑地が少なく、市民にとっては、身近に自然を感じにくい環境となっています。



図Ⅱ－21 公園・緑地機能分布図

資料：守口市都市計画データ、都市公園台帳等

- ・市内在住の21歳以上の市民を対象とした第6次守口市総合基本計画策定に関するアンケート調査（令和元年（2019年）11月）では、日常生活や通勤・通学、公共交通が便利なところが守口市の魅力であると感じる一方、まちのイメージがよくないことやまちが清潔でない、自然が少ないことなどの不満の意見があります。（図Ⅱ-22、図Ⅱ-23）



図Ⅱ-22 守口市の魅力

図Ⅱ-23 守口市の不満

資料：第6次守口市総合基本計画策定に関するアンケート調査

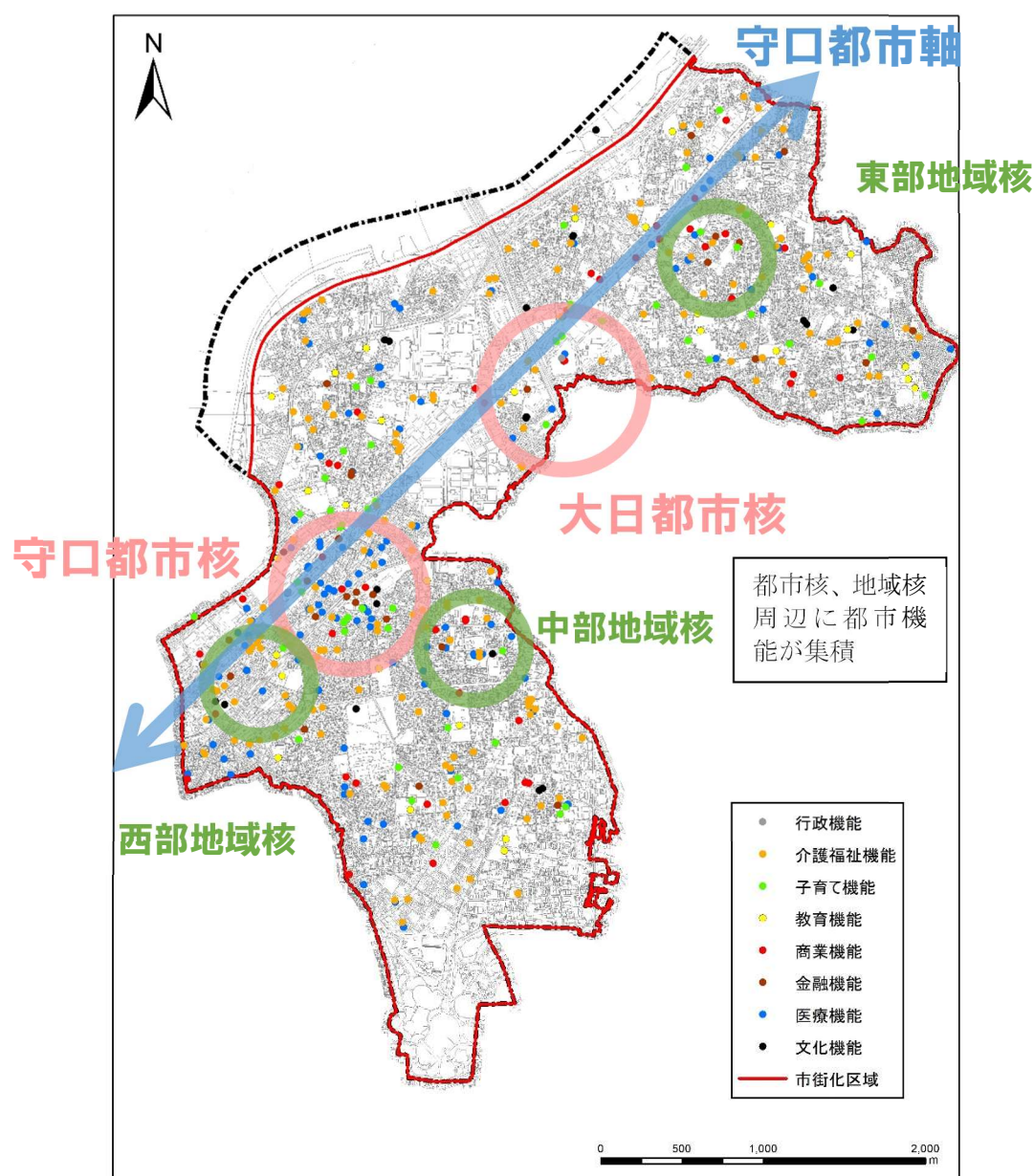
【土地利用から見た課題】

- ・住宅地の一部では、低層住宅が高密度で分布しており、老朽木造家屋の建替え促進や幅員が狭い道路の解消が求められます。
- ・国道163号より南側の住工混在地域においては、住工共存に向け、操業環境の確保等の取組が求められます。
- ・空家率は、近年上昇傾向にあり、管理状態の悪い空家も含まれることから、住環境の悪化や人口減少に伴う地域コミュニティの低下を招かない対策が求められます。
- ・市内には、公共施設の再編に伴う公的不動産やまとまりのある低未利用地が分布しているため、利活用の促進が求められます。
- ・市街地の中心には規模の大きな公園や緑地が少なく、市民は身近な自然環境が少ないことに不満を感じていることから、まちなかにおいて、緑化を推進するとともに、既存の公園緑地の利活用促進が求められます。

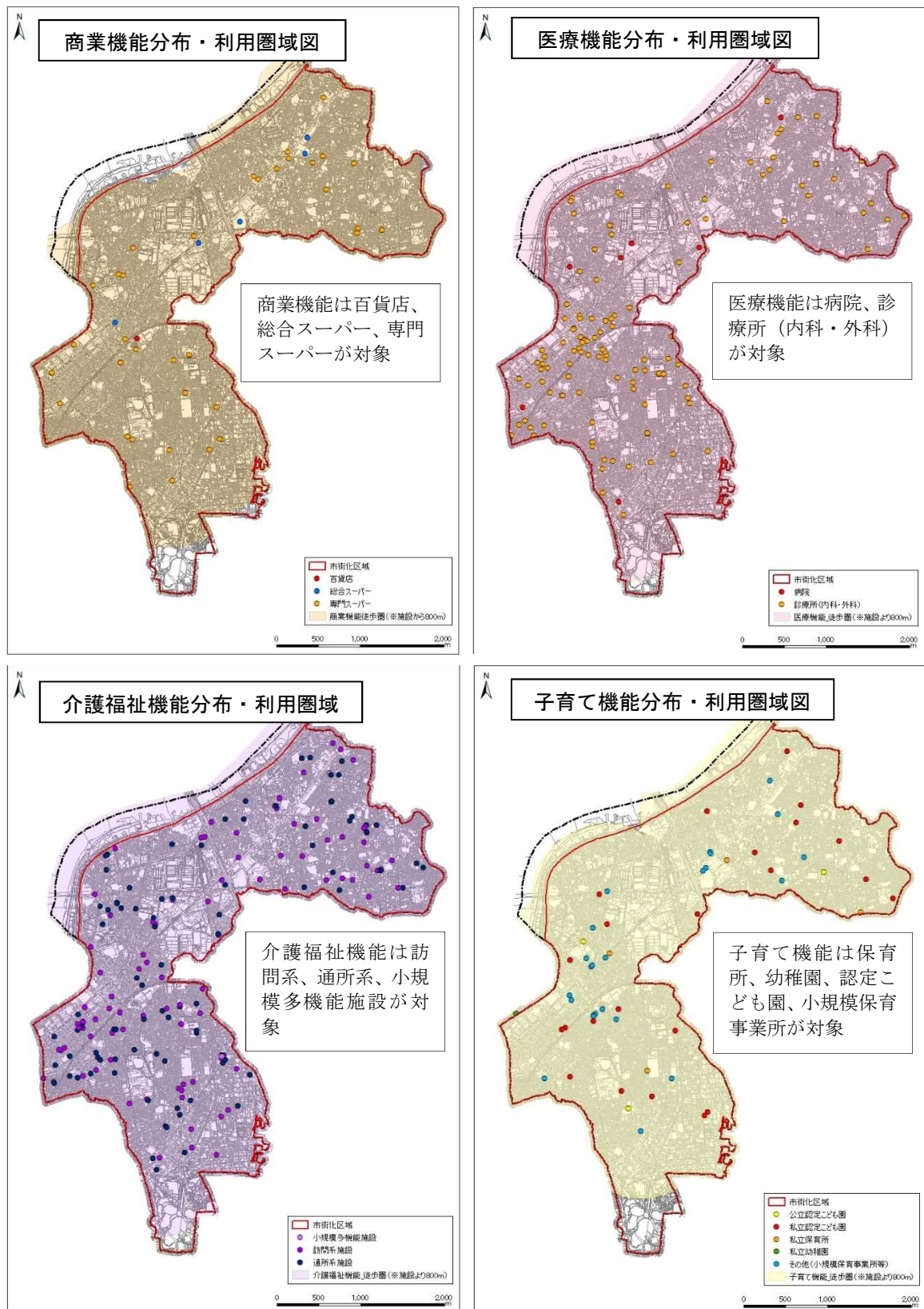
3. 都市機能

【現況】

- 本市は、都市核、地域核を中心として都市機能が全体的に分布しており、日常生活サービスが充実した状況となっています。(図Ⅱ-24)
- 医療や福祉施設、保育所等は充実しており、各施設からの徒歩圏で市全域がほぼカバーされる状況となっています。(図Ⅱ-25)

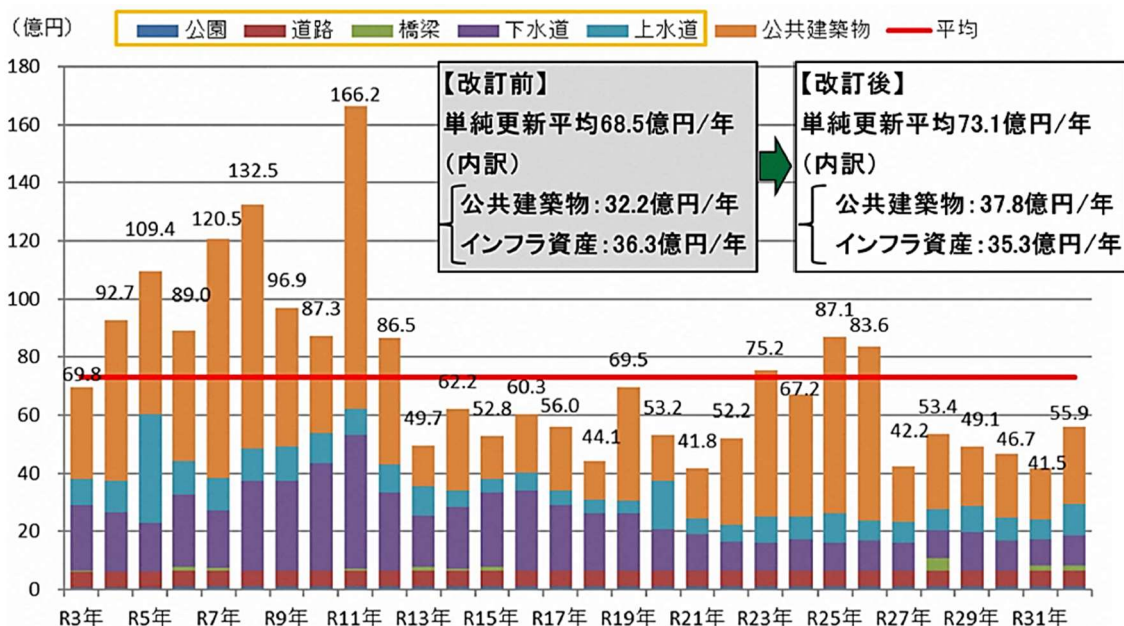


図Ⅱ-24 都市機能分布図



図Ⅱ-25 都市機能の利用圏域図（都市機能別）

- 公共施設等の維持管理・修繕・更新費の概算事業費の30年間の見通しは、平均すると年間73.1億円となっています。年度ごとの概算事業費を見ると、更新及び大規模改修の積残しのある令和12（2030）年度までの10年間でピークとなっています。特に水道、下水道といったインフラ資産の更新投資費用や老朽化した公共建築物の建替え費用が多額に見込まれています。（図Ⅱ-26）



図Ⅱ-26 公共施設等の修繕・更新費の見通し

資料：令和4年（2022年）3月 守口市公共施設等総合管理計画

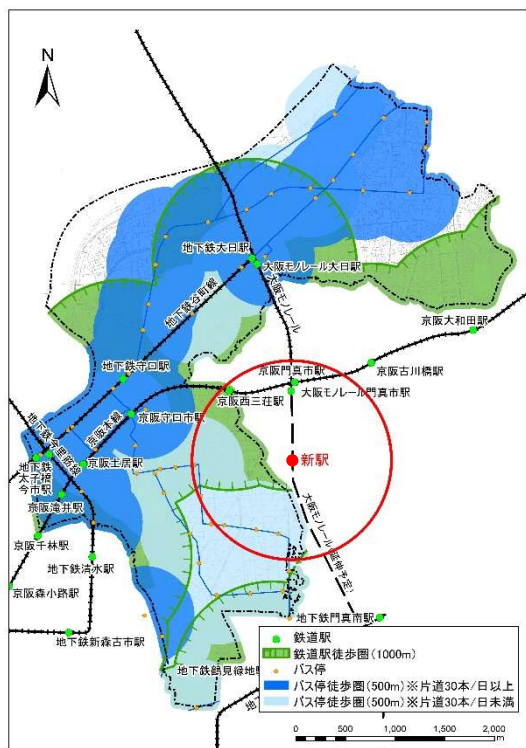
【都市機能から見た課題】

- 医療・福祉・商業ともに拠点を中心に幅広く分布しており、生活利便性は高く市内の都市機能は一定充足した状況といえます。将来においても生活利便性を維持するためには、都市機能が多くの人に利用され維持し続ける必要があることから、地域の特性等を踏まえた魅力的な都市機能の誘導が求められます。
- 公共施設の将来の修繕・更新費は、令和12年（2030）年までの10年間でピークとなっていることから、計画的かつ効率的な公共施設の整備や維持管理による施設の長寿命化などが求められます。

4. 公共交通

【現況】

- ・市内には鉄道駅が6駅設置され、バス路線網は主に守口市駅や大日駅を起終点として形成されています。公共交通の利便性は、一部でバス停から遠い地域があることやバス路線の縮小等が見られるものの、市内全域で一定数のタクシー事業者が乗り入れており、全体として充実しています。(図Ⅱ-27)
- ・大阪モノレール延伸事業にあわせ、門真市駅と(仮称)門真南駅の間に新駅の設置が予定されています。(図Ⅱ-27)
- ・市民の交通手段分担率は、徒歩・自転車の利用が多い状況となっています。(図Ⅱ-28)

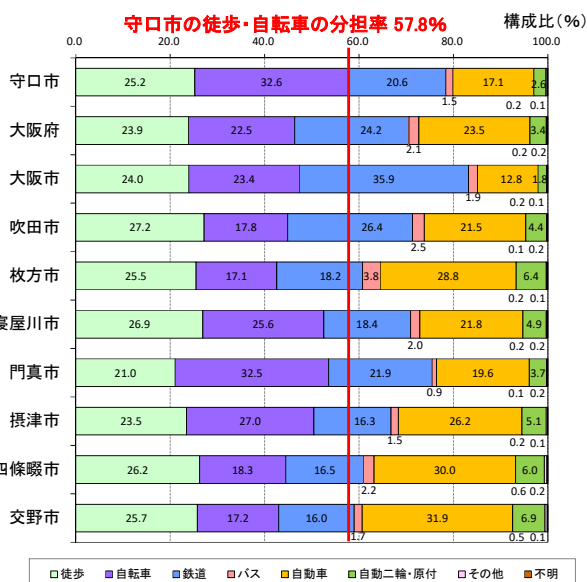


図Ⅱ-27 公共交通利用環境図

注) 大阪メトロ、京阪バスホームページより作成。鉄道駅の徒歩圏は1,000m、バス停の徒歩圏は500mを仮定

【公共交通から見た課題】

- ・公共交通の利便性は高いものの、将来のさらなる高齢化の進行等により、自転車等での移動が困難になる人の増加も見込まれることから、福祉的な観点を含む対応の必要性が懸念されます。
- ・大阪モノレールの延伸、新駅設置にあわせ、周辺地域の魅力あるまちづくりに向けた取組が求められます。
- ・徒歩・自転車の利用者数が多いという特徴から、歩行空間の整備の推進等、安全・快適に歩けるまちづくりが求められます。



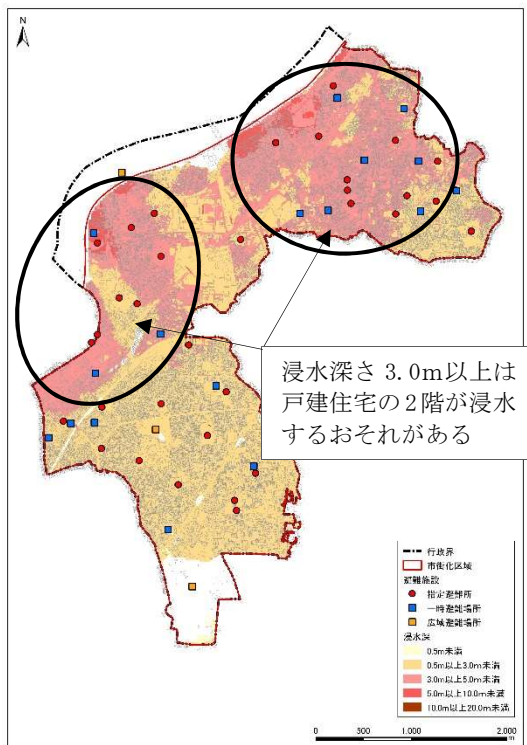
図Ⅱ-28 交通手段分担率

資料：第5回近畿圏パーソントリップ調査（京阪神都市圏交通計画協議会）

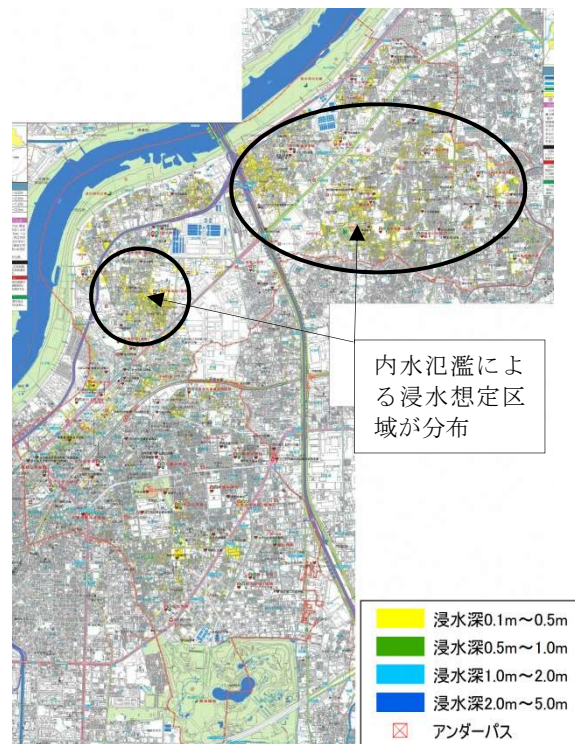
5. 都市防災

【現況】

- 本市は、全域に淀川氾濫時の洪水浸水想定区域が広がり、戸建住宅の2階が浸水する、浸水深3.0m以上の区域が北部に広がっています。また、内水氾濫による浸水想定区域は、北部を中心に広がっています。(図Ⅱ-29、図Ⅱ-30)
- 守口市駅周辺においては、昭和34年(1959年)以前の築年数が古い老朽木造家屋が多く立地し、大日駅周辺から東部にかけて密集市街地が形成されています。(図Ⅱ-18)



図Ⅱ-29 淀川洪水浸水想定区域図



図Ⅱ-30 内水氾濫浸水想定区域図

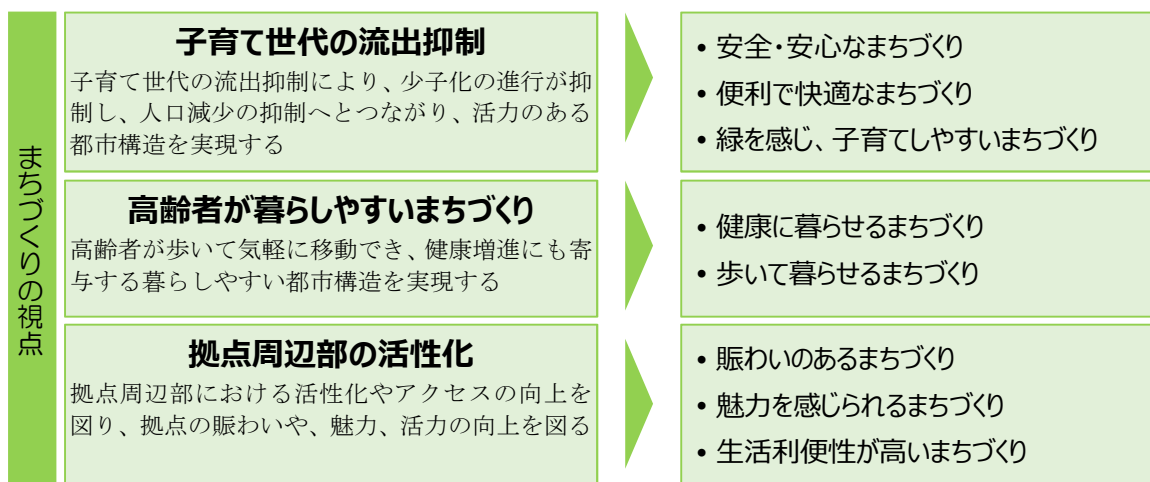
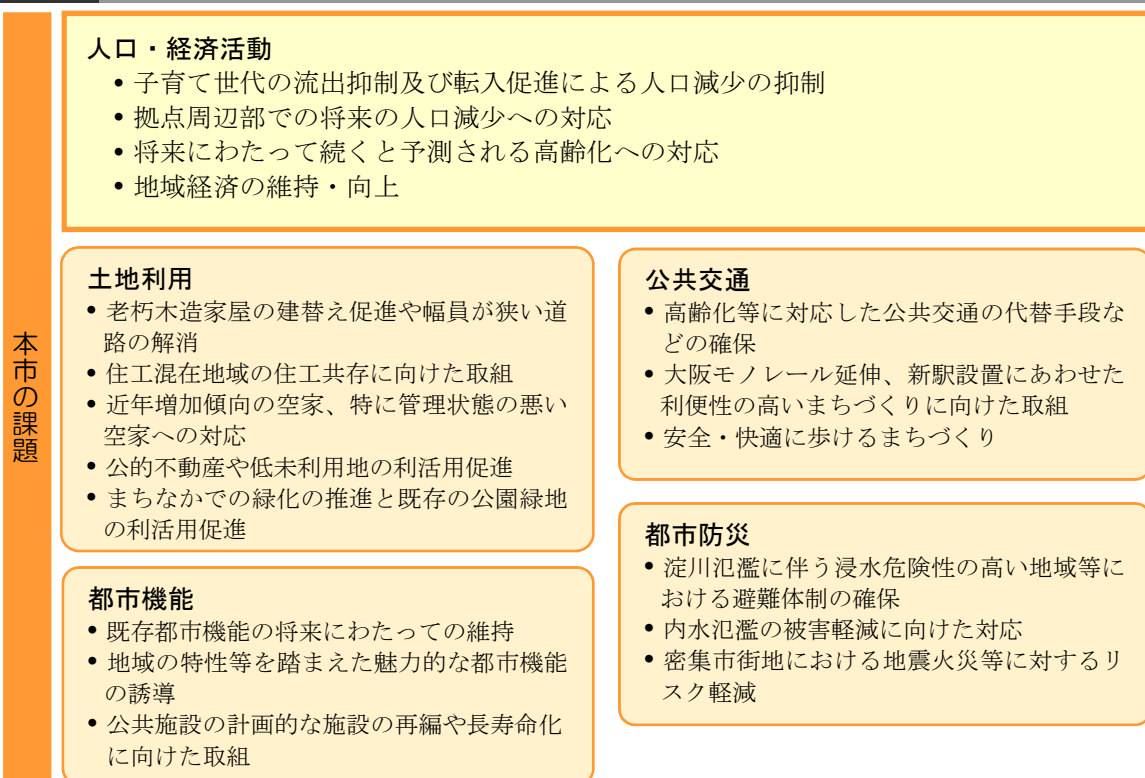
資料：淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成29年（2017年）6月）

内水ハザードマップ（守口市、平成26年（2014年）3月）

【都市防災から見た課題】

- 淀川洪水浸水想定区域において浸水深が大きな地域では、事前に安全な避難ができるよう避難体制の整備等が求められます。
- 内水氾濫が想定される地域では、集中豪雨時等に雨水排水が十分に行えるようインフラ整備が求められます。
- 老朽木造家屋が集積する地域や密集市街地においては、地震時等の家屋の倒壊や火災による延焼といった災害に対するリスクの軽減が必要です。

6. 都市構造上の課題を踏まえたまちづくりの方針



まちづくりの方針（ターゲット）

拠点の魅力・活力の向上と
子育て世代に選ばれる安全・安心、快適な住環境の形成
高齢者が健康に暮らせるまちの実現

第Ⅲ章 立地の適正化に関する基本方針

1. 将来都市像

- 拠点においては、既存の都市機能を維持しつつ、多くの市民が訪れる施設を誘導し、駅前
にふさわしい都市景観と人々が憩える緑やオープンスペースを創出することによって、都
市の品格を向上させるとともに、まちなか居住を促進し、賑わいと交流があふれる拠点を
形成します。
- 住宅地においては、住環境の改善や災害リスクの軽減を図り、安全・安心、快適な暮らし
を実現します。
- 市内に点在する公的不動産等の既存ストックは、貴重な資源として有効に活用します。
- 拠点までは、徒歩や自転車、公共交通でアクセスしやすい環境を整備し、暮らしやすい都
市構造を構築します。
- 自然を身近に感じて安らげる質の高い公園緑地を提供し、子どもやその家族が快適に過ご
し、お年寄りが健康に暮らせる住環境を形成します。



図Ⅲ－1 将来都市像

- SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。



- また、本計画における将来都市像の実現に向けては、以下の6つの目標が深く関連しています。



2. 立地の適正化に関する基本方針

- 立地の適正化に関する基本方針は、将来都市像の実現に向けて以下の5点を設定し、必要となる施策を展開します。

1. 拠点の魅力・活力の向上

- 商業の活性化を図るとともに、子育て、文化、交流等の各種機能の誘導を図り、買い物や生活サービスの利用がしやすく、賑わいや交流があふれる拠点づくりを進めます。
- 魅力的な都市機能と良質な居住機能の誘導、景観形成の推進等により、拠点としての品格を向上させるとともに、まちのイメージアップを図ります。
- 都市核や都市軸を中心として土地の高度利用を図り、また、各拠点の特性を踏まえ都市機能や居住の集積を促し、拠点の魅力・活力の向上を目指します。

2. 住環境の改善による安全性・快適性の向上

- 将来にわたって続くと予測される人口密度の低下や高齢化の進行に伴う市街地の空洞化、空家の増加等住環境の諸課題に対応し、住み替えの促進を図り、住環境の改善に取り組めます。
- 密集市街地については、建替えや不燃化等の促進を図り、安全な住環境の形成に取り組めます。
- 洪水等の災害リスクに対しては、被害軽減に向けた対策に取組み、誰もが、安全・安心で快適に暮らせるまちを実現します。
- 地域資源を活用した景観形成の推進、多様な主体が連携する協働のまちづくりを推進し、地域の課題解決や魅力の向上に持続的に取り組めます。

3. 公的不動産の有効活用

- 公的不動産は、立地特性に応じて積極的な活用を図り、都市機能の拡散防止に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画的な施設の再編や長寿命化に向けた取組において、本計画と連携させることにより、公的不動産の有効活用を図り、都市機能及び居住誘導に資する機能を誘導します。
- 公的不動産の未利用地については、長期未利用とならないよう地域特性を踏まえた活用を図ります。

4. 公共交通等の利用環境の改善

- 将来のさらなる高齢化等に対応するため、福祉的な観点を含む公共交通の代替手段等を検討します。
- お年寄りや子ども連れの方にとっても、安全で快適に駅や施設までアクセスできるよう、安全・快適に歩けるまちづくりを進めます。
- MaaS や自動運転など、都市や地方が抱える諸課題を新たなモビリティで解決しようとする動きが国や大阪府で行われていることから、全国的な動きを注視し、タイミングを見て新たなモビリティの導入について検討します。
- 地域公共交通による地域課題の解決を目指し、民間事業者（路線バス、タクシー）との対話を進めつつ、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する地域公共交通計画の策定についても、適宜、検討します。

5. 緑化の推進と公園緑地の利活用の促進

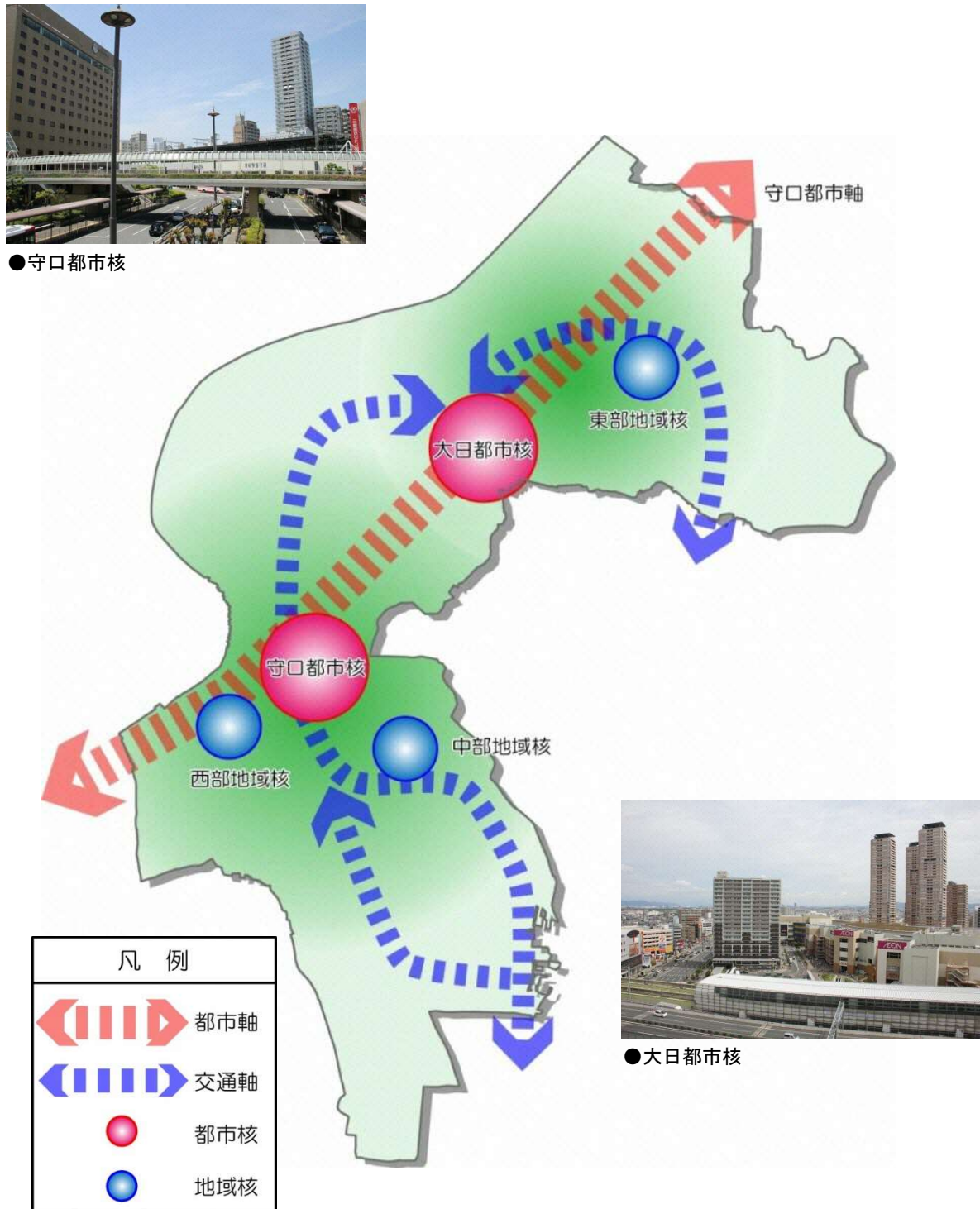
- 都市空間における緑の増加は、快適な生活環境や美しい景観の創出のみならず、レクリエーション活動や、健康づくり、コミュニティづくりの形成につながり、それらがもたらす都市イメージの向上等にも大きく影響することから、まちなかの緑化を推進します。
- 既存の公園緑地のリニューアルや利活用を促進し、多くの人に利用される公園緑地として充実を図ります。

3. 目指すべき都市の骨格構造

- 立地の適正化に関する基本方針に基づき、本市の主要な拠点である都市核と地域の拠点となる地域核とが交通ネットワークで繋がることにより、市内各所から誰もが拠点にアクセスでき、生活利便性が維持し続けられる集約型都市構造を実現します。
- 本市の目指すべき都市の骨格構造は、守口都市軸上にある「守口都市核」、「大日都市核」を都市の中心的な拠点、「西部地域核」、「中部地域核」、「東部地域核」を日常生活の拠点とし、それらを交通軸でつなぎます。（表Ⅲ－１、図Ⅲ－２）
- 都市機能が集積する都市核、地域核の拠点性を活かし、都市機能の維持・集積を図ることで生活利便性が向上します。
- 生活利便性が向上し、買い物や生活サービスの利用がしやすくなることで、拠点に多くの人が集まります。また、拠点にアクセスしやすくなる環境を整備することでより多くの人が集まり、賑わいが創出され、地域の魅力が向上します。

表Ⅲ－１ 目指すべき都市の骨格構造の位置付け

都市の骨格		位置付け
拠点	守口都市核	・守口都市核は、行政機能や文化機能等、多くの市民が訪れる多様な機能が集積し、本市の中心的な拠点、交通結節点としての役割を担います。
	大日都市核	・大日都市核は、大規模商業施設等を中心として、多様な機能が集積する本市の主要な拠点、交通結節点としての役割を担います。
	地域核 (西部・中部・東部)	・西部地域核、中部地域核、東部地域核は、商業機能を始めとする地域密着型の都市機能が集積する、日常生活の拠点としての役割を担います。
軸	守口都市軸	・守口都市軸は、バス、鉄道、車を中心とした主要な交通軸として、都市機能の集積や土地の高度利用により、多くの人が居住し、都市の活力を支える骨格軸としての役割を担います。
	交通軸	・交通軸は、公共交通による都市核、地域核へのアクセスや地域間の交流を支える役割を担います。



図Ⅲ－２ 目指すべき都市の骨格構造

第Ⅳ章 都市機能誘導区域と誘導施設、施策

1. 都市機能誘導区域の基本的な考え方

1-1 目的

- 都市機能誘導区域は、本市の拠点である都市核や地域核の周辺に都市機能を誘導し、集約することによって、その周辺への居住誘導を促進し、よりコンパクトな暮らしやすい都市を実現することを目的として設定します。

1-2 効果

- 都市機能誘導区域の設定がもたらす効果としては、地域の特性に応じた都市機能を誘導することで、市民全体が日常生活サービスを享受しやすくなることに加え、地域ならではの魅力が高まることで、賑わいの創出等が期待できます。また、拠点にアクセスしやすい環境を整備することでより多くの人が集まり、さらなる賑わいが創出されます。

2. 都市機能誘導区域の設定

2-1 区域の定義

- 都市機能誘導区域の定義や設定に係る基準は、都市計画運用指針等において、以下のよう

【都市機能誘導区域の定義】

- 都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう、居住誘導区域内に定める区域

【都市機能誘導区域の設定の基準】

1. 都市機能の集積

- 鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実し、それらの間が徒歩や自転車等で容易に移動できる範囲を都市機能誘導区域とする。

2. 都市の拠点

- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を都市機能誘導区域とする。

資料：第8版都市計画運用指針（国土交通省、平成29年（2017年）6月）、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省、平成29年（2017年）4月）より作成

2-2 区域設定の基本的な考え方

- 都市機能誘導区域は、区域の基本的な考え方を踏まえ、また、都市計画運用指針等の設定基準に基づき、以下の要件に該当する区域を設定します。（表Ⅳ-1）

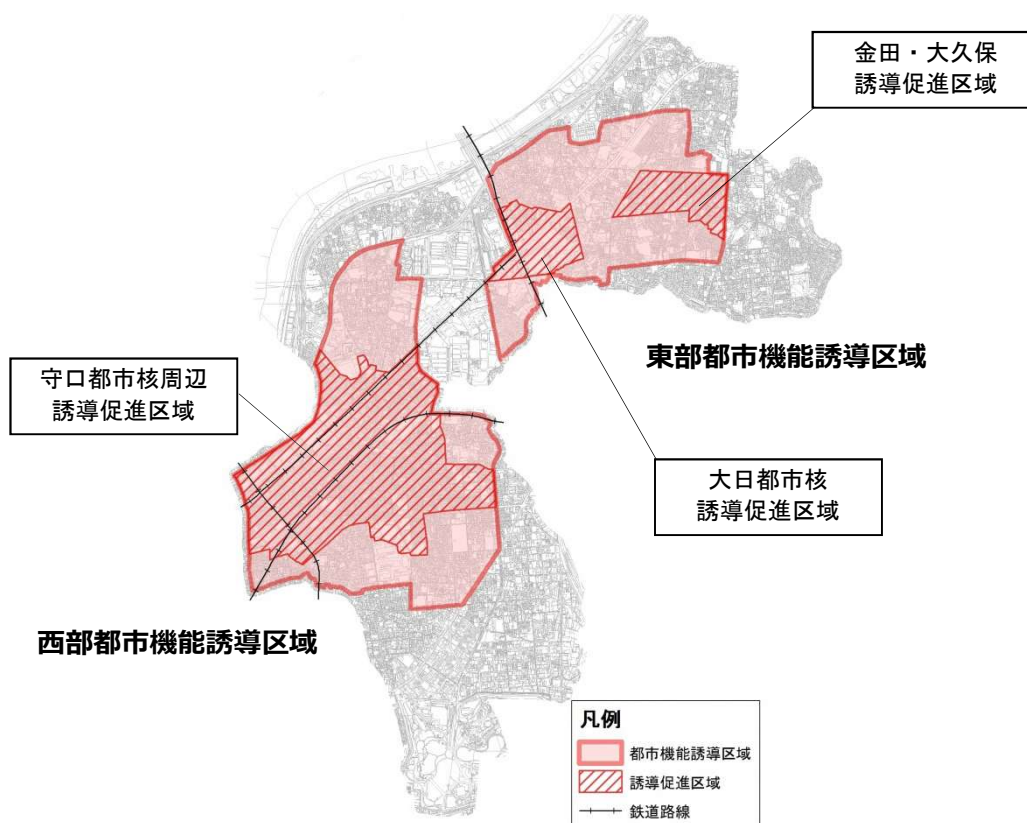
都市機能誘導区域は、中心拠点・生活拠点を中心とした徒歩圏において、医療、福祉、商業等の都市機能が充実し、また、公共交通によるアクセスの利便性が高い、以下の要件に該当するエリアに設定します。

表Ⅳ-1 都市機能誘導区域の設定の要件

要件	考え方
1) 都市計画マスタープランの位置付け ・都市の拠点となるエリアであること	●上位計画の方針との整合を図る観点から、「守口市都市計画マスタープラン」に位置付けられる以下の拠点を含む範囲を候補とします。 ・都市核 — 守口都市核、大日都市核 ・地域核 — 西部地域核、中部地域核、東部地域核
2) 都市機能の充実 ・都市機能が一定程度充実するエリアであること	●都市機能が一定程度充実し、それらの間が徒歩や自転車等で容易に移動できる範囲を候補とします。 ①都市機能の種類ごとに、最寄りの施設までの所要時間を算出（歩行速度 50m/分） ・行政機能 ・介護福祉機能 ・子育て機能 ・商業機能 ・医療機能 ・金融機能 ・教育文化機能（小中学校を除く） ②都市機能の種類ごとに算出した最寄りの施設までの所要時間を平均し、平均所要時間が徒歩 20 分圏 ^{注)} （1km 圏）となる範囲を候補として抽出 注) 徒歩 20 分圏（1km 圏）は、既往研究より徒歩・自転車で容易に移動できる圏域として設定。
3) 利便性 ・公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市の拠点となるエリアであること	●公共交通によるアクセス利便性が高く、都市の拠点となるべき区域を候補とします。 ①都市の拠点となる都市核、地域核への公共交通による所要時間（アクセシビリティ）を算出 ②都市の拠点となり得る、商業地域、近隣商業地域、商店街を抽出 ③①の所要時間 15 分圏 ^{注)} 、または②を含む範囲を候補として抽出 注) 所要時間 15 分圏は、既往研究より徒歩または公共交通機関で、最寄り駅まで容易に移動できる圏域として設定。
4) 人口密度 ・人口が集積し、都市機能が維持されるエリアであること	●都市機能が持続的に維持されていく観点から、中心市街地として発展し、人口が集積する範囲（40 人/ha 以上）を候補とします。
5) 除外する区域	●以下の区域は除きます。 ①大規模非可住地、②生産緑地地区

2-3 都市機能誘導区域

- 都市機能誘導区域は、区域設定の基本的な考え方を踏まえて設定する中心拠点・生活拠点を中心とした徒歩圏において、医療、福祉、商業等の都市機能が充実し、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域で、守口都市核を中心として西部地域核、中部地域核およびその周辺を含む「西部都市機能誘導区域」、大日都市核を中心として東部地域核を含む「東部都市機能誘導区域」を定めます。
- また、拠点の賑わいや生活利便性等の向上をより一層促進するため、集中的な投資により、拠点の魅力を集中的に高めることを目的とし、「西部都市機能誘導区域」および「東部都市機能誘導区域」の区域内に、誘導促進区域^{注)}を位置付けます。
- 誘導促進区域は、守口都市核を中心として西部地域核と中部地域核を含む「守口都市核周辺誘導促進区域」を「西部都市機能誘導区域」内に定め、大日都市核を中心とする「大日都市核誘導促進区域」および東部地域核を中心とする「金田・大久保誘導促進区域」を「東部都市機能誘導区域」内に定めます。



図Ⅳ-1 都市機能誘導区域

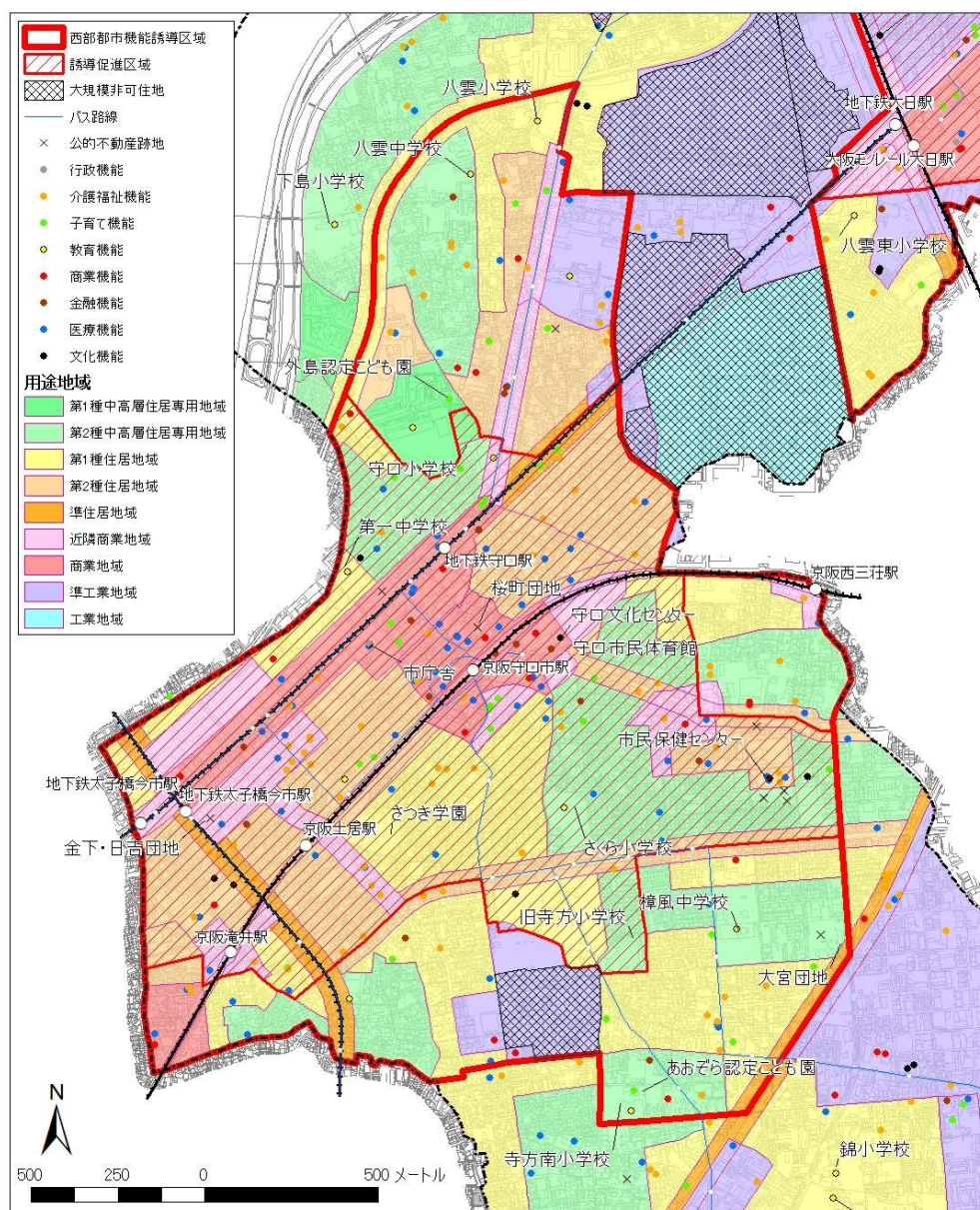
注) 都市再生特別措置法第81条第2項第3号に基づく都市機能誘導区域には、都市機能誘導区域と誘導促進区域が該当します。

① 西部都市機能誘導区域等

表Ⅳ－２ 西部都市機能誘導区域等の人口

区分	面積	令和元年（2019年）人口 （ ）内は人口密度	令和22年（2040年）推計人口 （ ）内は人口密度
西部都市機能誘導区域	373ha	50,812人（136人/ha）	43,231人（116人/ha）
守口都市核周辺誘導促進区域	207ha	30,712人（148人/ha）	26,072人（126人/ha）
市街化区域	1,178ha	143,858人（122人/ha）	124,043人（105人/ha）
市全域（立地適正化計画区域）	1,271ha	143,858人（113人/ha）	124,043人（98人/ha）

注）面積は図上計測により算定。令和元年（2019年）人口は住民基本台帳、令和22年（2040年）推計人口は守口市人口ビジョン令和3年（2021年）3月の推計手法に基づき算定した値。（町丁目単位の推計人口を面積按分によって算定）



図Ⅳ－２ 西部都市機能誘導区域、守口都市核周辺誘導促進区域

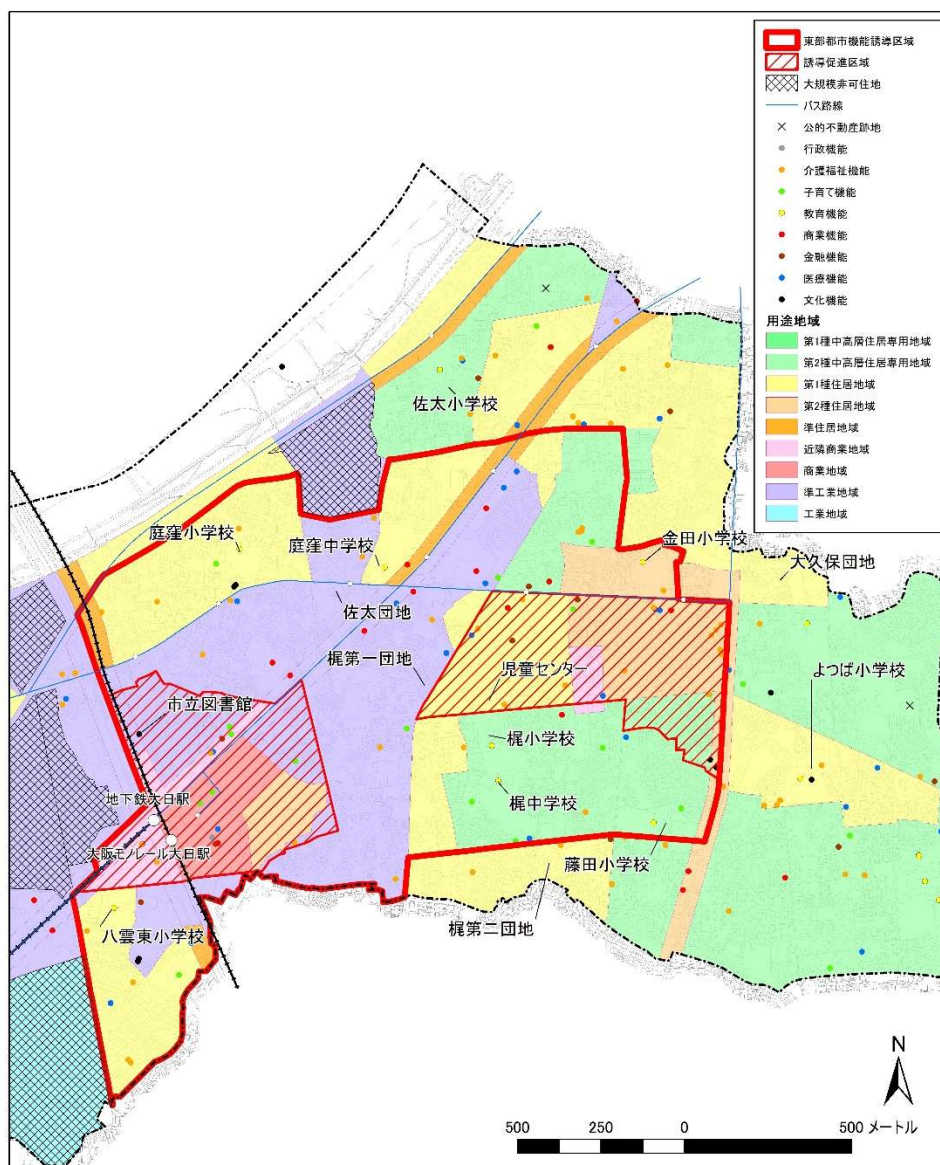
注）誘導区域は、大規模非可住地、生産緑地地区を除きます。

② 東部都市機能誘導区域等

表Ⅳ－３ 東部都市機能誘導区域等の人口

区分	面積	令和元年（2019年）人口 （ ）内は人口密度	令和22年（2040年）推計人口 （ ）内は人口密度
東部都市機能誘導区域	221ha	35,134人（159人/ha）	30,829人（139人/ha）
大日都市核誘導促進区域	33ha	6,422人（195人/ha）	6,077人（184人/ha）
金田・大久保誘導促進区域	31ha	5,855人（189人/ha）	4,846人（156人/ha）
市街化区域	1,178ha	143,858人（122人/ha）	124,043人（105人/ha）
市全域（立地適正化計画区域）	1,271ha	143,858人（113人/ha）	124,043人（98人/ha）

注）面積は図上計測により算定。令和元年（2019年）人口は住民基本台帳、令和22年（2040年）推計人口は守口市人口ビジョン令和3年（2021年）3月の推計手法に基づき算定した値。（町丁目単位の推計人口を面積按分によって算定）



図Ⅳ－３ 東部都市機能誘導区域、大日都市核誘導促進区域、金田・大久保誘導促進区域

注）誘導区域は、大規模非可住地、生産緑地地区を除きます。

3. 都市機能誘導区域の基本方針

- ・立地の適正化に関する基本方針を踏まえ、将来都市像を実現するため、都市機能誘導区域の基本方針を以下に示します。

基本方針 1

地域の特性を活かした、拠点の魅力・活力の向上

①西部都市機能誘導区域

- ・西部都市機能誘導区域は、本市において早くから市街地が形成されて来た区域となっており、今後は都市の再構築を進めるとともに、利便性の高さを活かし、子育て支援等に寄与する機能の誘導を図り、市民が安全・安心、快適に暮らせる区域を目指します。

②守口都市核周辺誘導促進区域

- ・守口都市核周辺誘導促進区域は、都市核や地域核の拠点の魅力を高めるため、土地の高度利用により都市機能、居住の誘導を促進し、快適な歩行空間の創出や景観形成の推進等により、回遊性の向上を図り、多くの人が行き交うネットワークを構築することで、まち全体としての賑わい・交流の促進、商業の活性化を目指します。
- ・守口都市核は、駅前に相応しい都市基盤の整備を進めるとともに、公的不動産を活用した魅力的な都市機能の誘導、文禄堤をはじめとした歴史的資源等を活かした景観形成により、新たな都市イメージを創出し、本市の玄関口としてふさわしい拠点を形成します。また、百貨店やホール機能を有する施設、地域コミュニティ拠点施設等、都市機能の維持、充実を図り、歴史・文化と賑わいと交流があふれる拠点づくりを目指します。
- ・西部地域核は、駅周辺という生活利便性の良さを活かし、賑わいづくりと居住誘導との連携のもと、地域に欠かせない魅力・活力にあふれる拠点づくりを目指します。
- ・中部地域核は、周辺に位置する健康施設や公園緑地に加え、守口都市核にも近いという利便性を活かした居住誘導と連携し、様々な世代が安心して暮らせる拠点づくりを目指します。

③東部都市機能誘導区域

- ・東部都市機能誘導区域は、高度成長期の急激な市街化により形成された密集市街地の解消等、住環境の改善に取り組むつつ、利便性の高さを活かし、子育て支援等に寄与する機能の誘導を図り、市民が安全・安心、快適に暮らせる区域を目指します。

④大日都市核誘導促進区域

- ・大日都市核誘導促進区域は、大日都市核を中心として休日等に多くの人でにぎわうショッピングセンターや教育、子育て環境の向上につながる図書館機能等、都市機能の維持、充実やアクセス向上にも取り組むことで、活気にあふれ、周辺へも広がりのある拠点づくりを目指します。

⑤金田・大久保誘導促進区域

- ・金田・大久保誘導促進区域は、東部地域核を中心として、子育て環境の充実が図られる施設等を誘導し、子育て世代にとっても暮らしやすい拠点づくりを目指します。

基本方針 2

既存ストックや低未利用地、公的不動産等の活用

- ・都市機能の誘導にあたっては、すべての施設を一から新たに整備するのではなく、リフォーム・リノベーション等による既存ストックの活用や低未利用地、空家の有効利用を図ります。
- ・都市機能の誘導や既存ストックの活用にあたっては、都市機能の複合化を促進し、施設の利用価値の向上を図ります。
- ・公的不動産の活用にあたり、駅周辺等では土地の高度利用や民間活力を導入した機能誘導を図り、住宅地では公園整備や生活サービス機能の誘導を図る等、周辺と関連性のある土地利用の更新により、地域全体としての価値が高められる活用を図ります。

4. 誘導施設の設定

4-1 誘導施設の定義

- 誘導施設とは、都市機能誘導区域において将来都市像の実現を目指し、拠点の魅力を高めるために必要な施設のことです。都市再生特別措置法では、医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものと定められています。

4-2 誘導施設の設定の基本的な考え方

- 誘導施設は、将来予測される人口動向や都市核、地域核における都市機能の状況、市民ニーズ等を踏まえ、現状として不足している機能や、将来、重要性が高まる機能を有する施設、あるいは、本市の施策と連携し必要となる施設とし、重点的に誘導を図ります。
- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに、必要となる施設を定めます。
- 誘導施設の誘導にあたっては、立地条件や整備内容等、各種要件に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を適用することができます。
- 都市機能誘導区域外において、誘導施設の設置を目的とする開発行為や建築行為は、市長への届出が、都市再生特別措置法で義務付けられています。（参照：第Ⅵ章 3. 届出制度による都市機能・居住の誘導）

4-3 誘導施設

- 都市機能誘導区域に誘導する施設としては、市内の広範囲に居住する子育て世代にとって子育てしやすい環境づくりを進め、高齢者が健康に暮らしやすいまちづくりを推進する観点から、以下の都市機能を誘導施設として設定します。（表Ⅳ-4）
- 都市機能誘導区域のうち、「守口都市核周辺誘導促進区域」、「大日都市核誘導促進区域」、「金田・大久保誘導促進区域」は、都市機能の誘導を優先的に進めることによって、拠点の魅力を集中的に高めることを目的としています。このため、誘導施設としては、多くの市民が利用する施設や複合的な機能を有し、拠点における賑わいの創出等、魅力を高める効果が期待できる施設を設定します。

表Ⅳ－４ 誘導施設一覧

区域	機能	区分	誘導施設
西部都市機能誘導区域	子育て支援機能	新設または維持、増進	幼稚園 認定こども園 保育所 小規模保育事業所 一時預かり事業を行う施設
守口都市核周辺誘導促進区域	商業機能	新設または維持、増進	日本百貨店協会の会員百貨店のうち店舗面積が10,000㎡以上のデパート 注) 店舗面積とは小売業を行う店舗の用に供される床面積。
	教育文化機能	新設または維持、増進	ホール機能を有する施設
	地域交流機能	維持または増進	地域コミュニティ拠点施設
	社会福祉機能	見直し	高齢者・障がい者交流施設
大日都市核誘導促進区域	健康増進機能	新設または維持、増進	体育館
	子育て支援機能	維持または増進	幼稚園 認定こども園 保育所 小規模保育事業所 一時預かり事業を行う施設
	商業機能	新設または維持、増進	日本ショッピングセンター協会の定義を満たすショッピングセンターのうち店舗面積が10,000㎡以上のショッピングモール 注) 店舗面積とは小売業を行う店舗の用に供される床面積。
	教育文化機能	維持または増進	図書館
金田・大久保誘導促進区域	社会福祉機能	見直し	子育て支援機能（児童センター等）を有する施設
	地域交流機能	維持または増進	地域コミュニティ拠点施設

守口都市核周辺誘導促進区域

<誘導施設>

- ・商業機能
- ・教育文化機能
- ・地域交流機能
- ・社会福祉機能
- ・健康増進機能

西部都市機能誘導区域

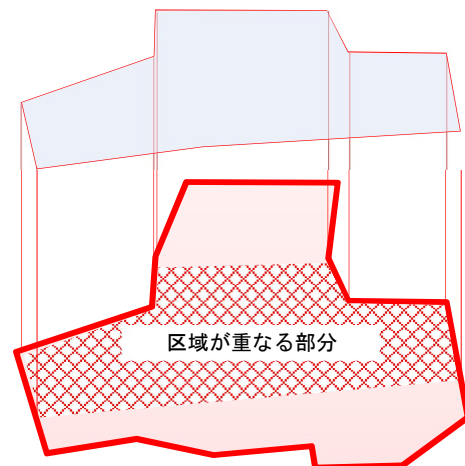
<誘導施設>

- ・子育て支援機能

区域が重なる部分

<誘導施設>

- ・「西部都市機能誘導区域」および「守口都市核周辺誘導促進区域」の誘導施設が該当



※区域の形状は模式的に表しています。

図Ⅳ－４ 都市機能誘導区域と誘導促進区域の誘導施設（西部都市機能誘導区域の場合）

① 西部都市機能誘導区域の誘導施設

- 子育て支援機能は、子育てしやすい環境を整備し、子育て世代の転入促進を図る観点から、幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、一時預かり事業を行う施設を誘導施設に設定します。

② 守口都市核周辺誘導促進区域の誘導施設

- 守口都市核周辺誘導促進区域の誘導施設は、多くの市民が利用する大規模な商業機能や教育文化機能、また、地域の交流拠点や子育て・健康の相談の場、健康増進等、複合的な機能を担う地域交流機能、高齢者・障がい者の交流機能、健康づくりに資する健康増進機能とします。
- 商業機能は、現在の守口都市核における商業集積や集客力を維持していく観点から、市民アンケート調査において守口都市核で高いニーズを有するデパートを誘導施設に設定します。
- 教育文化機能は、拠点の中心地において、人が集う場を創出する観点から、賑わい・交流の核となるホール機能を有する施設を誘導施設に設定します。
- 地域交流機能は、地域における活動や交流を活性化し、地域住民の相互連携・強化を促すほか、突発的な災害時における地域の結束力に寄与するものとして、地域コミュニティの強化や防災性の向上の観点から、地域コミュニティ拠点施設を誘導施設に設定します。
- 社会福祉機能は、障がい者及び高齢者の交流の場及び機会の提供により、障がい者及び高齢者の社会参加の促進を図るため、高齢者・障がい者交流施設を誘導施設に設定します。
- 健康増進機能は、市民の体育及びスポーツの振興を図り、体力の向上と健康の増進に資するため、体育館を誘導施設に設定します。

③ 東部都市機能誘導区域の誘導施設

- 子育て支援機能は、子育てしやすい環境を整備し、子育て世代の転入促進を図る観点から、幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業所、一時預かり事業を行う施設を誘導施設に設定します。

④ 大日都市核誘導促進区域の誘導施設

- 大日都市核誘導促進区域の誘導施設は、多くの市民が利用する大規模な商業機能および教育文化機能とします。
- 商業機能は、現在の大日都市核における商業集積や集客力を維持していく観点から、市民アンケート調査において大日都市核で高いニーズを有するショッピングモールを誘導施設に設定します。
- 教育文化機能は、大日都市核において多くの集客を見込め、地域に賑わいを創出するとともに、教育・子育て環境の向上にも寄与する図書館を誘導施設に設定します。なお、誘導施設は大日都市核への誘導を図りますが、市全体の核となる図書館機能と位置付けます。

⑤ 金田・大久保誘導促進区域の誘導施設

- 金田・大久保誘導促進区域の誘導施設は、地域の交流拠点や子育て・健康の相談の場等、複合的な機能を担う地域交流機能、また、子育て環境の維持、充実を図る観点から、社会福祉機能とします。
- 社会福祉機能は、子どもの健やかな成長と豊かな心を育む観点等から、子育て支援機能（児童センター等）を有する施設を誘導施設に設定します。
- 地域交流機能は、地域における活動や交流を活性化し、地域住民の相互連携・強化を促すほか、突発的な災害時における地域の結束力に寄与するものとして、地域コミュニティの強化や防災性の向上の観点から、地域コミュニティ拠点施設を誘導施設に設定します。

5. 都市機能の誘導のための施策

都市機能の誘導にあたっては、以下の施策を推進します。また、都市機能の適正な配置にあたっては、誘導施設の整備や整備に合わせた道路、公園等のインフラ整備を推進します。

5-1 届出制度等による都市機能の誘導

- 都市機能の誘導にあたっては、届出制度により都市機能誘導区域外に整備される誘導施設の立地状況を把握し、都市機能誘導区域内への立地を促進します。
- 都市機能の立地の誘導や現状の都市機能の維持においては、誘導施設の立地や建替等が行いやすくなるよう、必要に応じて、地区計画や特定用途誘導地区の活用等について検討します。

5-2 地域の特性を活かした拠点における魅力の向上と賑わい・交流の創出

- 地域の人々が交流し活動できる場を創出し、地域コミュニティの活性化を促進すべく地域交流機能の維持・増進に努めます。
- 都市核における中心的な施設となる商業機能は、将来にわたって維持されるよう、また、拠点の賑わいを創出するため、民間事業者と連携した取組を推進します。
- 地域の賑わいを創出する観点から、駅前の賑わいの創出に資するホール機能を将来にわたって確保します。
- 地域の魅力のさらなる向上と、図書サービスの充実を通じた教育・子育て環境の向上に努めます。
- 子育て世代が暮らしやすい環境となるよう、子育て支援機能の誘導等に取り組めます。
- 誘導施設の整備にあたっては、周辺の道路、公園等のインフラ整備を合わせて推進し、安全・快適にアクセスできる道路空間や施設と一体となった市民がやすらげる緑の空間、良好な景観を創出します。

5-3 公共施設の再編

- 公立認定こども園については、引き続き、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況や市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、順次、民間移管を進めます。

- 児童センターについて、本施設が持つ機能と地域において必要となる子育て支援機能を踏まえ、あり方を検討します。
- 老朽化が進む障がい者・高齢者交流会館について、本施設が担う会館機能の代替手段を検討した上で、あり方を検討します。

5－4 公的不動産等の活用による都市機能の整備

- 既存の施設や資源を有効に活用し、都市機能を効率的に誘導するため、低未利用地の活用や土地の集約化、リフォーム・リノベーションによる既存ストックの活用等、誘導施設の最適な整備手法について検討を進めます。
- 公共施設跡地の活用にあたっては、公共施設用地としての活用可能性を調査し、他用途への転換、暫定利用等を含め有効活用について検討します。
- 誘導施設の整備にあたっては、PPP・PFIを含め、民間活力の導入について検討を進めます。

第Ⅴ章 居住誘導区域と施策

1. 居住誘導区域の基本的な考え方

1-1 目的

- 居住誘導区域は、都市機能が集積する本市の都市核や地域核の周辺や公共交通が利用しやすい場所等に居住を誘導することによって、市民全体の生活利便性を高め、暮らしやすい都市を実現することを目的として設定します。

1-2 効果

- 居住誘導区域の設定がもたらす効果としては、都市機能が集積する都市機能誘導区域やその周辺に居住を誘導することによって、市民が日常生活サービスを享受しやすくなるとともに、都市機能の需要が増えることで都市機能が継続的に維持されやすくなり、持続可能な活力ある都市の形成が期待できます。

2. 地域の特徴と課題の整理

- 居住誘導区域の検討にあたり、第Ⅱ章にて都市構造上の課題の整理としてとりまとめた「人口・経済活動」、「土地利用」、「公共交通」、「都市機能」、「都市防災」の現況と課題について、地域ごとに特長と課題を再整理しました。（図Ⅴ-1）

①西部地域

【地域の特長】

- 守口都市核周辺地域は、行政、文化、商業等、多くの都市機能が集積しており鉄道駅にも近く、生活利便性が高い状況となっています。
- 国道1号周辺はマンション等の共同住宅の立地が目立ち、転入者が多い傾向が見られます。
- 京街道、文禄堤といった歴史的資源が残されています。

【地域の課題】

- 守口都市核は、緑やオープンスペース、憩いの空間が少ないことや、駅前の人通りが少ないことを踏まえ、回遊性の向上や歴史的資源の活用等による賑わいや交流の創出、魅力の向上が求められます。
- 守口市駅や滝井駅の東側等では、老朽木造家屋や幅員が狭い道路が多い状況となっています。このため、建替えの促進によって住宅の再生を図り、道路の拡幅や建物の耐震化、不燃化を促進し、住環境の改善を図ることが求められます。
- 将来、人口密度の低下が予測されており、駅周辺等では地域の活力の低下が懸念されることから、まちなかへの居住誘導が求められます。
- 国道1号沿道や淀川沿い等の共同住宅が多い地区では、転入者が多い傾向が見られることから、若い世代の割合を増やす等、居住誘導が求められます。

②淀川沿岸地域

【地域の特長】

- 豊かな自然環境がある淀川河川公園に近い場所となっています。

【地域の課題】

- 淀川河川公園へのアクセス性の向上等による住環境の質の向上が求められます。
- 淀川沿いには戸建住宅が多く、浸水深 3m 以上の洪水浸水想定区域となっており、災害リスクが高くなる傾向にあることから、事前避難の徹底等、安心して暮らせる環境の整備が求められます。

③東部地域

【地域の特長】

- 大日都市核や府道京都守口線沿道には商業機能が集積し、中高層住宅が見られ、その周辺には低層の住宅地が広がり、生活利便性が高い地域となっています。
- 大日駅周辺における商業施設等においては、休日等に多くの人で賑わい、活気が見られます。

【地域の課題】

- 昭和 56 年（1981 年）以前の旧耐震基準の住宅が多く、幅員が狭い道路が残された状況となっています。建替えの促進によって住宅の再生を図り、建替えに併せた道路の拡幅や建物の耐震化、不燃化を促進し、住環境の改善を図ることが求められます。
- 高齢者のみの世帯が多く、空家が多い地区が見られることから、住宅の建替えや空家の利活用を促進し、住環境の改善を図るとともに、多世代が居住するバランスの取れた地域を形成するため、子育て世代の流入が求められます。
- 鉄道駅、バス停から離れた地域では、高齢者のみの世帯の割合が高い地区も存在しており、高齢者や障がいのある方の利便性を確保するため、福祉的な観点を含む公共交通の代替手段等が求められます。
- 内水氾濫の浸水想定区域が広がっていることから、災害時における被害の軽減に向けたインフラ整備等により、安心して暮らせる環境の形成が求められます。

④国道 163 号北側地域

【地域の特長】

- 健康増進に寄与する保健センター等が位置しています。
- 低層住宅が広がる地域で、大枝公園や大宮中央公園等の規模の大きな公園に近い場所となっています。

【地域の課題】

- 国道 163 号より北側では、高齢者のみの世帯が多く、空家が多い地区が見られますが、規模の大きな公園に近いこと等の地域の魅力を活かし、空家の活用等による子育て世代の流入が求められます。

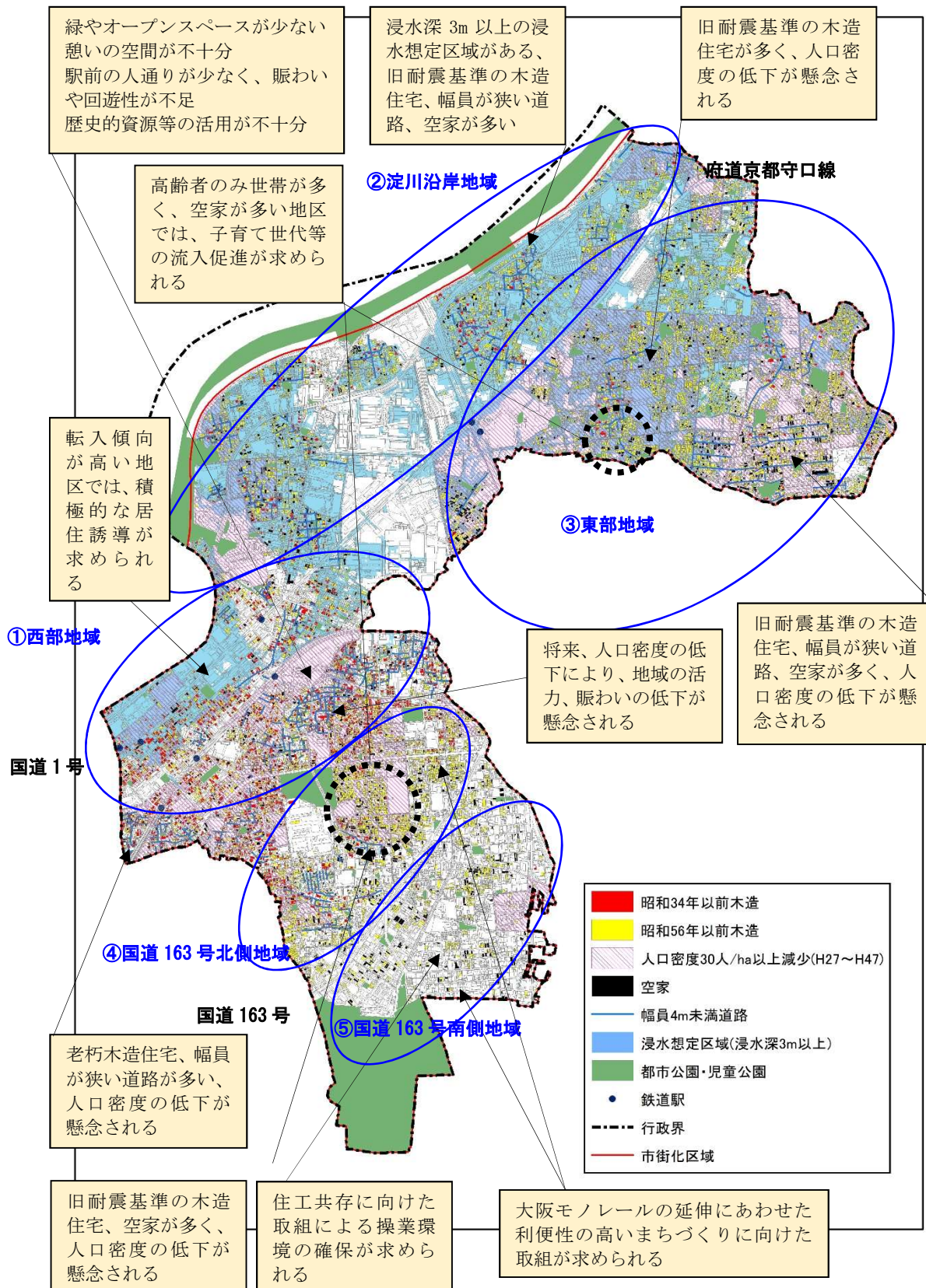
⑤国道 163 号南側地域

【地域の特長】

- 国道 163 号より南側の地域は、工場・流通業務施設等が集積し、本市の産業を支える場となっています。
- 大阪モノレールの延伸事業が行われており、門真市駅と（仮称）門真南駅の間に新駅設置が予定されています。
- 鶴見緑地の広大な緑に隣接しています。

【地域の課題】

- 国道 163 号より南側の地域の一部では、工場・倉庫の跡地等で住宅開発が進行する状況が見られることから、住工共存に向け、操業しやすい環境の確保等が求められます。
- 大阪モノレールの延伸にあわせ、新駅周辺地域の魅力あるまちづくりに向けた取組が求められます。
- 鶴見緑地の利活用促進により、周辺の住環境の魅力の向上が求められます。



図V-1 地域の課題

3. 居住誘導区域の設定

3-1 区域の定義

- ・居住誘導区域の定義や設定に係る基準は、都市計画運用指針等において、以下のように定められています。

【居住誘導区域の定義】

- ・居住誘導区域は、人口減少の中にあっても人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、市街化区域内に定める区域
- ・人口や土地利用、交通等の現状と将来見通しを勘案し、公共投資や公共公益施設の維持管理等の都市経営が効率的に行われるように定める区域

【居住誘導区域の設定の基準】

1. 人口集積・生活利便性

- ・将来、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準^{注)}が確保される地域を居住誘導区域とする。
- ・都市機能誘導区域となるべき拠点へ徒歩や自転車等で容易にアクセスすることができ、鉄道やバス停の徒歩・自転車利用圏域から構成される地域を居住誘導区域とする。
- ・特別用途地区や工業系用途が定められるものの空地化が進展し居住の誘導を図るべきではないと判断する地域は、居住誘導区域に含める場合は慎重に判断する。

2. 災害リスク

- ・土砂災害、津波被害、浸水被害等により甚大な被害を受ける危険性が少ない居住に適した地域を居住誘導区域とする。

資料：第8版都市計画運用指針（国土交通省、平成29年（2017年）6月）、立地適正化計画作成の手引き（国土交通省、平成29年（2017年）4月）より作成

注) 日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準とは、「立地適正化計画作成の手引き（案）国土交通省、平成27年（2015年）4月」において、市街化区域の設定水準（以下参照）が参考になるとしています。

【市街化区域の設定水準】

既に市街地を形成している区域では、人口密度40人/ha以上の区域が連担、将来人口密度40人/ha以上が想定できる住宅地、都市基盤施設が整備され、鉄道駅等への徒歩圏の区域、など

資料：第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針、大阪府、平成25年（2013年）

3-2 区域設定の基本的な考え方

- 居住誘導区域は、区域の基本的な考え方を踏まえ、また、都市計画運用指針等の設定基準に基づく以下の要件、ならびに地域別の特長と課題を考慮して設定します。(図Ⅴ-1、表Ⅴ-1)

居住能誘導区域は、一定以上の人口密度が確保され、中心拠点・生活拠点に徒歩等で容易にアクセスでき、鉄道やバス停の徒歩圏で構成される地域に設定します。

表Ⅴ-1 居住誘導区域の設定の要件

要件	考え方
1) 一定水準の以上の人口密度 ・日常生活サービス機能の持続的な確保が可能なエリアであること	●日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準(40人/ha)が確保される範囲を候補とします。 ・将来(令和17年(2035年))の可住地人口密度は、市全域で40人/ha以上と予測されます。
2) 利便性 ・中心拠点や地域拠点へ徒歩や自転車等で容易にアクセスできるエリアであること	●中心拠点や地域拠点へ徒歩や自転車等で容易にアクセスすることができ、鉄道やバス停の徒歩・自転車利用圏域から構成される範囲を候補とします。 ・市街化区域は、鉄道駅から1,000m圏、バス停から500m圏でおおむね構成されています。
3) 災害リスク ・甚大な被害を受ける危険性が少ない居住に適したエリアであること	●甚大な被害を受ける危険性が少ない居住に適した地域を候補とします。 ・居住に適さない区域としては、土砂災害特別警戒区域等があげられますが、本市に該当する区域はありません。 注) 居住に適さない区域は、都市計画運用指針第8版(平成29年(2017年)6月15日一部改正)による。
4) 除外する区域	●以下の区域は除きます。 ①大規模非可住地、②生産緑地地区

3-3 居住誘導区域

- 居住誘導区域の検討にあたっては、現在多くの人たちが各地域で生活を送っている背景を踏まえた上で、各地域に存在する諸課題に対応しつつ地域の特性を活かした様々な暮らしのスタイルを提供することで、世代を問わず、住んでみたい、住み続けたいと思ってもらえる、便利で快適な暮らしやすいまちの実現が求められます。（図Ⅴ-1、図Ⅴ-2）
- また、都市計画運用指針に基づく区域設定の基本的な考え方に基くと、居住誘導区域は、一定以上の人口密度が確保され、中心拠点・生活拠点に徒歩等で容易にアクセスでき、鉄道やバス停の徒歩圏で構成される居住誘導にふさわしい区域が該当します。本市においては、市街化区域全域がこれに当たります。（表Ⅴ-1）
- したがって、本市の居住誘導区域は、市街化区域全域に設定します。ただし、法的または物理的に居住誘導を図ることができない大規模非可住地、生産緑地地区は居住誘導区域から除くものとします。（図Ⅴ-3）
- なお、大日駅周辺の準工業地域は、高度経済成長期に急速に拡大した市街化の流れの中で、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を図る地域として、住宅・工業の立地を許容してきましたが、現在では、駅に近く生活利便性が高いことから住宅地化が進行した状況となっています。一方、国道163号以南の準工業地域は、市の中心部から離れた立地条件のため市街化が遅れたことにより、大手家電メーカーの城下町として工場、倉庫等の土地利用の集積が図られてきました。現在では、一部の地域で住宅地化の傾向が見られるものの、工場、倉庫等の集積が維持された状況となっており、また、一部に特別業務地区（第一種、第二種）を指定し、流通業務施設や沿道業務施設の立地を促進しており、地域の経済、産業を維持する観点から操業環境の確保に取り組む必要があります。
- よって、国道163号以南の準工業地域は、居住誘導区域における「住工共存区域」と位置付け、住宅、工業の立地を許容しつつ、引き続き本市の貴重な雇用の場として、操業環境の確保に積極的に取り組む区域とします。



国道163号以南の準工業地域



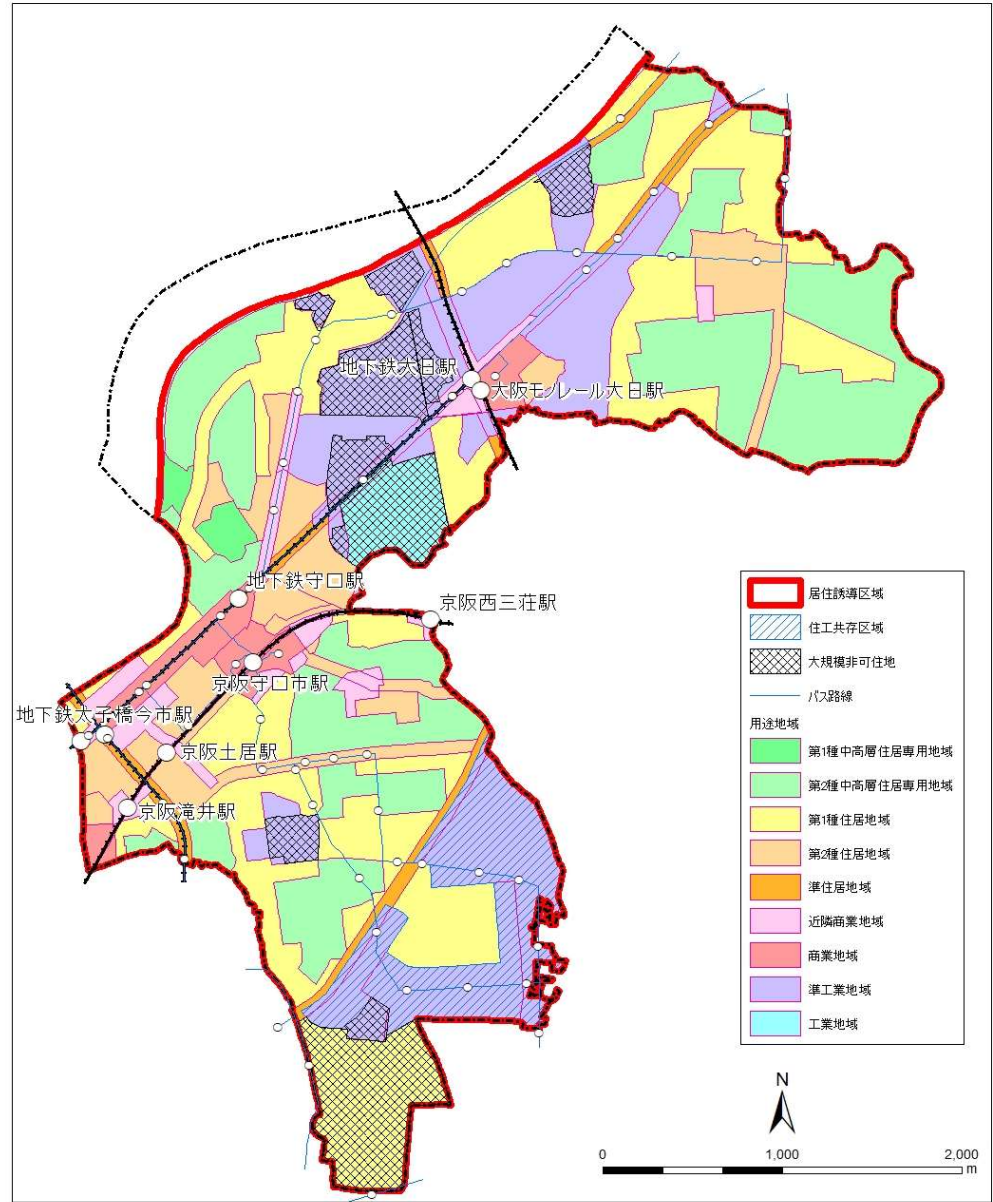
図V-2 地域別の暮らしのイメージ

○居住誘導区域

表Ⅴ－２ 居住誘導区域の人口

区分	面積	令和元年（2019年）人口 （ ）内は人口密度	令和22年（2040年）推計人口 （ ）内は人口密度
居住誘導区域	1,178ha	143,858人（122人/ha）	124,043人（105人/ha）
市街化区域	1,178ha	143,858人（122人/ha）	124,043人（105人/ha）
市全域（立地適正化計画区域）	1,271ha	143,858人（113人/ha）	124,043人（98人/ha）

注）面積は図上計測により算定。令和元年（2019年）人口は住民基本台帳、令和22年（2040年）推計人口は守口市人口ビジョン令和3年（2021年）3月の推計手法に基づき算定した値。（町丁目単位の推計人口を面積按分によって算定）



図Ⅴ－３ 居住誘導区域

注）誘導区域は、大規模非可住地、生産緑地地区を除きます。

4. 居住誘導区域の基本方針

- 立地の適正化に関する基本方針を踏まえ、将来都市像を実現するため、居住誘導区域の基本方針を以下に示します。

基本方針 1

子育て世代への住み替え促進

○都市機能誘導区域における土地の高度利用の促進

- 都市機能誘導区域は、多様な都市機能が集積し、交通利便性が良く、国道1号を中心に住み替えが進みやすい状況となっています。将来にわたって、都市機能が維持されることが重要であることから、守口都市軸（国道1号、府道京都守口線）沿道の周辺において土地の高度利用を図り、居住誘導を促進し、人口密度の維持を目指します。

○中古住宅の流通促進

- 駅周辺等の生活利便性が高い地域では、高齢化の進行や家屋の老朽化等により、住み替えが促進されにくい地区が見られます。このため、中古住宅市場の活性化に向けた取組を推進します。
- 将来は、高齢化の進行とともに空家率が高まり、地域のイメージの低下や防災・防犯上の問題等が懸念されます。このため、子育て世代への住み替えは、今後、より重要となることから、空家の有効活用等、住み替えが円滑に促進される仕組の構築を目指します。

基本方針 2

災害リスクの軽減

- 守口市駅周辺では老朽木造家屋や幅員が狭い道路が多く、また、大日駅周辺や東部地域では、旧耐震基準の木造住宅が多く密集する地域が存在する等、地震災害のリスクが高い地域が存在します。このため、土地の集約化や支援制度の活用等により、建替えや耐震化・不燃化の促進、道路の拡幅、オープンスペースの確保等、快適な住環境の構築を図ります。
- 京阪本線より北側には、浸水深 3m 以上の浸水想定区域が広がり、洪水災害のリスクが高い地域が存在します。また、市街地では内水氾濫による被害も想定されています。このため、災害リスクの軽減に向けた対策に取り組めます。

基本方針 3

景観形成の推進

- 住環境の質や地域イメージの向上を図るため、建築物の規制誘導方策を検討する等、地域特性に合わせた良好な景観形成に取り組めます。
- 地域の景観資源を活かした景観形成を地域と協働で進めることで、景観まちづくりに対する意識の醸成を図ります。
- 駅周辺など、多数の人が利用する地域においては、まちのイメージアップを図るため、公共施設等整備に際しては十分に景観に配慮するとともに、民間事業者と連携した賑わいとゆとりある都市景観の形成を進めます。

基本方針 4

緑化の推進と公園緑地の利活用の促進

- 住宅地における緑化の推進は、住環境の質を高めるとともに、子どもの遊び場や健康増進の場、身近な自然環境の場として、子育て世代が居住地を選択する際の重要な要素となり、地域の防災機能にも寄与します。このため、既存の公園の適切な維持管理や、緑の保全等を推進します。
- 特色のある公園づくりの推進にあたっては、すべての公園を対象とした再整備や利活用の促進、管理手法等を含めた今後のあり方について検討を進めます。
- 淀川河川公園、鶴見緑地は、関係機関と連携し、周辺地域からのアクセス性の向上や利活用の促進を図り、住環境の魅力を高めます。

基本方針 5

地域資源を活かした協働のまちづくりの推進

- 地域固有の資源を活かしたまちづくりに取り組むことで、守口らしさを活かした魅力向上を目指します。
- 地域住民、民間事業者、市民活動団体、行政等が連携、協働することで、地域の魅力向上に向けた課題解決に持続的に取り組みます。

基本方針 6

公共交通等の利用環境の改善

- 今後の人口減少・少子高齢化の進展を見据え、主に徒歩、自転車での移動が困難となる高齢者等に対し、福祉的な施策を含む移動の代替手段等を検討します。
- 徒歩・自転車利用の割合が高い本市においては、ゆとりのある歩行空間の確保や幅員の狭い道路の拡幅を促進し、安全・快適に歩けるまちづくりに取組みます。
- 大阪モノレールの延伸にあわせ、新駅周辺地域の魅力あるまちづくりに向け取組みます。

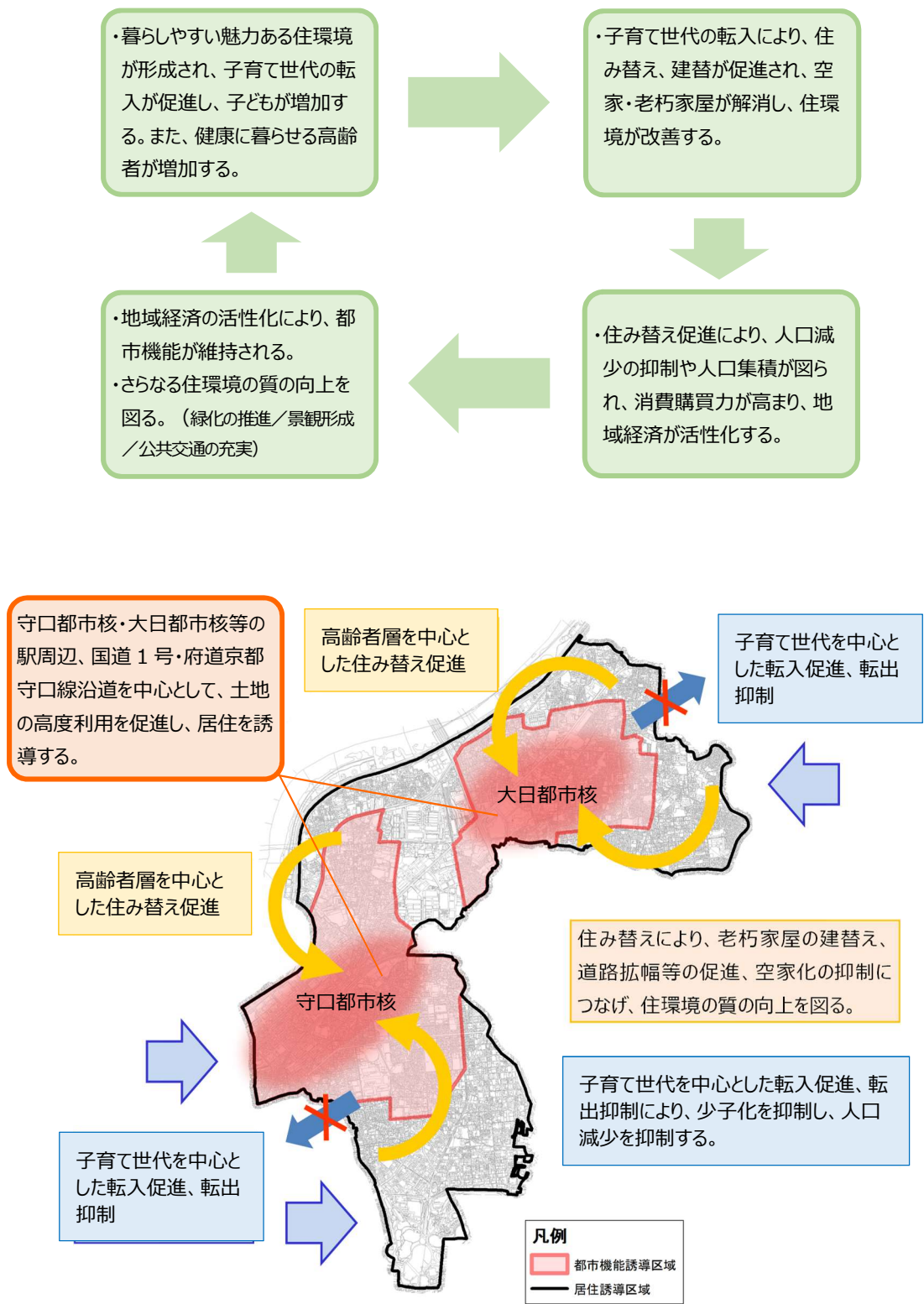
基本方針 7

住工共存のまちづくりの推進

- 住工共存区域においては、操業環境を確保するための支援や住工共存のため住民への周知等に取り組む、住宅と工業が共存するまちづくりを推進します。



図Ⅴ－４ 公園整備等による住環境の質の向上のイメージ



図Ⅴ-5 子育て世代の転入、住み替え・建替え促進のイメージ

5. 居住の誘導のための施策

5-1 住み替え促進

- 子育て世代等への住み替えの促進や、まちなか居住の推進に向け、住み替え時の改修や家賃に対する補助、住宅ローンの金利の優遇等、支援策の可能性について検討します。
- 人口減少、高齢化の進行とともに増加が懸念される空家に対しては、「守口市空家等対策計画」に基づき、空家に関する情報の提供や空家の除却、除却後の跡地の活用等に取り組めます。
- 高齢化が進行する地域では、住み替えが促進されづらく、家屋の老朽化や空家の発生が深刻化することが懸念されることから、高齢者が保有する中古住宅を借家として入居希望者に斡旋する支援制度の活用を検討します。
- 子育て世代の転入や定住化を促進し、活力のあるまちづくりを推進するため、0歳児からの幼児教育・保育の無償化を実施、継続するとともに、周辺の道路や公園緑地等を含め、学校教育環境の向上にも引き続き取り組みます。
- 拠点や幹線道路沿いの土地の高度利用を推進するための都市計画制度等の活用を検討します。

5-2 災害リスクの軽減

- 守口市駅周辺等に多く残っている幅員が4m未満の狭い道路については、建替えに合わせた道路拡幅を進めます。
- 老朽化した木造建物が密集し、狭い道路が多く、公園や広場などのオープンスペースが少ない密集市街地である大日・八雲東町地区、東部地区では、防災街区整備地区計画に基づき不燃化の促進を図ります。



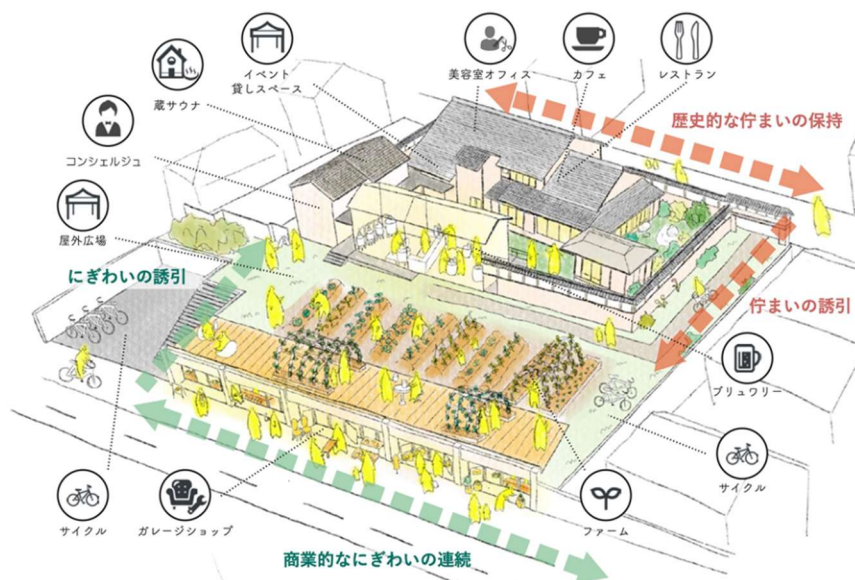
建替えによる住環境の改善

- 安心・安全に暮らすことができる住環境を構築するため、老朽木造賃貸住宅の除却や建替に対する支援制度を活用し、不燃化の促進を図るほか、建替の促進等を検討します。

- 地域の防災・安全機能を高めるため、公園の再編や公的不動産の活用により、近隣公園などのまとまりのあるオープンスペースの整備を検討します。
- 淀川沿いには洪水災害のリスクが高い地区が見られることから、災害リスクの軽減に向け、「守口市地域防災計画」と連携し、事前避難の徹底等に取り組めます。
- 東部地域における増補幹線等の整備を促進するため、関係機関と連携協力し、内水氾濫対策を推進します。

5-3 景観形成の推進

- 守口らしいまちなみの形成を目指し、地域における景観資源の保全・活用や建築物の建替えに合わせた今後の景観誘導のあり方等について検討します。
- 淀川や京街道等、自然および歴史と調和した緑や美しい景観の形成により、地域の個性を活かした落ち着いたある住環境を創出するとともに、旧徳永家住宅、旧中西家住宅等、歴史的資源の活用を促進し、店舗の誘導やイベントの開催、周知等について検討します。
- 多くの人が住みたいと思える「きれいなまち」を目指し、市民活動団体等との連携により公共の場の美化活動を推進します。



旧徳永家住宅の活用イメージ

５－４ 緑化の推進と質的向上、公園緑地の利活用の促進

- 多くの人が集まる公共施設については緑化を推進するとともに、住宅地については引き続き植栽指導基準に基づき緑化に関する指導を行います。
- 市内の公園の現況を評価した上で、防災、環境、景観等、公園緑地が有する多面的機能を踏まえ、都市計画公園の見直しや守口市公園マスタープランに基づく計画的・効率的な公園整備・再整備に取り組めます。



敷地を活用した緑化

- 淀川河川公園においては関係機関と連携し、旧守口サービスセンター周辺の再整備等に取り組めます。
- 淀川河川公園および鶴見緑地においては利活用の促進に向け、関係機関と連携し、周辺地域からのアクセス性の向上やイベントの開催、周知等に取り組めます。
- 公園の利活用や計画的な維持管理を促進するため、地域や民間事業者等との連携手法について検討します。
- 市内の生産緑地地区は居住誘導区域から除外し、保全を図るとともに、地権者の意向や地域のニーズ等を踏まえ、必要に応じて市民農園等、体験型施設としての活用を検討します。

５－５ 地域資源を活かした協働のまちづくりの推進

- 地域における課題解決に向けて、関係者が連携できるよう、意見交換会の開催等、課題認識の共有に向けた取組を推進します。
- 地区計画、建築協定等によるまちなみ景観の形成など、地域の課題解決に有効な地域におけるルールづくりや地域に合った組織づくり等の検討を協働で推進します。

- 地域、民間事業者、市民活動団体等との連携のもと、地域資源を活かしたまちづくりに取り組み、空地、公園、歩道空間を活用したカフェ経営等、地域イメージを向上させる取組や、公園緑地の維持管理、イベントの開催、防犯、清掃等の取組の推進によって、シビックプライドの醸成を図り、地域のブランドイメージを高める総合的なマネジメントを推進します。

5－6 公共交通等の利用環境の改善

- 将来、高齢化の進行とともに、高齢者の移動手段等の確保が課題となることから、バス、タクシーなどの公共交通機関に加えて、AI オンデマンドバスをはじめとする新たなモビリティの導入可能性について検討します。
- 路線バスは主要な公共交通であることから、継続的な運行について働きかけを行います。
- 道路交通環境の改善にあたっては、安全・快適に歩くことができる歩行空間の創出に向けて、まちなかを散歩しながら休憩ができるベンチの設置等を検討します。
- 歩行空間の創出にあたっては、歩いて楽しいまちづくりを推進するため、オープンカフェの実施など道路空間の新たな活用方策等について検討します。
- バリアフリー基本構想に基づく道路等のバリアフリー化の推進に加えて、各特定事業の進捗を確認のうえ、必要に応じて基本構想の見直しを進めます。
- 地域の骨格軸となり、安全・快適な歩行空間の創出にも大きく貢献する都市計画道路の整備を推進します。



快適な歩行空間の創出

- 市南部の地域においては、大阪モノレールの延伸、新駅設置にあわせ、既存ストックや公的不動産等を有効活用しつつ、周辺地域の快適性及び利便性の向上、防災機能の強化に向け、コミュニティセンターや公園、防災倉庫などを適切に配置・整備することで魅力あるまちづくりを推進します。

5－7 住工共存区域における取組

- 住民、土地所有者、開発者等に対し、窓口やホームページ等での情報提供等を通じて、特別業務地区の指定の趣旨等、住工共存区域の地域特性について周知を図ります。
- 生産緑地地区等は、市街地に残された緩衝緑地としての機能もあることから、保全し、住工共存を図ります。
- 操業環境の確保や改善にあたっては、防音工事や設備の改良に対する補助等の支援を継続します。
- 工場跡地への工業系施設の誘導にあたっては、仲介斡旋や移転補助、工場の新たな業務系施設への転用等の仕組みづくり、地域のルールづくり等について検討し、操業環境の確保、雇用の場の確保に向けた取組を推進します。
- 住工共存区域には、本市の優れた中小企業が多く存在しており、居住者にとっても、地域のブランドとしての理解が進むよう、技術力やブランド力の発信に努めます。

VI章 立地適正化の推進

1. 目標値の設定

- 本市の都市構造上の課題である人口減少を抑制し、将来都市像を実現するためには、子育て世代の転出抑制・転入促進が重要であることから、子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進します。子育て世代の転入促進は、子どもの増加を促し、人口減少の抑制に寄与するものであり、子育て支援機能の誘導や住環境の改善、緑化の推進等、各種施策の展開により、子育て世代の人口減少を抑制します。
- また、将来進行すると予測される高齢化への対応も重要であることから、高齢者が健康に暮らせるまちづくりを推進します。健康に暮らすためには、適度な運動を行うことが望ましいことから、健康増進機能の誘導や、買物途中に立ち寄りたくなる魅力的な公園の整備、寄り道したくなる快適な歩行空間の整備等により、歩いて暮らせる住環境を構築することで歩行量の増加を目指します。
- 改定に際し、計画の推進にあたっては、当初計画策定時からの大きな変動がないため、同水準を維持することとして、以下の目標値を設定し、達成に向けて施策を推進します。(表VI-1)

表VI-1 目標設定

目標	目標指標	現状 令和元年 (2019年)	目標値 令和22年 (2040年)
「子育て世代の人口減少を抑制」 ・子育てに適した住環境を構築し、子育て世代への住み替えを促進し、子どもの数の増加を目指す	30・40代の人口	37,619人	27,382人
	0～9歳の人口	10,493人	11,943人
「高齢者の歩行量を将来推計値より一日1,000歩増加」 ・高齢者が健康に暮らせる住環境を構築し、歩行量の増加を目指す	65歳以降の一日一人あたりの平均歩行量	5,006歩/人/日	5,596歩/人/日

備考**●人口の目標について**

現状は、令和元年（2019 年）住民基本台帳人口（10 月 1 日現在）の実績値。目標値は「守口市人口ビジョン」の目標人口に準拠。

i) 30・40 代の人口：「守口市人口ビジョン」における令和 22 年の推計値

ii) 0～9 歳の人口：「守口市人口ビジョン」における令和 22 年の合計特殊出生率（2.03）が達成された場合の人口を推計した値

●歩行量の目標について

現状は国民健康・栄養調査による歩行数の推移をもとに推計した値。

2. 計画の評価および見直し

- ・都市再生特別措置法第 84 条では、おおむね 5 年ごとに誘導施策の実施状況についての調査、分析および評価を行うよう努め、必要に応じて立地適正化計画およびこれに関連する都市計画を変更するものとされています。
- ・これを踏まえ、本計画においては、守口市都市計画マスタープランとの連携を図りつつ、施策の進捗状況や目標達成状況を把握し、社会情勢等を踏まえながら、おおむね 5 年ごとに評価し、必要に応じて見直しを行うものとします。
- ・評価にあたっては、目標値および施策の効果に関する定量指標を把握するとともに、誘導のための施策の進捗状況を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

評価の方法について**（１）目標値および施策の効果に関する定量指標の把握**

- ・目標値の人口については、「守口市人口ビジョン」に基づく 5 歳階級別人口等を用いて、30・40 代、0～9 歳の現状と目標値を定期的に比較し、達成状況を把握します。達成に満たない場合は、施策の見直し等により、居住誘導の促進を図ります。
- ・目標値の歩行量については、アンケート等により 65 代以降の平均歩行量を定期的に把握し、目標の達成状況を把握します。歩行量の増加が見込まれない場合は、歩きやすいまちづくりの推進に向けた取組の充実、関連施策との連携等、施策の見直しを行います。

（２）施策の進捗状況の確認

- ・施策の進捗状況については、各取組・事業の進捗状況や課題事項等を定期的に評価するとともに、誘導施策として効果が見込まれない取組・事業は必要に応じて見直しを行います。

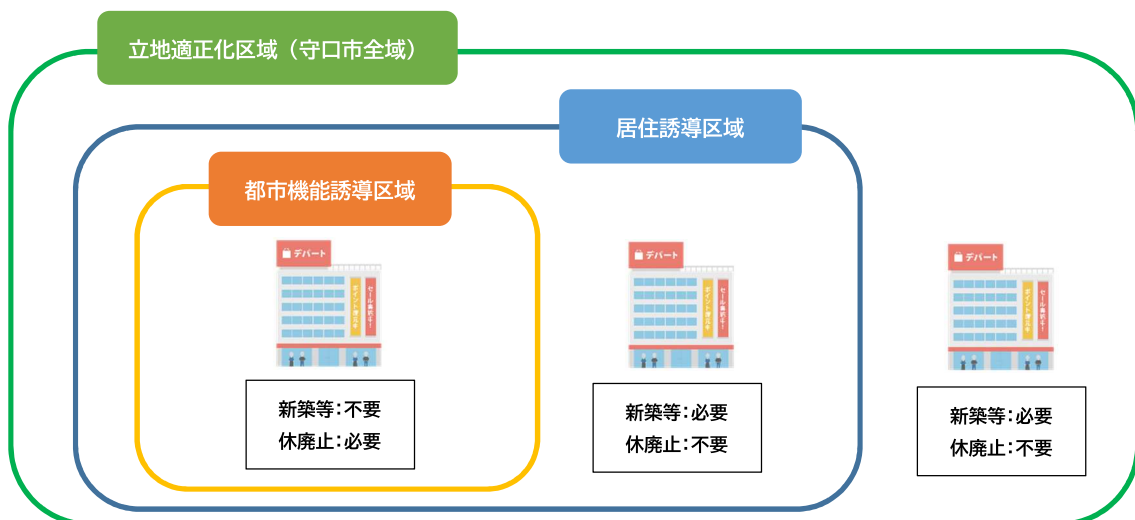
3. 届出制度による都市機能・居住の誘導

- 立地適正化計画区域内で、以下の条件に該当する開発行為・建築行為は、都市再生特別措置法第 88 条ならびに第 108 条に基づき、市長への届出が必要となります。開発行為・建築行為に着手する日の 30 日前までには、行為の種類、場所、設計または施行方法、着手予定日等についての届出が必要になります。（表Ⅵ－2、図Ⅵ－1）

表Ⅵ－2 届出制度

都市機能誘導区域外における行為	居住誘導区域外における行為 ^{注)}
【届出の対象】 - 誘導施設を有する建築物の建築を目的とした開発行為 - 誘導施設を有する建築物を新築する行為 - 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為 - 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為 - 誘導施設を休止、又は廃止しようとする行為	【届出の対象】 3 戸未満の住宅の建築を目的とした 1,000 m²以上の開発行為 3 戸以上の住宅を新築する行為 - 建築物を改築し、3 戸以上の住宅とする行為 - 建築物の用途を変更し、3 戸以上の住宅とする行為
【届出があった場合】 誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市長は必要な勧告をすることができる。	【届出があった場合】 住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、市長は必要な勧告をすることができる。

注) 本市において「居住誘導区域外における開発行為」に該当する区域はありません。



図Ⅵ－1 誘導施設に関する届出

第Ⅶ章 防災指針

1. 防災指針の基本的な考え方

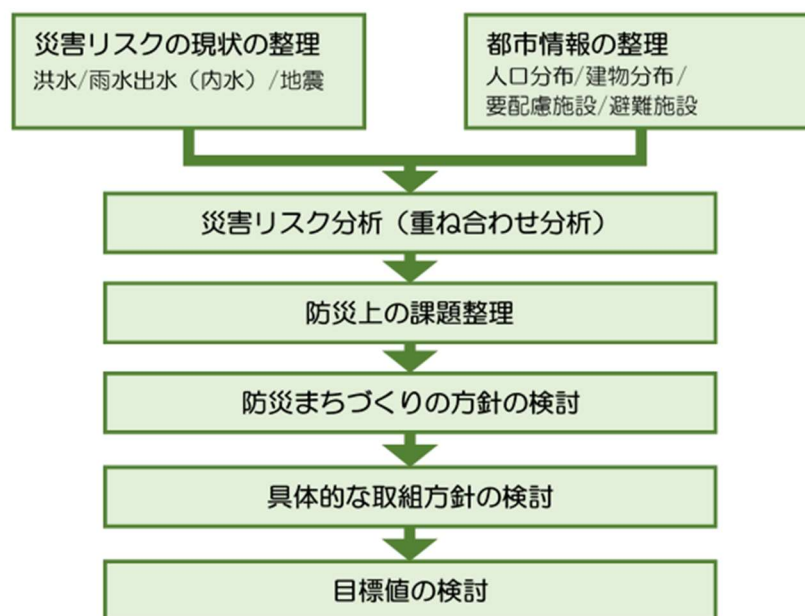
1-1 防災指針とは

- 防災指針は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年9月に施行された法改正において新たに位置付けられた指針で、水害や土砂災害等の災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進が必要なことから、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導と併せて都市の防災に関する機能の確保を図ることを目的としています。
- コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、災害リスクの高い地域への新たな立地を抑制し、居住誘導区域から除外する必要があります。しかしながら、本市における洪水・雨水出水による浸水エリアは、既成市街地を含む広範囲に広がっており、これらの災害ハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的には困難な状況にあります。
- こうした状況から、本市では災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進するため、本計画において居住誘導区域内の安全性を高め、さらに災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・安全確保対策を計画的に実施していくことを目的に本指針を策定し、具体的な取組を示すこととします。

1-2 検討の手順

- 防災指針の検討にあたっては、ハザード情報と都市情報を整理し、それらの情報を重ね合わせて災害リスク分析を行います。分析結果を踏まえて防災上の課題を整理し、課題を踏まえた防災まちづくりの将来像と取組方針を示し、具体的な取組方針の検討を行います。

(図Ⅶ-1)



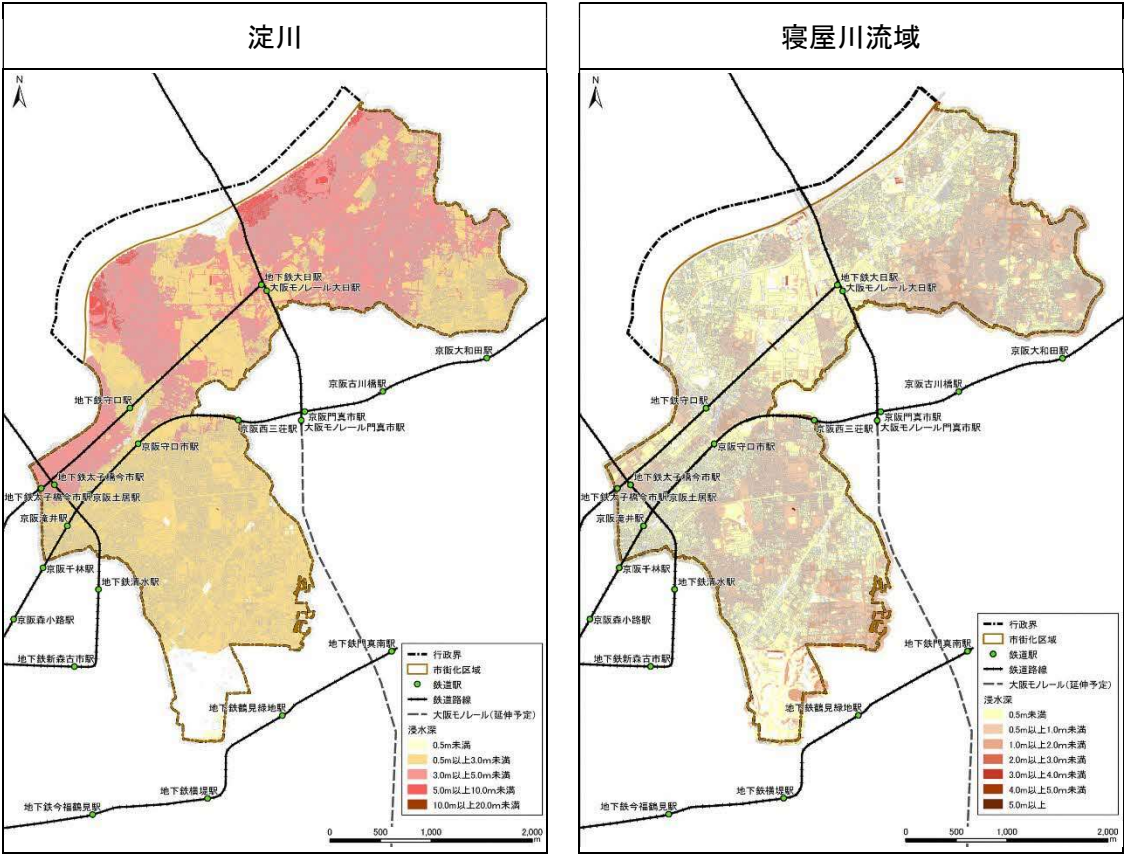
図Ⅶ-1 防災指針の検討手順

2. 災害リスクの現状

2-1 洪水

① 浸水深（想定最大規模）

- ・淀川の氾濫時の浸水範囲は、市全域に広がり、戸建て住宅の2階が浸水する浸水深3m以上の区域が北部を中心に広がっています。（図Ⅶ-2：左）
- ・寝屋川流域の氾濫時（内水氾濫も考慮）の浸水範囲は、市全域に広がっていますが、浸水深は大部分が0.5m未満となっており、床上浸水となる0.5m以上の主な地域は東部の府道京都守口線以東の地区、西部の京阪本線以南の地区などとなっています。（図Ⅶ-2：右）

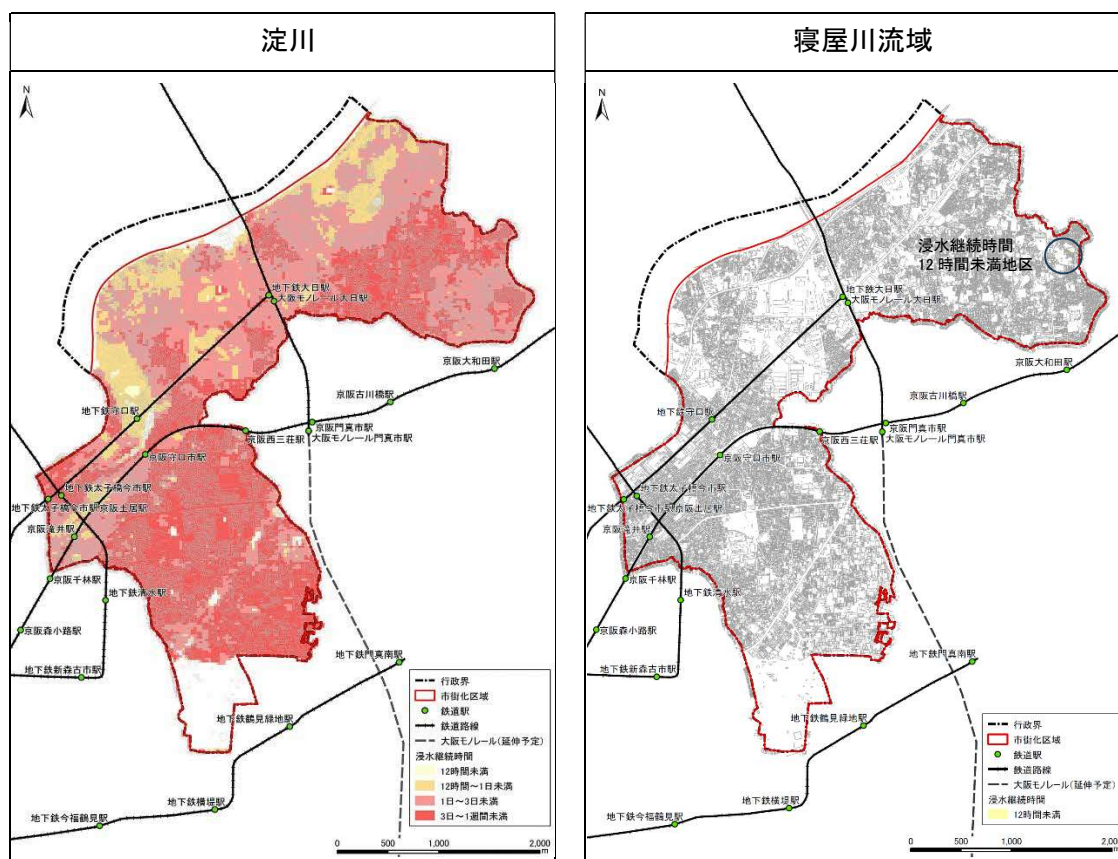


図Ⅶ-2 浸水深（想定最大規模）

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）

② 浸水継続時間（想定最大規模）

- ・淀川の氾濫時は、西部地域の南側や東部地域の東側などが3日～1週間未満と、長時間にわたり浸水が継続すると想定されています。（図Ⅶ－3：左）
- ・寝屋川流域の氾濫時は、東部地域の市境付近のごく一部の地区で12時間未満浸水すると想定されています。（図Ⅶ－3：右）

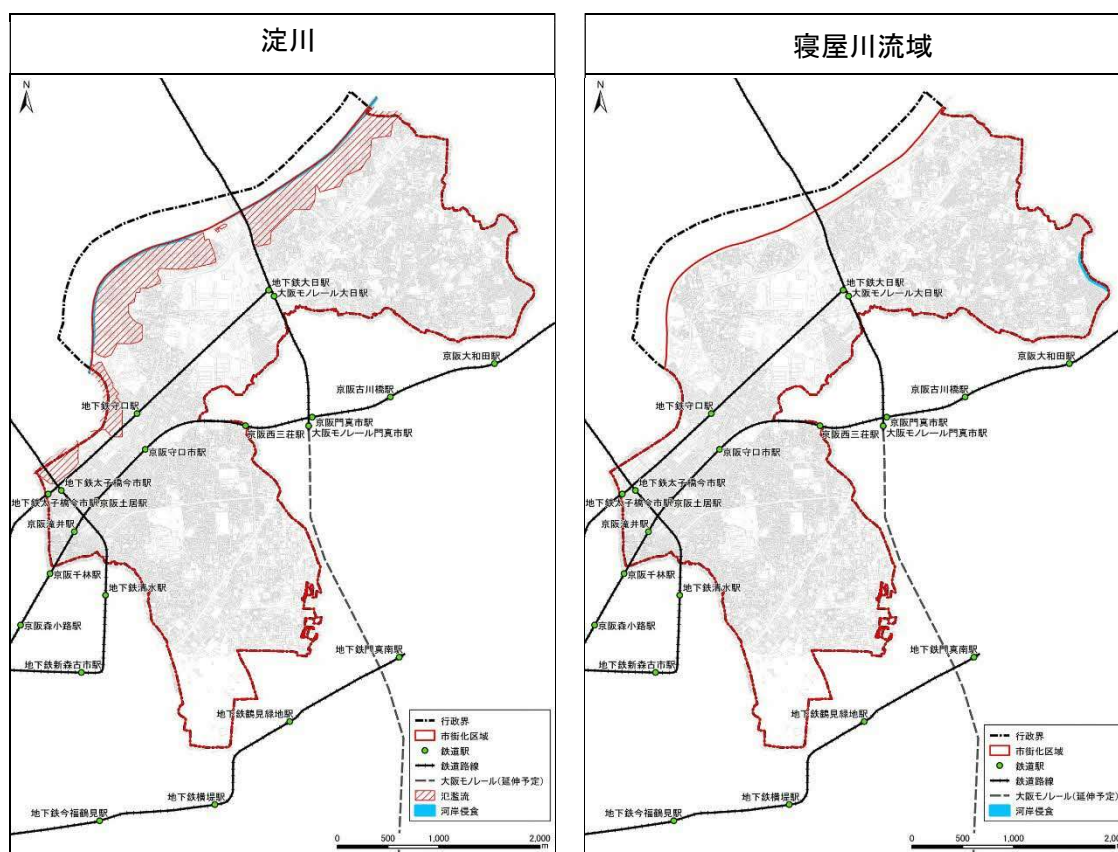


図Ⅶ－3 浸水継続時間（想定最大規模）

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成29年（2017年）6月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成31年（2019年）3月）

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

- ・淀川の氾濫流のエリアは、淀川堤防沿いの市街地の概ね 200～300m 範囲に広がり、家屋倒壊の恐れがあると想定されています。（図Ⅶ－４：左）
- ・寝屋川流域では、東部地域の市境部にある古川で、河岸侵食による家屋倒壊の恐れがあると想定されています。（図Ⅶ－４：右）



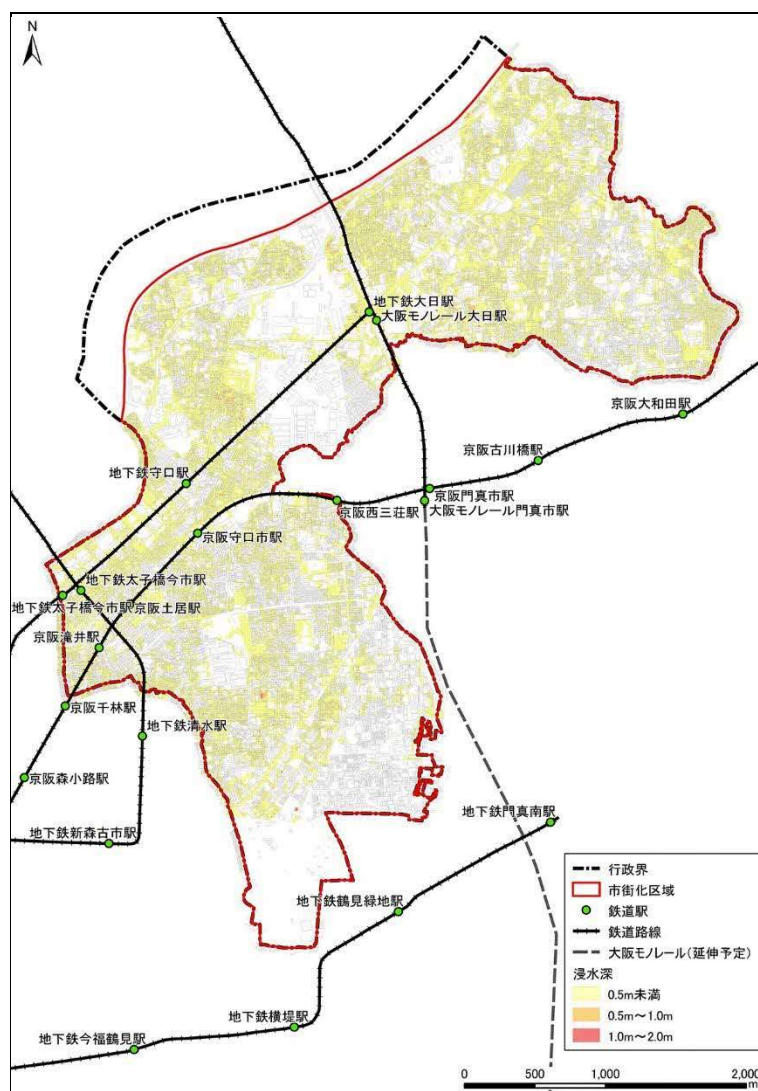
図Ⅶ－４ 家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模）

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）

2-2 雨水出水（内水）

① 浸水深

- これまでの市内最大降雨量（平成 24 年 8 月 14 日： 115mm/時間、120 mm/日）で予測される内水氾濫による浸水想定区域は、市域全体に広がっています。ほとんどの地区が浸水深 0.5m 未満と想定されています。（図Ⅶ-5）



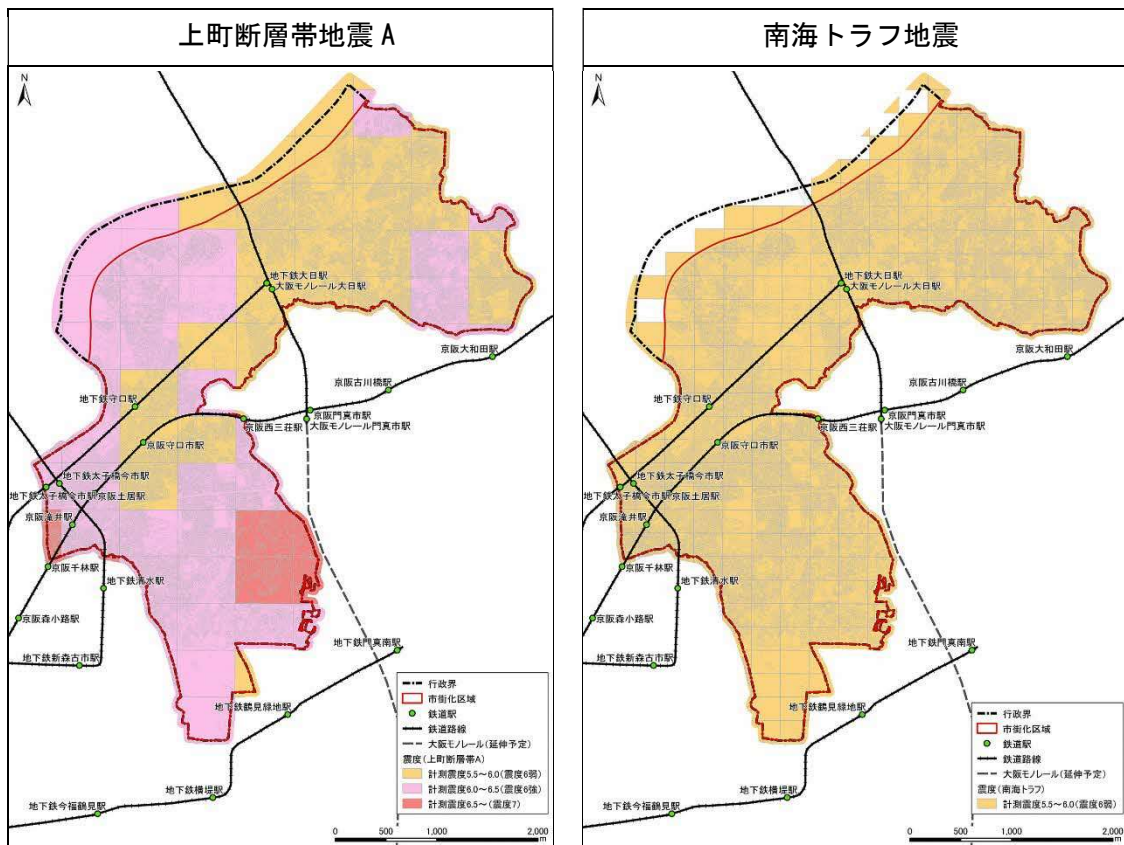
図Ⅶ-5 雨水出水（内水）による浸水深

資料：内水ハザードマップ（守口市、平成 26 年（2014 年）3 月）

2-3 地震

① 震度分布

- ・直下型の上町断層帯地震 A による本市内の計測震度は、市域南部の大阪中央環状線沿川地区と京阪千林駅北側地区が 6.5 以上（震度 7）、その周辺部は 6.0～6.5（震度 6 強）、北側地域は概ね 5.5～6.0（震度 6 弱）と想定されています。（図Ⅶ-6：左）
- ・南海トラフ地震による本市内の計測震度は、市全域が 5.5～6.0（震度 6 弱）と想定されています。（図Ⅶ-6：右）



図Ⅶ-6 計測震度

資料：〈上町断層帯地震 A〉大阪府（平成 19 年（2007 年）3 月）
 〈南海トラフ地震〉大阪府（平成 25 年（2013 年）10 月）

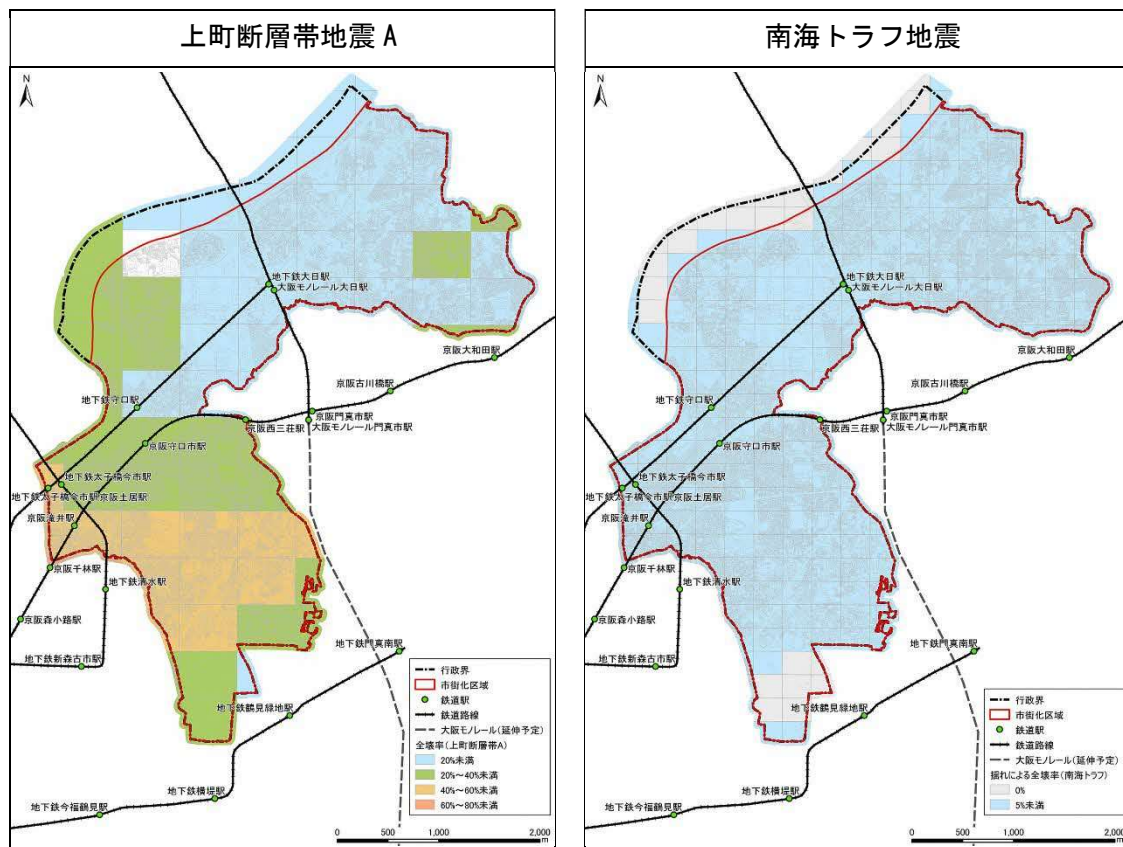
② 倒壊危険度

- 上町断層帯地震 A による建物の全壊率は、西部の南側地域に 40%～60%となる地区があり、その周辺部が 20%～40%、東部地域の大部分は 20%未満と想定されています。

(図Ⅶ-7：左)

- 南海トラフ地震による建物の全壊率は、市域のほとんどが 5%未満と想定されています。

(図Ⅶ-7：右)



図Ⅶ-7 倒壊危険度

資料：〈上町断層帯地震 A〉大阪府(平成 19 年(2007 年) 3 月)

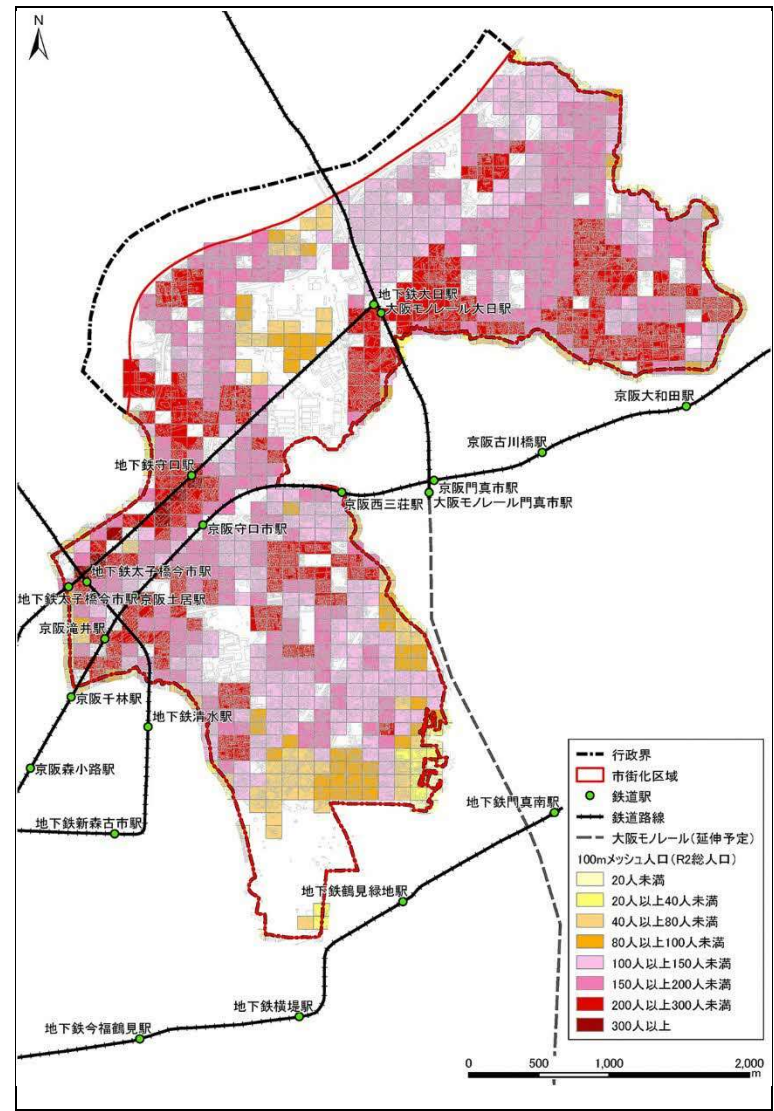
〈南海トラフ地震〉大阪府(平成 25 年(2013 年) 10 月)

※全壊率の表示が白抜きになっているところは、非表示データ。

3. 都市情報

3-1 人口

- 京阪守口市駅・地下鉄守口駅の周辺地区、地下鉄大日駅・大阪モノレール大日駅の周辺地区をはじめとする鉄道駅周辺地区や、東部地域のよつば、藤田の小学校区、西部地域のさくら小学校区などが、人口密度の高い地区となっています。(図Ⅶ-8)



図Ⅶ-8 人口分布(100m メッシュ)

資料：令和2年（2020年）国勢調査

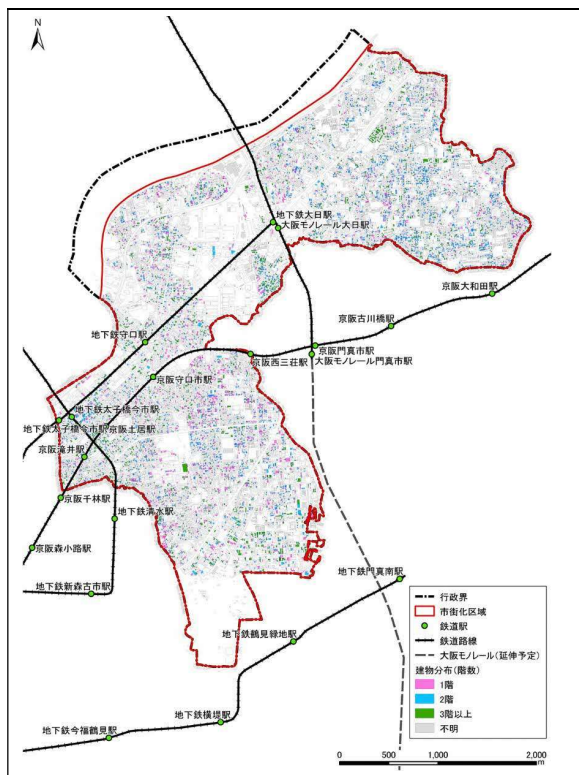
3-2 建物分布

① 建物分布

- 建物分布を階数別にみると、全体的は、1階建て、2階建て、3階以上の建物が混在して立地していますが、東部地域では比較的2階建ての建物が多くなっています。(図Ⅶ-9)

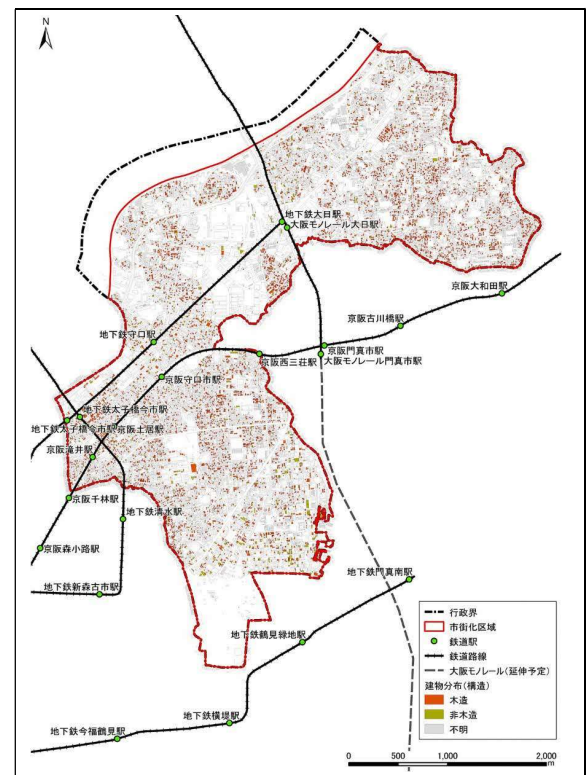
② 構造分類

- 建物分布を構造別にみると、密集した市街地が形成されている東部地域の八雲東、よつば、藤田、梶、金田の小学校区などで木造建物が多くなっています。(図Ⅶ-10)



図Ⅶ-9 建物分布（階数）

資料：固定資産台帳データ（令和5年（2023年））



図Ⅶ-10 建物分布（構造）

資料：固定資産台帳データ（令和5年（2023年））

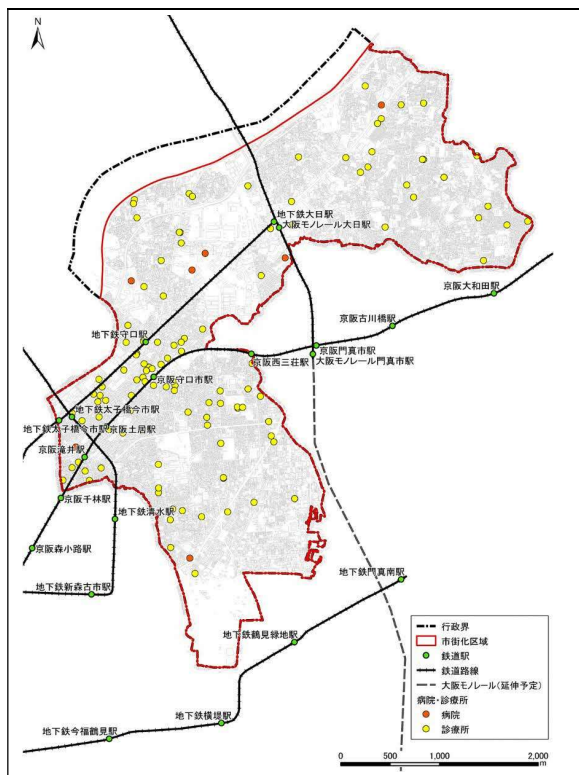
3-3 要配慮施設分布

① 病院・診療所

- ・病院・診療所は、京阪病院、愛泉会病院、松下記念病院、関西医科大学総合医療センターなどをはじめ、市内に 131 施設が立地しています。
- ・特に、京阪守口市駅の周辺に集積がみられます。(図Ⅶ-11)

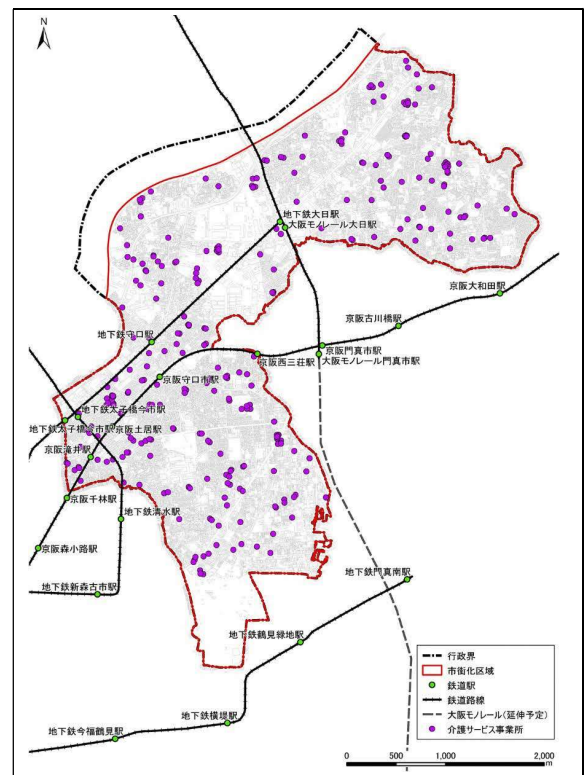
② 介護サービス事業所

- ・介護サービス事業所は、住宅地や商業地など市内の各所に 292 施設が立地しています。(図Ⅶ-12)



図Ⅶ-11 病院・診療所の分布

資料：国土数値情報（令和2年度（2020年度））



図Ⅶ-12 介護サービス事業所の分布

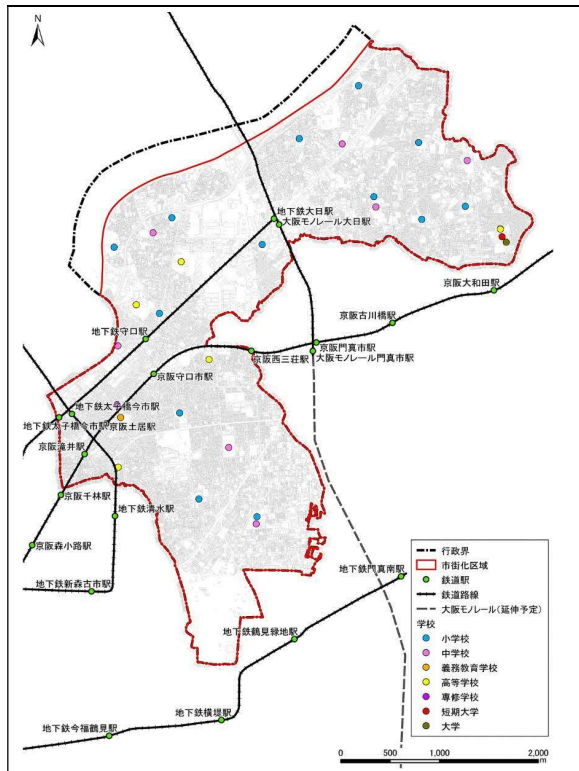
資料：守口市オープンデータ（令和5年（2023年）1月）

③ 学校

- 市内には、小学校が 13 校、中学校が 7 校、義務教育学校が 1 校、高等学校が 5 校（うち公立高校 2 校）立地しています。
- 大学等については、大阪国際大学および短期大学と、松下看護専修学校の 3 校が立地しています。（図Ⅶ-13）

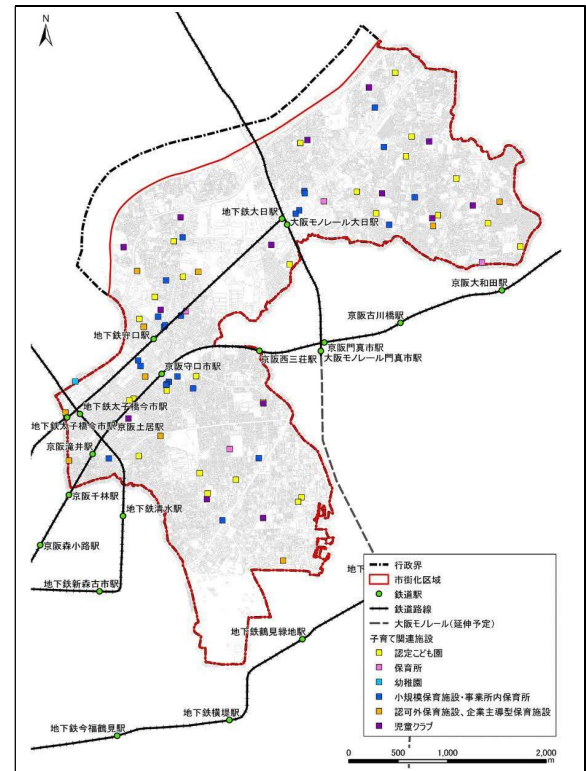
④ 子育て関連施設

- 子育て関連施設については、市内の各所に認定こども園 26 箇所、保育所 4 箇所、幼稚園 1 箇所、小規模保育施設・事業所内保育所 24 箇所、認可外保育施設、企業主導型保育施設 10 箇所、児童クラブ 14 箇所が立地しています。（図Ⅶ-14）



図Ⅶ-13 学校の分布

資料：国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））

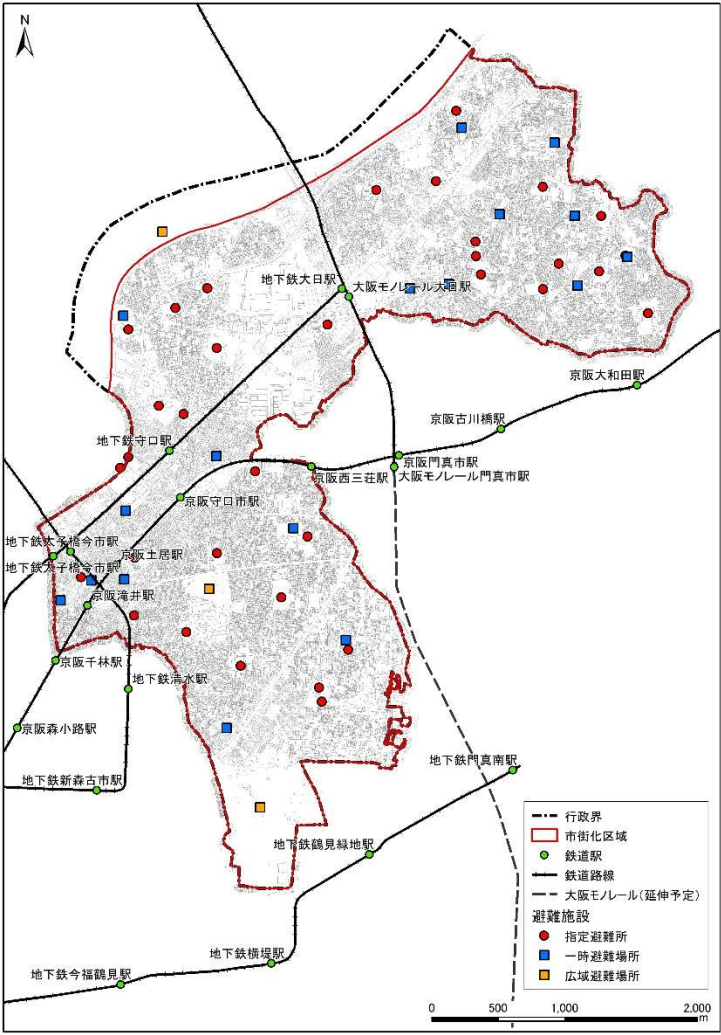


図Ⅶ-14 子育て関連施設の分布

資料：守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

3-4 避難施設

- 避難施設については、指定避難所として学校やコミュニティ施設などで 34 か所、一時避難場所として公園などで 16 か所、広域避難場所として淀川河川公園、鶴見緑地、大枝公園の 3 か所が指定されています。（図Ⅶ-15）



図Ⅶ-15 避難施設の分布

資料：守口市地域防災計画を基に作成（令和 6 年（2024 年）3 月）

4. 災害リスク分析

4-1 洪水

① 浸水深（淀川および寝屋川流域_想定最大規模）

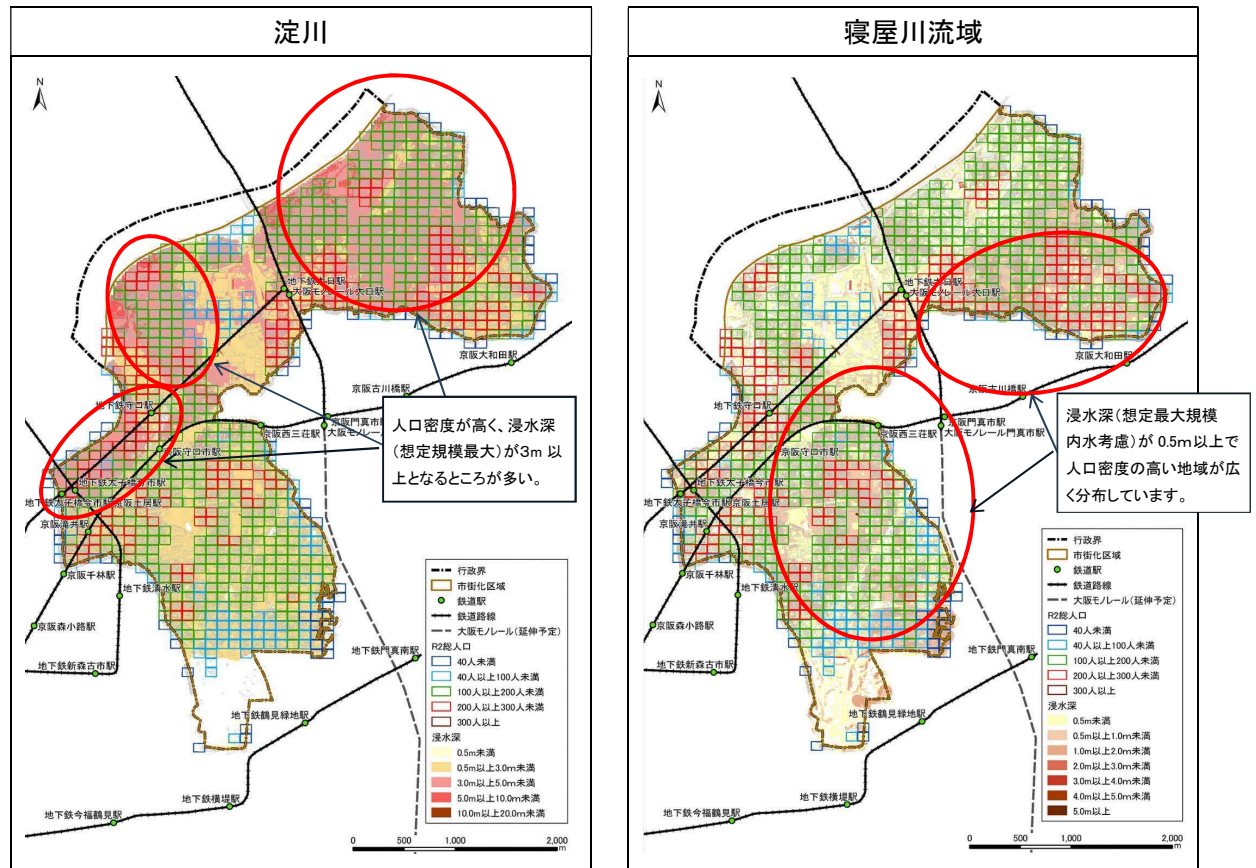
1) 人口分布との重ね合わせ

<淀川>

- 市の北東部や西部の地域は比較的人口密度が高い上に、浸水深（想定最大規模）が2階以上浸水する3.0m以上となるところも多く、これらの地域では特に被害が大きくなることが予想されます。（図Ⅶ-16：左）

<寝屋川流域>

- 市の北東部地域や南部地域では、床上浸水となる浸水深0.5m以上で、比較的人口密度が高い地域が見られ、これらの地域では特に被害が大きくなることが予想されます。（図Ⅶ-16：右）



資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成29年（2017年）6月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成31年（2019年）3月）
 〈人口〉国土数値情報、令和2年（2020年）国勢調査より作成

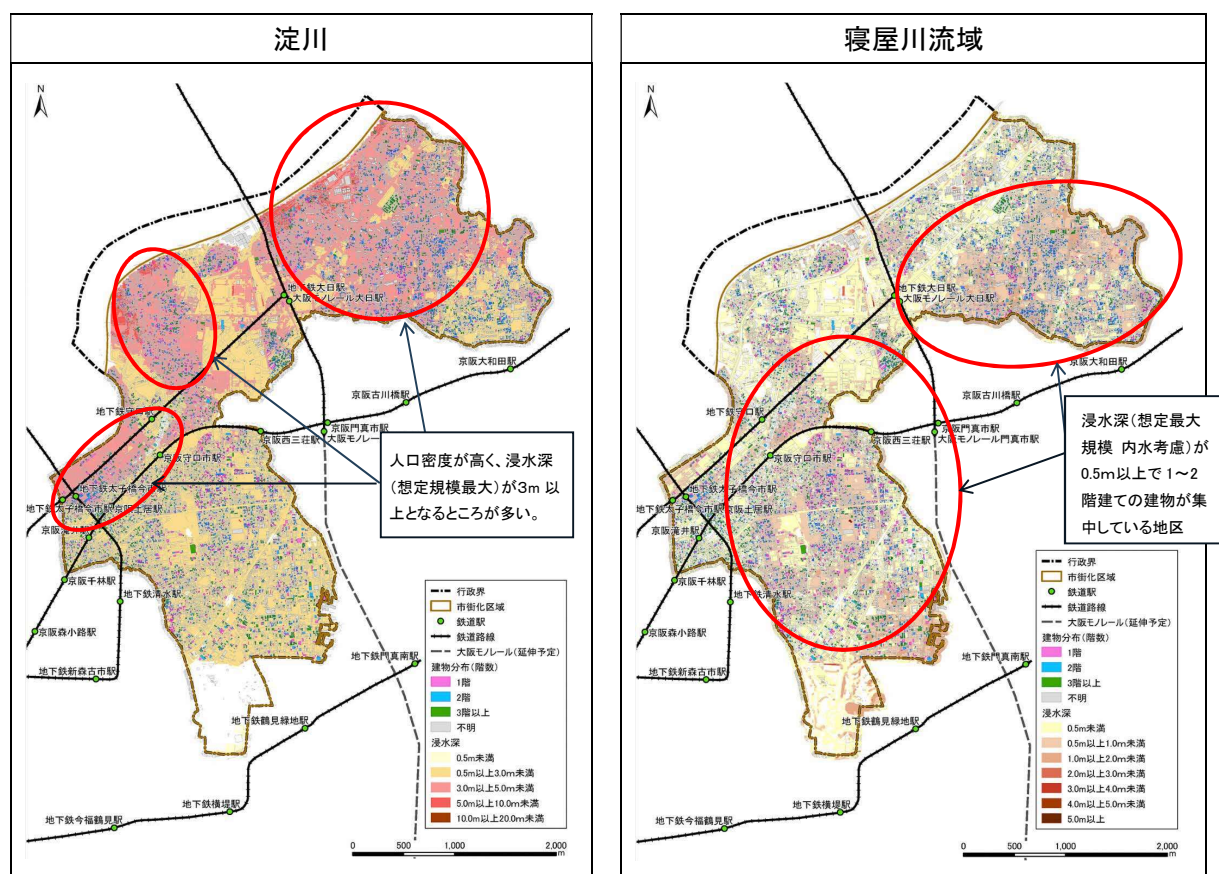
2) 建物分布との重ね合わせ

<淀川>

- 浸水深（想定最大規模）が 3m 以上となるところでは、2 階以上が浸水することとなりますが、これらの地域では 1～2 階建ての建物が多くなっており、垂直避難の困難さが伺えます。（図Ⅶ-17：左）

<寝屋川流域>

- 2 階以上が浸水する浸水深（想定最大規模 内水考慮）が 3.0m 以上となるところで、1～2 階建ての建物が分布しているところは、市内ではほとんどありません。
- 浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満のところは、2 階は浸水しないものの床上が浸水することとなりますが、これらの地域には 1 階建ての建物が見られ、垂直避難が困難な住宅があります。（図Ⅶ-17：右）



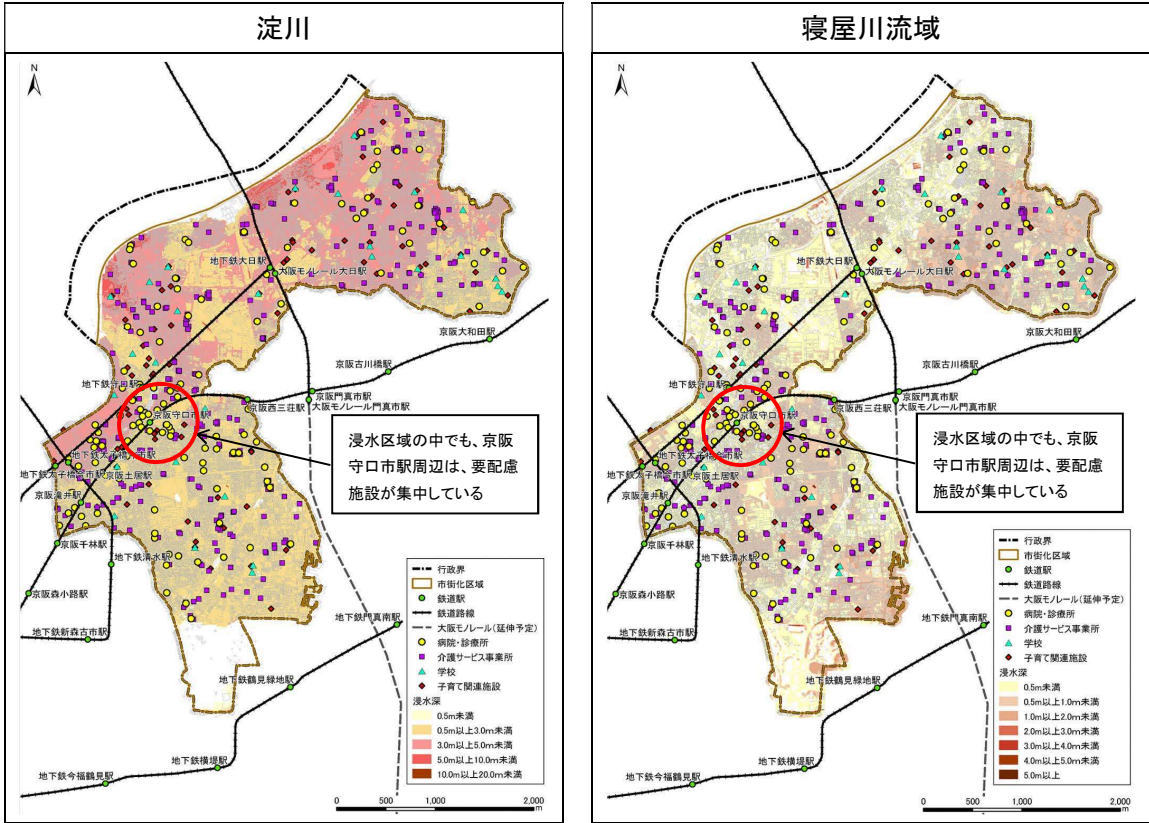
図Ⅶ-17 浸水深（淀川および寝屋川流域_想定最大規模）+建物分布（階数）

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
 〈建物分布〉固定資産台帳データ（令和 5 年（2023 年））

3) 要配慮施設分布との重ね合わせ

＜淀川・寝屋川流域＞

- ・浸水区域の中でも、京阪守口市駅周辺は、要配慮施設が集中しており、洪水時には要配慮者への対策が特に必要となります。(図Ⅶ-18)

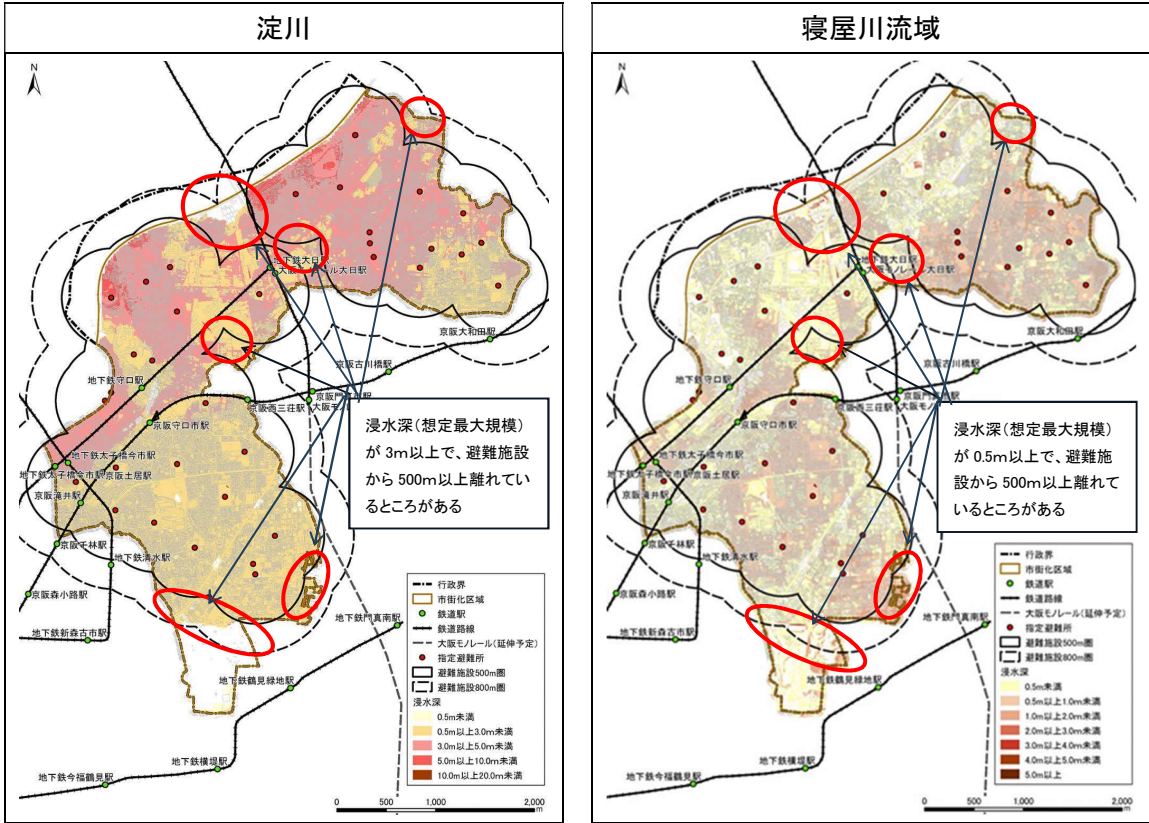


図Ⅶ-18 浸水深（淀川_想定最大規模）+要配慮施設

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
〈要配慮施設〉病院・診療所：国土数値情報（令和 2 年度（2020 年度））
〈介護サービス事業所〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）1 月）
〈学校〉国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））
〈子育て関連施設〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

4) 避難施設分布との重ね合わせ

- 浸水深が 3.0m 以上となるところでは、1～2 階建ての住宅等では垂直避難が困難であり避難施設への避難が必要となりますが、一部で避難施設から 500m（高齢者の避難距離の目安）以上離れているところがあり、避難対策の検討等が必要です。（図Ⅶ-19）



図Ⅶ-19 浸水深（淀川および寝屋川流域_想定最大規模）+避難施設

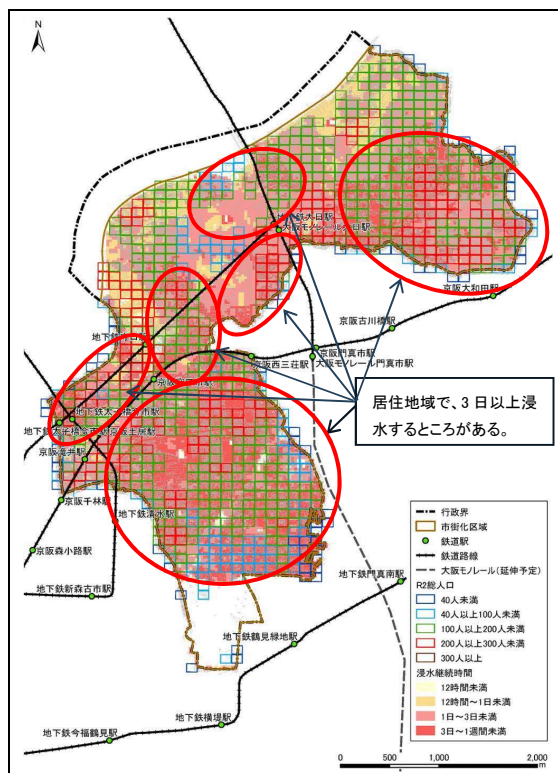
資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
〈避難施設〉守口市地域防災計画を基に作成（令和 6 年（2024 年）3 月）

② 浸水継続時間（淀川_想定最大規模）

- 浸水継続時間のリスク分析にあたっては、被害規模の大きな淀川を対象に検討します。

1) 人口分布との重ね合わせ

- 市内の大部分の居住地域で、食料等の備蓄期間の目安とされる3日以上浸水することとなっており、避難対策の検討が必要です。（図Ⅶ－20）



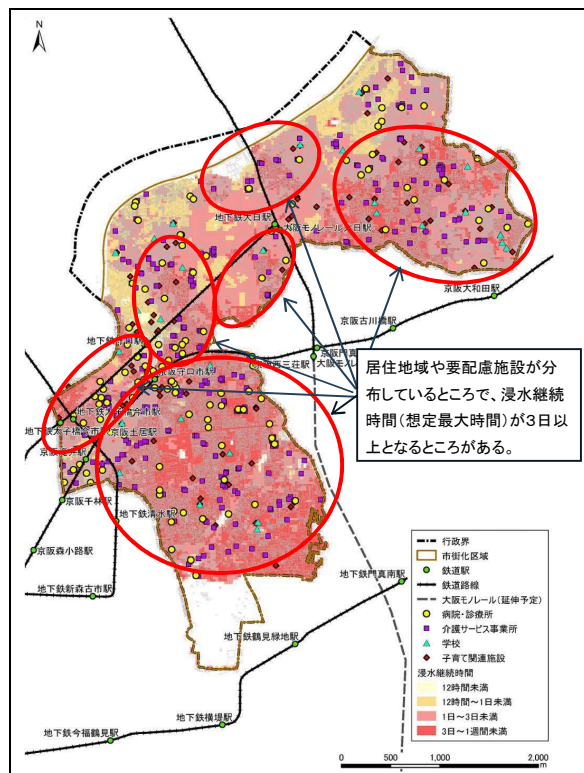
図Ⅶ－20 浸水継続時間（淀川_想定最大規模）+人口分布

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成29年（2017年）6月）

〈人口〉国土数値情報、令和2年（2020年）国勢調査より作成

2) 要配慮施設分布との重ね合わせ

- 市内の大部分で、食料等の備蓄期間の目安とされる3日以上浸水することとなっており、これらの地域には要配慮施設も分布しており、特に避難対策の検討が必要です。(図Ⅶ-21)

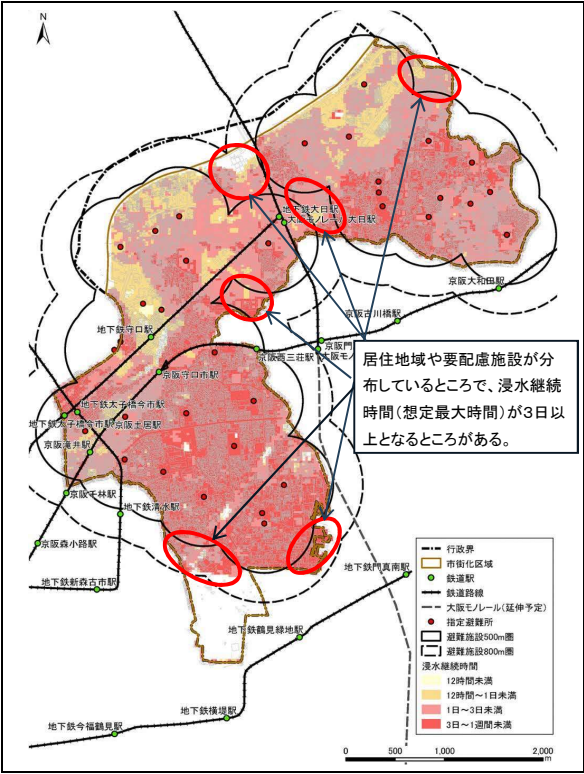


図Ⅶ-21 浸水継続時間（淀川_想定最大規模）+要配慮施設

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈要配慮施設〉病院・診療所：国土数値情報（令和 2 年度（2020 年度））
 〈介護サービス事業所〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）1 月）
 〈学校〉国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））
 〈子育て関連施設〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

3) 避難施設分布との重ね合わせ

- 浸水継続時間（想定最大規模）が3日以上となるところでは、早期の避難が重要となりますが、避難施設までの距離が500m以上となるところがあります。（図Ⅶ－22）



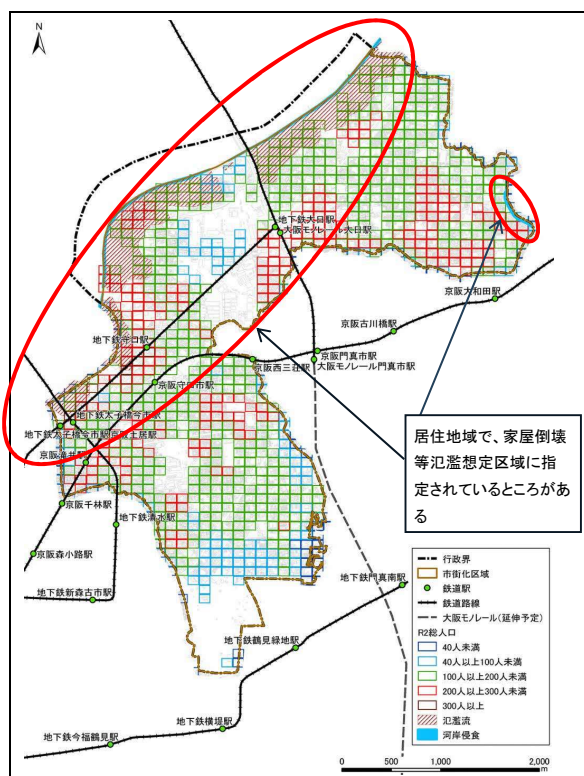
図Ⅶ－22 浸水継続時間（淀川_想定最大規模）+避難施設

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
〈避難施設〉守口市地域防災計画（令和 6 年（2024 年）3 月）を基に作成

③ 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川_寝屋川流域_想定最大規模）

1) 人口分布との重ね合わせ

- 淀川や古川沿岸では、居住地域で家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているところがあります。（図Ⅶ-23）

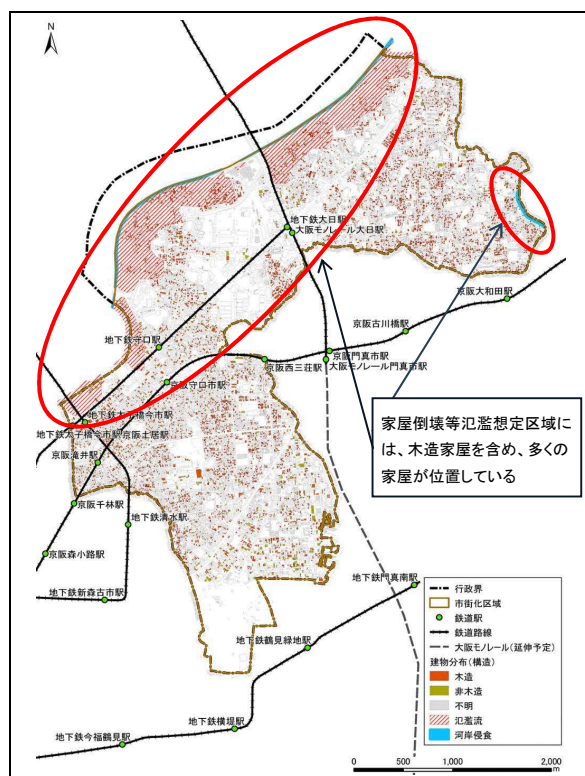


図Ⅶ-23 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川_寝屋川流域_想定最大規模）+人口分布

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
 〈人口〉国土数値情報、令和 2 年（2020 年）国勢調査より作成

2) 建物分布との重ね合わせ

- 淀川や古川沿岸の家屋倒壊等氾濫想定区域では家屋が位置しており、河岸侵食により家屋の基礎を支える地盤が流出するとともに、氾濫流により木造家屋が倒壊する可能性があります。避難対策の検討等が必要です。(図Ⅶ-24)

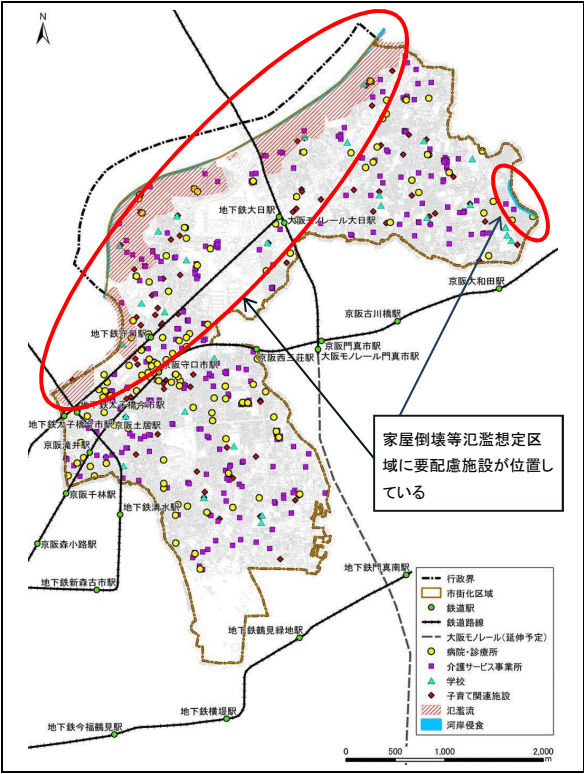


図Ⅶ-24 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川_寝屋川流域_想定最大規模）+建物分布

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
 〈建物分布〉固定資産台帳データ（令和 5 年（2023 年））

3) 要配慮施設分布との重ね合わせ

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に要配慮施設が位置しているところがあり、避難対策の検討が必要です。(図Ⅶ-25)

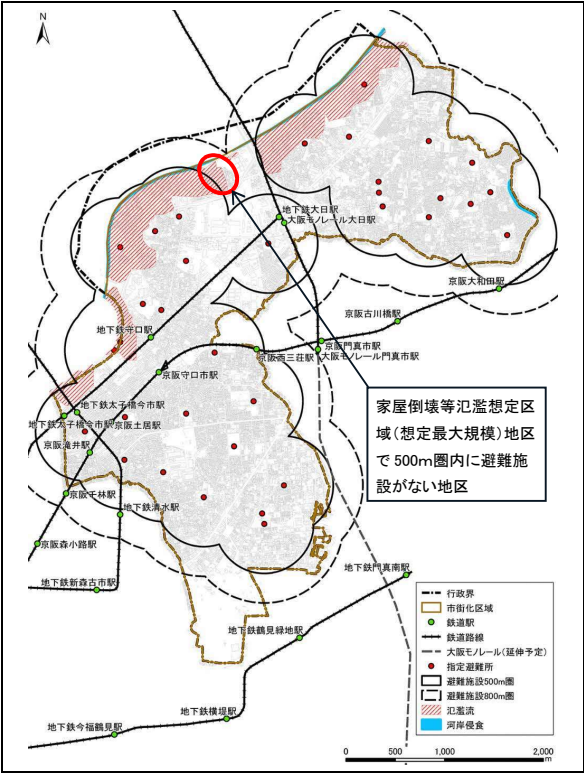


図Ⅶ-25 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川_寝屋川流域_想定最大規模）+要配慮施設

資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈要配慮施設〉病院・診療所：国土数値情報（令和 2 年度（2020 年度））
 〈介護サービス事業所〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）1 月）
 〈学校〉国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））
 〈子育て関連施設〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

4) 避難施設分布との重ね合わせ

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているところでは、早期の避難が重要ですが、避難施設までの距離が 500m 以上のところがあり、避難体制の検討が必要です。(図Ⅶ-26)



図Ⅶ-26 家屋倒壊等氾濫想定区域（淀川_寝屋川流域_想定最大規模）+避難施設

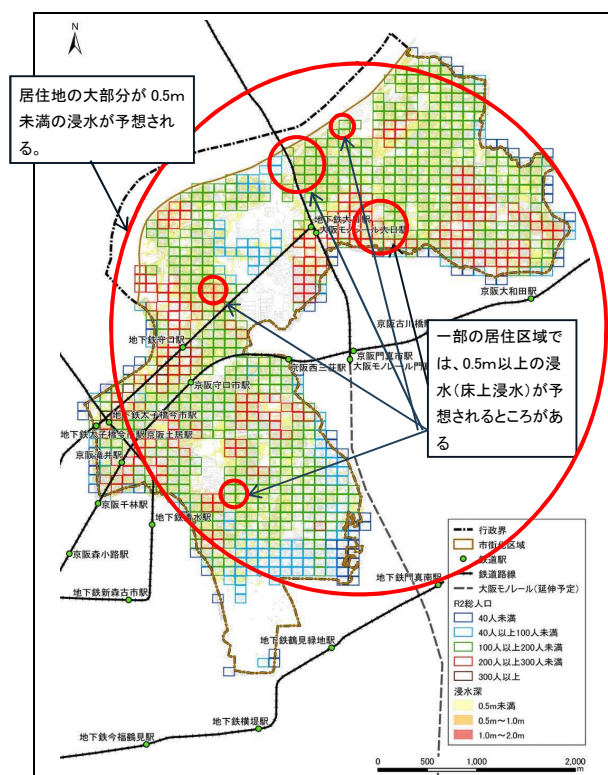
資料：〈淀川〉淀川洪水浸水想定区域図（国土交通省、平成 29 年（2017 年）6 月）
 〈寝屋川流域〉寝屋川流域洪水リスク表示図（大阪府、平成 31 年（2019 年）3 月）
 〈避難施設〉守口市地域防災計画（令和 6 年（2024 年）3 月）を基に作成

4-2 雨水出水（内水）

① 浸水深（想定最大規模）

1) 人口分布との重ね合わせ

- 居住地の大部分が雨水出水（内水）により 0.5m未満の浸水（床下浸水）が予想されています。（図Ⅶ-27）
- 一部の居住区域では、0.5m以上の浸水（床上浸水）が予想されるところもあり、インフラ整備や避難体制の整備等が必要です。（図Ⅶ-27）



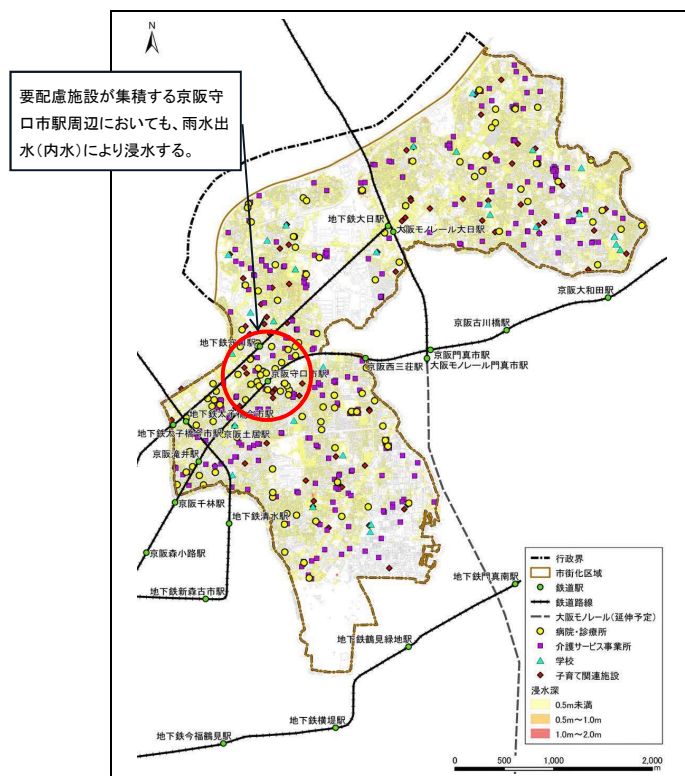
図Ⅶ-27 雨水出水（内水）+人口

資料：内水ハザードマップ（守口市、平成 26 年（2014 年）3 月）

〈人口〉国土数値情報、令和 2 年（2020 年）国勢調査より作成

2) 要配慮施設分布との重ね合わせ

- 要配慮施設が集積する京阪守口市駅周辺においても、雨水出水（内水）により浸水し、要配慮施設への対策が必要です。（図Ⅶ－28）



図Ⅶ－28 雨水出水（内水）+要配慮施設

資料：内水ハザードマップ（守口市、平成 26 年（2014 年）3 月）

〈要配慮施設〉病院・診療所：国土数値情報（令和 2 年度（2020 年度））

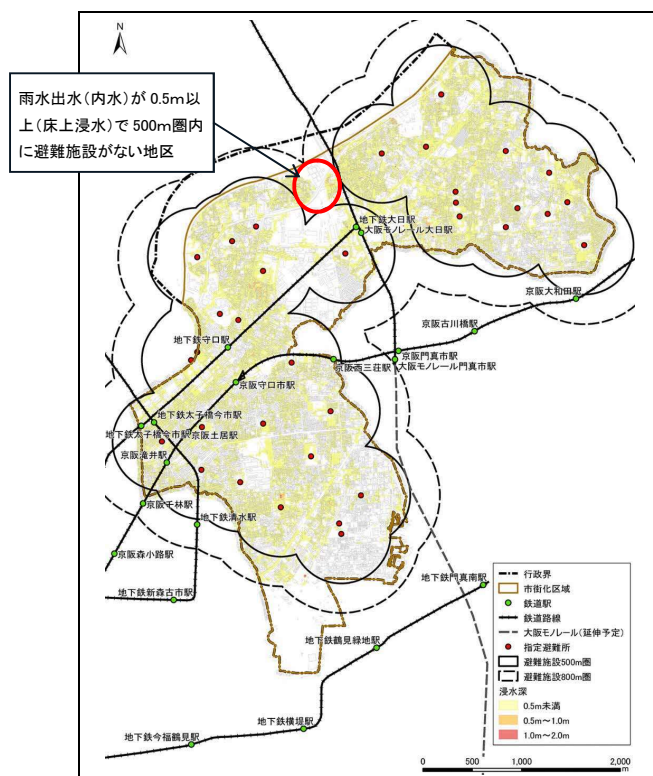
〈介護サービス事業所〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）1 月）

〈学校〉国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））

〈子育て関連施設〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

3) 避難施設分布との重ね合わせ

- 雨水出水（内水）が 0.5m 以上（床上浸水）となるようなところでは、垂直避難や避難施設への避難が必要ですが、一部で避難施設から 500m 以上離れているところがあり、避難対策の検討等が必要です。（図Ⅶ－29）



図Ⅶ－29 雨水出水（内水）+避難施設

資料：内水ハザードマップ（守口市、平成 26 年（2014 年）3 月）
〈避難施設〉守口市地域防災計画（令和 6 年（2024 年）3 月）を基に作成

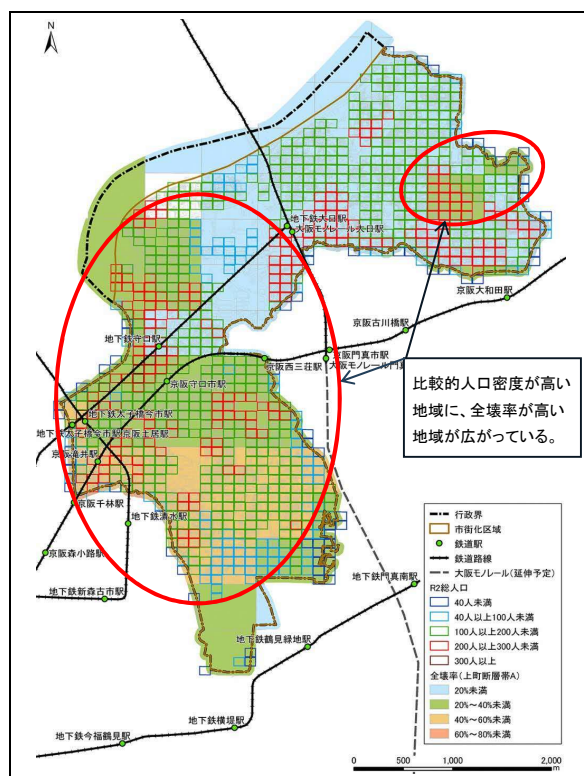
4-3 地震（上町断層帯地震A）

- 地震に対するリスク分析にあたっては、被害規模の大きな「上町断層帯地震A」を対象に検討します。

① 倒壊危険度

1) 人口分布との重ね合わせ

- 比較的人口密度が高い地域に、全壊率が高い地域が広がっており、避難対策の検討等が必要です。（図Ⅶ-30）



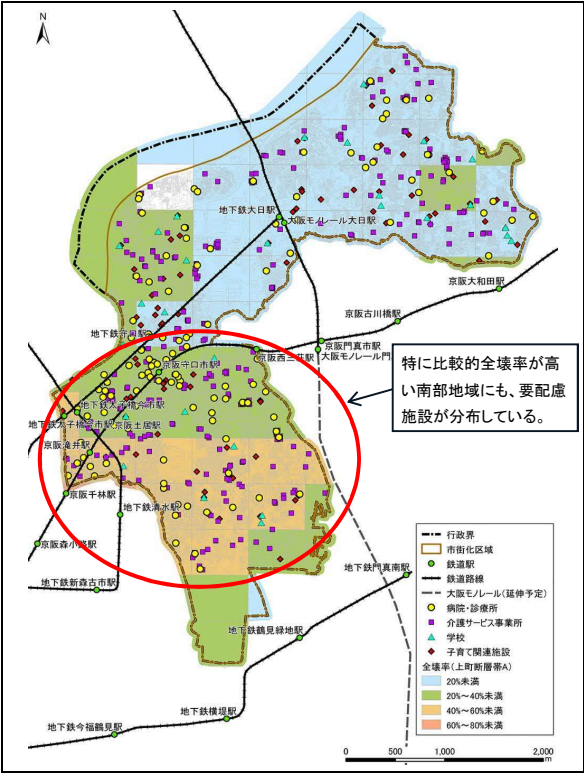
図Ⅶ-30 地震による倒壊危険度（上町断層帯地震A）+人口

資料：〈上町断層帯地震A〉大阪府（平成19年（2007年）3月）

〈人口〉国土数値情報、令和2年（2020年）国勢調査より作成

2) 要配慮施設分布との重ね合わせ

- 特に比較的全壊率が高い南部地域にも、要配慮施設が分布しており、要配慮施設の避難対策の検討等が必要です。(図Ⅶ-31)

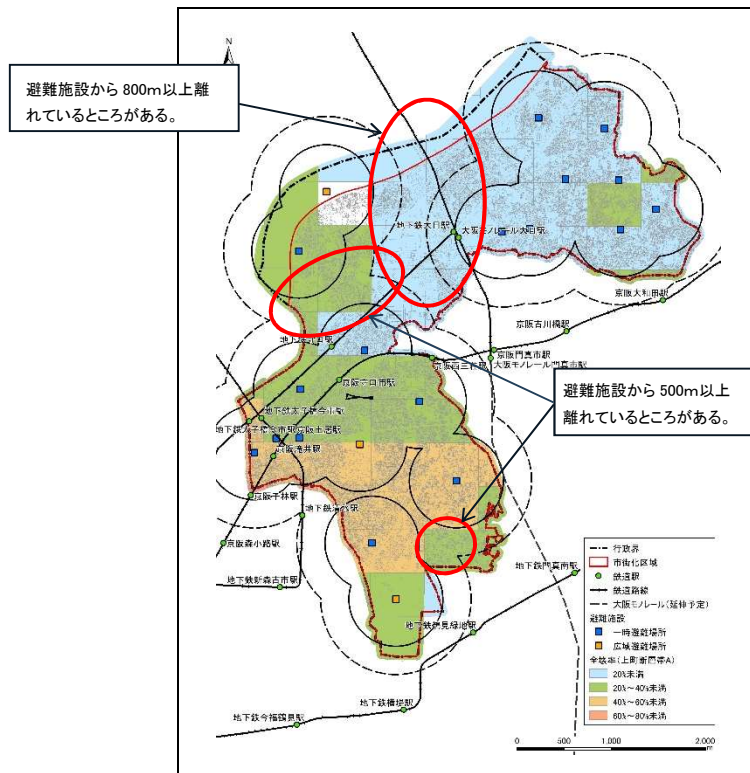


図Ⅶ-31 地震による倒壊危険度（上町断層帯地震 A）+要配慮施設

資料：〈上町断層帯地震 A〉大阪府(平成 19 年（2007 年）3 月）
〈要配慮施設〉病院・診療所：国土数値情報（令和 2 年度（2020 年度））
〈介護サービス事業所〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）1 月）
〈学校〉国土数値情報（令和 3 年度（2021 年度））
〈子育て関連施設〉守口市オープンデータ（令和 5 年（2023 年）2 月）

3) 避難施設分布との重ね合わせ

- 大規模な地震に対しては、避難施設への避難が必要となりますが、一部の地域では、避難施設から 500m 以上離れている地域があります。(図Ⅶ-32)
- また、場所によっては、800m (一般の人々の避難距離の目安) 以上離れている地域もあり、避難対策の検討等が必要です (図Ⅶ-32)



図Ⅶ-32 地震による倒壊危険度+避難施設

資料：〈上町断層帯地震A〉大阪府(平成 19 年(2007 年) 3 月)

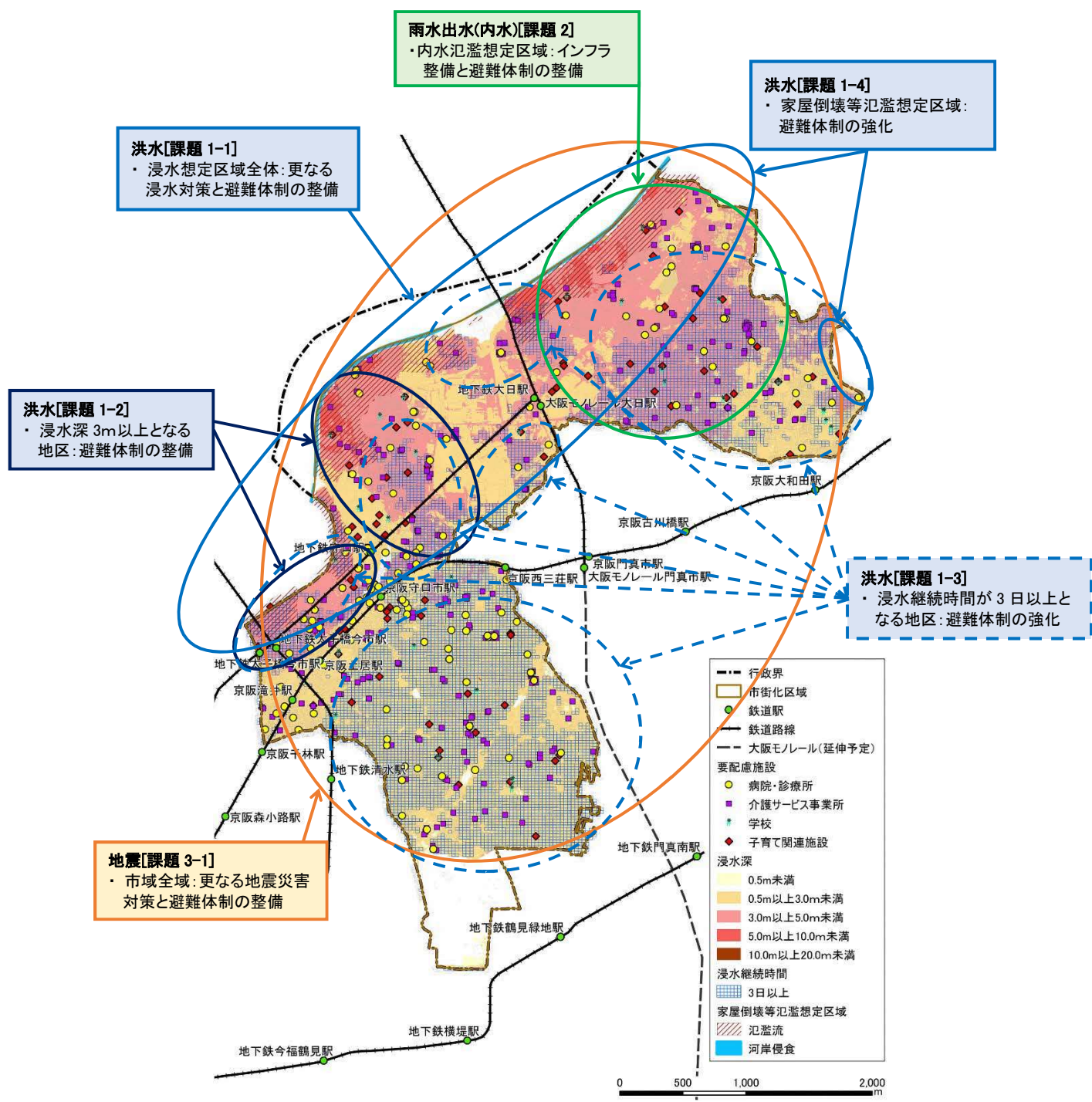
〈避難施設〉守口市地域防災計画(令和 6 年(2024 年) 3 月)を基に作成

5. 防災上の課題

- ・災害リスク分析を踏まえ、防災上の課題は、洪水、雨水出水（内水）、地震の災害種別に、次のように整理されます。（表Ⅶ－１）

表Ⅶ－１ 防災上の課題一覧

災害種別	課題番号	課題
1. 洪水	課題 1-1	<浸水想定区域全体：更なる浸水対策と避難体制の整備> ・居住地域や要配慮施設が位置している地区の浸水想定区域では、被害低減のため浸水対策の更なる検討や避難体制の整備が必要となります。
	課題 1-2	<浸水深 3m以上となる地区：避難体制の強化> ・淀川洪水浸水想定区域において浸水深 3m以上となる地域では、垂直避難が困難となるところもあり事前に安全な避難ができるよう避難体制の整備等が必要となります。 ・特に、1～2 階建物が集中する地区などでは、避難体制の整備等がより一層重要となります。
	課題 1-3	<浸水継続時間が 3 日以上となる地区：避難体制の強化> ・浸水継続時間が 3 日以上と長い地区では、早期の避難が重要であり、避難体制の強化が必要となります。 ・特に、要配慮施設が集中している地区では、施設利用者等に配慮した避難体制の確立が必要となります。
	課題 1-4	<家屋倒壊等氾濫想定区域：避難体制の強化> ・河岸侵食により家屋の基礎を支える地盤が流出するとともに、氾濫流により木造家屋の倒壊の恐れがあり、家屋が集中する地区では、避難体制の強化が必要となります。
2. 雨水出水（内水）	課題 2	<内水氾濫想定区域：インフラ整備と避難体制の整備> ・内水氾濫想定区域では、集中豪雨時等に雨水排水が十分に行えるよう更なるインフラ整備が必要です。 ・特に床上浸水（浸水深 0.5m以上）の可能性が高い地区では、インフラ整備とともに、避難体制の整備が必要となります。
3. 地震	課題 3	<市域全域：更なる地震災害対策と避難体制の整備> ・市域全域で、被害低減のための地震災害対策の更なる検討や避難体制の整備が必要となります。 ・特に、人口密度が高い地区、要配慮施設の集中地区では、被害規模が大きくなることから、十分な対策が必要です。



図Ⅶ-33 防災上の課題図

6. 防災まちづくりの方針

6－1 防災まちづくりの基本的な考え方

1) 浸水リスクの軽減

- 公共下水道未整備地区における下水道の整備を推進するほか、下水道や水路の適正な維持管理、大阪府による寝屋川北部地下河川の整備等により、浸水被害の軽減を図ります。

2) 密集市街地の改善による延焼リスク軽減

- 守口市密集市街地整備アクションプログラムに基づき、老朽建築物の倒壊による道路閉塞等の可能性により、避難が困難になる恐れを解消するため、老朽建築物・空き家の除却を重点的に推進します。また、そのための補助・支援制度等の活用促進を図ります。
- 地域防災力を一層向上させるため、地域特性に応じた防災活動への支援強化や、多様な主体と連携した防災啓発を推進します。

3) 要配慮者施設の連携対策

- 迅速な避難及び洪水発生時の被害を軽減させるため、本市において避難確保計画の作成促進、及び訓練の実施確認を行い、要配慮者施設等における避難誘導體制の整備を支援します。

6－2 防災対応方針

- 安全・安心で快適に暮らせるまちの実現を目指すためには、洪水および雨水出水（内水）や地震による災害リスクの軽減対策が必要となります。

6-3 防災まちづくりの施策

- 取組方針を踏まえ、ハード・ソフトの両面から施策を位置づけます。また、これら施策の計画的な進捗を図るため、短期（概ね5年程度）、中期（概ね10年程度）、長期（概ね20年程度）の達成目標を設定します。（表Ⅶ-2）

表Ⅶ-2 防災まちづくりの具体的な取組施策  完成予定  継続実施

取組方針	課題番号	取組施策		実現時期		
				短期	中期	長期
1. 洪水・雨水出水（内水）災害リスクの軽減	1-1	基盤整備	急激な雨水の流出を抑制する一時貯留施設の整備			▶
	1-1		一定規模の開発における保水性、透水性の高いオープンスペースの確保			▶
	1-1		淀川堤防等の整備、維持管理			▶
	2		東部地域の増補幹線等の整備による内水氾濫対策の促進	▶		
	1-1 ～ 1-4	事前避難	淀川沿いの洪水災害リスクの高い地区における「守口市地域防災計画」と連携した事前避難の徹底等			▶
2. 地震災害リスクの軽減	3	基盤整備	建替え促進等による不燃化の促進（老朽木造賃貸住宅の除却や建替に対する支援制度の活用）			▶
	3		市有建築物、認定こども園等、児童福祉施設、社会福祉施設の耐震化	▶		
	3		民間住宅・建築物の耐震化促進の働きかけ			▶
	3		「守口市空家等対策計画」に基づく空家の除却、除却後の跡地の活用等			▶
	3		守口市駅周辺などにおける建替えに合わせた幅員の狭い道路の拡幅			▶
	3		大日・八雲東町地区、東部地区における防災街区整備地区計画に基づく住宅等の不燃化の促進			▶

取組方針	課題番号	取 組 施 策		実現時期		
				短期	中期	長期
3. 共通する災害リスクの軽減	全て	情報提供	大阪府防災情報システム等を活用した災害関連情報の発信	▶		
	全て		広報誌、SNS 等を通じた防災情報の提供方法の周知	▶		
	全て	意識啓発	防災関連情報の提供など市民の防災意識の高揚に向けた取組みの推進	▶		
	全て		「マイタイムライン」の作成意義の周知や作成の促進	▶		
	全て		住民作成の防災マップ等に対する支援、防災マップの充実、啓発の推進	▶		
	全て	体制づくり	自主防災組織の結成など自助・共助による地域防災活動の促進	▶		
	全て		避難訓練の実施など地域コミュニティを活かした防災活動の推進	▶		
	全て		民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織などの協力による、要援護者の避難行動支援の体制づくりの促進	▶		
	全て	連携	地震等の大規模災害発生に対応するための幅広い事業者等と協力関係の構築	▶		
	全て		市災害受援計画の策定、災害ボランティア受入れの仕組みづくりや、災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成	▶		
	全て	事前計画	発災時の避難誘導計画の作成	→		
	全て		復興まちづくりのプロセスの明確化など迅速な事前復興の取組の推進	▶		
	全て	避難誘導	避難場所、避難路の指定・整備および避難場所、避難路の市民への周知	▶		
	全て		一時避難場所となる公園の防災機能の整備・充実	▶		
	全て		市民の避難場所等の確保に向けた防災協力農地の登録推進	▶		
	全て		避難所におけるマンホールトイレの整備推進	..▶		
	全て		避難所運営マニュアルの確立、地域住民主体による避難所運営の促進	▶		
	全て		避難路・緊急交通路における耐火性の高い樹木の取り入れなどの延焼防止対策、沿道施設の不燃化・耐震化の推進	▶		

6-4 目標値の設定

- 「6-1 防災まちづくりの基本的な考え方」を踏まえ、以下のとおり目標値を設定します。(表Ⅶ-3)

表Ⅶ-3 目標設定

目標		現状	目標値
雨水対策整備率	守口処理区 (※)	89.4% (令和3年度(2021年度))	100% (令和10年度(2028年度))
密集市街地における避難確率	①大日・八雲東町地区 ②東部地区	①96.1% ②96.6% (令和4年度(2022年度))	97.0% (令和7年度(2025年度))

※鴻池処理区の雨水対策整備率は、100%

守口市立地適正化計画

編集・発行 守口市都市整備部都市・交通計画課

〒570-8666

大阪府守口市京阪本通二丁目5番5号

TEL 06-6992-1685

平成30年3月30日策定

FAX 06-6992-1303

令和6年3月29日改定



守口市シンボルキャラクター もり吉



守口市